新規上場申請のための有価証券報告書

（Ｉの部）

ソニーフィナンシャルグループ株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 　代表取締役社長　岩永守幸殿
【提出日】	2025年９月８日
【会社名】	ソニーフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Sony Financial Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役　　遠藤　俊英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
【電話番号】	03-5290-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　吉川　潤一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
【電話番号】	03-5290-6500（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長　　吉川　潤一

目　　次

頁
第一部　【企業情報】……1
第１　【企業の概況】……1
１　【主要な経営指標等の推移】……6
２　【沿革】……10
３　【事業の内容】……11
４　【関係会社の状況】……12
５　【従業員の状況】……13
第２　【事業の状況】……15
１　【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】……15
２　【サステナビリティに関する考え方及び取組】……19
３　【事業等のリスク】……26
４　【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】……37
５　【重要な契約等】……67
６　【研究開発活動】……69
第３　【設備の状況】……70
１　【設備投資等の概要】……70
２　【主要な設備の状況】……70
３　【設備の新設、除却等の計画】……71
第４　【提出会社の状況】……72
１　【株式等の状況】……72
２　【自己株式の取得等の状況】……78
３　【配当政策】……78
４　【コーポレート・ガバナンスの状況等】……79
第５　【経理の状況】……102
１　【連結財務諸表等】……103
２　【財務諸表等】……182
第６　【提出会社の株式事務の概要】……192
第７　【提出会社の参考情報】……193
１　【提出会社の親会社等の情報】……193
２　【その他の参考情報】……193
第二部　【提出会社の保証会社等の情報】……194

頁

第三部　【特別情報】……195
　第１　【連動子会社の最近の財務諸表】……195
第四部　【株式公開情報】……196
　第１　【特別利害関係者等の株式等の移動状況】……196
　第２　【第三者割当等の概況】……197
　　１　【第三者割当等による株式等の発行の内容】……197
　　２　【取得者の概況】……199
　　３　【取得者の株式等の移動状況】……200
　第３　【株主の状況】……201

　監査報告書 ……巻末

第一部 【企業情報】
第１ 【企業の概況】

（はじめに）

当社グループは、当社、ソニー生命保険株式会社(以下「ソニー生命」)、ソニー損害保険株式会社(以下「ソニー損保」)及びソニー銀行株式会社(以下「ソニー銀行」)を中心に構成されており、当社は、ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行を直接の子会社とする金融持株会社であります。

当社グループは、“健康寿命”、“資産寿命”に加え、「自分らしく生きる」ことを“感動寿命”ととらえ、これら３つの寿命をコアコンセプトに位置づけるとともに、人に寄り添う力とテクノロジーの力で人生100年時代を自分らしく生きるお客様を支える存在であり続けるよう取組んでおります。

2023年５月18日に開催された当社の完全親会社であるソニーグループ株式会社(以下「SGC」)の2023年度経営方針説明会において、同社が保有する当社の80％超の株式を、現物配当(金銭以外の財産による配当)により同社株主に分配すること(以下「本スピンオフ」)の検討を開始することが公表され、SGCが2024年２月13日付で産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を経済産業大臣より受けたことを踏まえ、当社は本スピンオフの実行及び当社株式の上場に向けて具体的な準備を行っております。

本スピンオフは、SGC株主の皆様に金銭分配請求権を付与しない現物配当(金銭以外の財産による配当)を予定しており、本スピンオフに際して、株主の皆様の売買機会を確保する観点から、当社株式の東京証券取引所(以下「東証」)プライム市場への上場を前提としております。

今回の東証への上場は、当社にとって２度目の上場となります。当社は2007年に東証市場第一部に上場したのち、2020年７月に当時約65％の株式を保有していたSGCが当社株式等の公開買付けを成立させ、その後、当社は2020年８月に当社株式の上場を廃止しました。2020年の非上場化から本スピンオフに係る経緯は以下のとおりです。

１．当社の非上場化の概要

当社は2004年４月にソニーグループの金融持株会社として設立され、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行をグループの主たる事業会社として、金融サービスの提供を行ってきました。

業容や事業領域の拡大を踏まえ、2007年10月には他の金融事業者等との資本提携やM&Aの手段を確保すること、総合的な金融サービスを展開していく成長資金としての資金調達手段を多様化させることや会社の社会的信用・知名度の向上、優秀な人材の確保等を目的として、東証市場第一部へ上場しました。上場後も当社はSGCの連結子会社として金融サービスの提供を行ってきており、広く認知されている「ソニー」ブランドからもたらされる安心感や顧客のライフステージ・イベントに応じた多様な金融サービスの提供を強みとして、着実に業容を拡大してまいりました。

一方で、SGCと当社がともに上場会社として独立した事業運営を行っている状況では、それぞれの経営資源等の相互活用に際し、その有用性、取引としての客観的な公正性について当社の少数株主の利益をも考慮した慎重な検討を要することから、ソニーグループ一体となって迅速な意思決定を推し進めていくことが十分にできていないとの課題認識を持っておりました。

そのため、SGCと当社の親子上場関係を解消することで、当社の上場会社としての独立性の確保のために生じていた、ソニーグループと当社グループ間での人材交流や経営インフラ・各種情報の共有を行う上での制約といった様々な制約を取り除くことにより、ソニーグループ及び当社グループが一体となり迅速かつ柔軟な経営判断を可能とし、ソニーグループの各事業との連携を更に強化するために2020年５月19日にSGCによる当社株式等の公開買付け及び完全子会社化の方針が公表されました。

当社においても、2019年３月以降、事業面での協業やグループ経営体制の在り方等についてSGCとの間で継続して議論を重ね、2020年１月下旬には当社の完全子会社化に係る初期的な打診を受けました。当社の取締役会は打診を受けた検討の結果、事業環境の変化、競争環境の激化を踏まえると、既存事業のオーガニックな成長に加えて、付加価値の高い新しい金融サービスを創出することが必要と考え、SGCの完全子会社となることにより、ソニーグループとの連携を更に緊密にし、人的資源を含む経営資源やノウハウの相互活用をより迅速に推進することで当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。そして、当社の取締役会は、当社の企業価値向上並びに当社の少数株主の利益確保に係る検討、交渉、判断をする体制を構築する目的で設置した、当社から独立した(同社の独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される)特別委員会から提出された答申書を考慮の上、2020年５月19日に公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨を決議し、SGCの完全子会社となる方針を公表しました。その後、2020年７月14日をもって株式公開買付けが成立し、その後のSGCによる当社株式の全てを取得することを目的とした所定の手続きを経て、同年９月２日に当社はSGCの完全子会社となりました。

２．完全子会社化以降の価値向上の取組み

親子上場関係を解消しSGCの完全子会社となって以降、迅速な意思決定が可能となったことも活かしつつ、当社は一層の長期的な成長を目指し、価値向上を追求する取組みを進めてまいりました。

ソニーグループのテクノロジーの当社グループの各事業への更なる活用は、特に注力して進めた領域です。具体的には、ソニー生命において、ソニーグループと共同で開発した先進的な営業活動支援システム「GLiP」と「Biz-Plan WEB」が稼働したこと等により、ライフプランナーチャネル及び代理店チャネルの生産性向上を実現いたしました。「GLiP」は主に個人顧客向けに、ライフプランに応じた必要資金の現状と想定される不足を可視化することで、顧客ニーズを掘り起こすシステムです。「Biz-Plan WEB」は、中小企業を中心とした法人顧客向けに、財務分析や事業承継など、将来におけるリスクを可視化し、その対策を提案する総合コンサルティングツールです。これらの先進的なシステムにより、サービス品質の向上と、ライフプランナーチャネル及び代理店サポーターの生産性向上を実現しており、2023年度国際財務報告基準(以下「IFRS」)新契約価値(税引後)は、ライフプランナーチャネルで2019年度比２倍以上、代理店チャネルで同約３倍以上と顕著に伸展しております。

※　IFRS新契約価値(税引後)はIFRSに基づく新契約CSM＋新契約損失要素でIFRS新契約価値(税引前)を算定し、ソニー生命の実効税率を使用し税引後の数値を算定。2019年度はIFRS移行時の遡及適用によって算定した数値を記載。

ソニー生命の代理店チャネルは、特に法人顧客向けに注力することで、この５年間でライフプランナーチャネルに次ぐ第二の柱に成長しました。法人向けのIFRS新契約価値は2019年度の約90億円から2023年度の約570億円まで、６倍以上の著しい成長を達成しております。この成長は、前述の「Biz-Plan WEB」を含む先進的なシステムの活用に加えて、代理店の営業活動にデータ分析を活用した営業最適化プロジェクトを採用したことによるものです。この営業最適化プロジェクトとは、ソニー生命の本社主導によるデータ分析を活用した営業効率の最大化プロジェクトであり、代理店サポーターの営業活動の可視化と標準化、代理店と募集人の特性把握、それを踏まえたターゲティング戦略の精緻化といった施策を、段階的に実施してきました。結果として、潜在的な収益機会が多く見込める代理店と募集人に対して代理店サポーターが集中的に営業活動を実施することが可能となり、法人向け代理店からのIFRS新契約価値が大きく増加しました。

また、ソニー生命では機動的な商品戦略を通じた収益性の高い商品ミックスの移行にも取組んでおります。具体的には、この５年間の商品ミックスの変革として、従来は、個人向けに、終身保険に代表される資本負荷の高い商品の販売を主力としておりましたが、長期にわたって継続した低金利の環境に鑑み、資本負荷の高い商品の販売を抑制しております。終身保険でまとめて提供していた「貯蓄」と「保障」の機能をアンバンドル化し、貯蓄に向けては変額年金(SOVANI)といった資産形成商品の販売、保障のニーズに対しては定期保険や収入保障保険の販売に注力しております。また、新たに強化した法人向けでは、変額定期保険を中心とした保障性商品の販売が大きく増加しました。結果として、2023年度の新契約においては、資本効率が高い商品の構成比率が高まりました。

更に、当社の機関設計について、2024年10月に指名委員会等設置会社に移行いたしました。これにより、経営における監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の監督機能の強化と透明性の向上を図るとともに、意思決定の迅速化と執行のスピードアップを実現し、ガバナンス面からも幅広いステークホルダーに真に評価していただける価値創出を目指しているところです。

2024年度からの３カ年における中期経営計画の具体的な戦略として、いわゆる「両利きの経営」に基づき、「深化と探索」を重視し、既存ビジネスの成長である「深化」と、更なる成長に向けたグループ横断の取組みである「探索」の両面により持続的な企業価値の向上を目指してまいります。「深化」としては、主要３子会社をはじめとする各事業の持続的なオーガニック成長を着実に実現してまいります。また、更なる成長に向けたグループ横断的な取組みである「探索」としては、次のテーマを中心に進めてまいります。

①若年層との非金融接点強化

②シニア層の資産形成～承継・介護支援

③保険製作所*による準富裕層への開拓

④ソニーグループとの連携強化

＊　全国10地域に展開するライフプランナーによる来店型店舗

３．SGCによる本スピンオフの目的及び理由

今回、本スピンオフを実行し再び上場する目的及び理由は、ソニーグループ及び当社グループを取り巻く経営環境・社会の変化が激しい現在の状況も踏まえつつ、それぞれの事業で必要な成長投資を機動的に実行し、長期的な株主価値を最大化することであります。

SGCにおいて、金融事業の更なる成長に向けた経営資源投入の必要性については、完全子会社化以前から課題としていましたが、SGCが成長領域としているエンタテインメント事業や半導体事業における環境も大きく変化し、これまで以上の経営資源の投入を行う必要が生じ、金融事業へより多くの経営資源を振り分けることが難しくなってきました。一方、金融事業の今後の成長の観点からは、２つのポイントを考慮する必要があります。

一点目はブランディングの更なる強化です。国内市場に特化したリテール金融においては、ソニーブランドそのものが顧客に対する長期の安心・安全の約束となっており、ブランディングの訴求は金融事業として、継続して強化していく必要があります。

二点目は成長投資です。顧客基盤の拡大には、ソニーグループ各社とのデータ連携などDXインフラを効率的、効果的に活用するとともに、IT/システム投資や、長期的に起こりうる業界再編などをにらんだM&A投資などが必要になります。この成長投資の実行だけでなく、金融事業には規制産業であるが故に財務の健全性も強く求められ、多くの資本が必要となります。

このように、ソニーグループ全体のキャピタルアロケーションという観点では、金融事業への投資と、拡大していくエンタテインメント、半導体事業などへの投資との両立は容易ではないため、金融事業が本スピンオフを通じて、社名・ブランドなどを変えることなく、また、ソニーグループとの連携を引き続き追求しやすい態様で、独自の資金調達能力を獲得することを目指しています。

４．本スピンオフのスキーム

(1) 当社株式の上場について

本スピンオフにより当社株式を保有することとなるSGC株主に、当社株主としての売買機会を確保する観点から、当社は本スピンオフの実行に際して、東証プライム市場への上場を予定しております。また、本スピンオフでは、公募又は売出しを行わずに既存の株式だけを上場するダイレクトリスティングを選択しております。

(2) パーシャル・スピンオフの選択について

本スピンオフの実行後もSGCが当社の一部の株式を引き続き保有することで、当社グループが社名を含むソニーブランドを継続的に活用し、ソニーグループとの連携が維持できるようにパーシャル・スピンオフを選択しました。

本スピンオフでは、令和５年度税制改正において制定されたパーシャル・スピンオフ税制の税制適格要件に基づきSGCが保有する当社株式の80％超がSGCの現物配当の基準日(2025年９月30日)時点のSGC株主に対して分配され、残りの20％未満の持分をSGCが継続保有することとなります。

(3) 現物配当の日程(予定)

日程	内容
2025年９月３日(水)	現物配当実行に係るSGC取締役会決議
2025年９月26日(金)	SGC株式の権利付最終日
2025年９月29日(月)	SGC株式の権利落ち日 当社株式の東証上場予定日(分配対象となる当社株式の東証での取引が可能となる日)
2025年９月30日(火)	現物配当基準日
2025年10月１日(水)	現物配当効力発生日／分配実行日

(4) 現物配当の方法

2025年９月30日(火)を基準日として、同日時点のSGC株主名簿に記録された株主の保有する同社株式１株につき、当社株式１株の割合で現物配当が行われる予定です。

５．現物配当に関する税務上の取扱い

(1) 日本における課税について

本スピンオフでは、日本の税制上、SGCは当社株式の現物配当に係る株式譲渡損益課税を受けることはなく、また、当該当社株式の分配を受けるSGC株主の皆様も課税を受けないことになります。

(2) 日本における税務上の取得価額の取扱い

日本の税制上、本スピンオフ直後の当社株式及びSGC株式の税務上の各取得価額は、税務上の分配資産割合を用いて以下の計算式により算出された価額となります。なお、SGCによれば、2025年５月14日時点の分配資産割合の概算値は「0.20」程度と見込まれますが、確定次第、改めてSGCよりお知らせするとのことです。

・本スピンオフ直後の当社株式の１株当たりの取得価額(Ｘ)
　＝本スピンオフ直前のSGC株式の１株当たりの取得価額(Ｙ)×分配資産割合
・本スピンオフ直後のSGC株式の１株当たりの取得価額(Ｚ)＝(Ｙ)－(Ｘ)
　※　法人株主の場合、「取得価額」を「(税務上の)帳簿価額」と読み替えて計算します。

なお、上記の税務上の取得価額は、当社株式及びSGC株式のそれぞれの取引値段及び株式価値を意味するものではありません。

(3) 現物配当に関する米国連邦税法上の取扱い

SGC株主の皆様のうち、米国連邦税法上、米国市民、米国居住者及び米国法人、その他SGC株式に関して課税所得ベースで米国連邦税法上の課税対象となる株主の皆様においては、本スピンオフに伴い分配される当社株式の公正な市場価値に相当する金額が課税対象の配当として取り扱われる見込みです。

※　上記の税務上の取扱いは、本スピンオフとしての現物配当に関する税務上の取扱い及び株主の皆様に必要となる税務上の手続き等を網羅的にご説明するものではなく、また、現物配当に関して日本及び米国以外の国・地域における税務上の取扱いをご説明するものでもありません。日本及び米国を含めた各国・各地域の税法上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認ください。

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月
経常収益	(百万円)	2,207,285	2,190,092	2,137,696	3,450,300	2,618,712
経常利益	(百万円)	77,301	79,886	122,370	54,358	44,889
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	47,186	41,638	118,525	41,176	78,791
包括利益	(百万円)	30,273	△2,742	37,202	3,440	75,730
純資産額	(百万円)	691,699	649,086	644,955	594,008	669,754
総資産額	(百万円)	17,019,255	19,032,939	20,019,761	22,083,761	23,370,923
１株当たり純資産額	(円)	1,582.92	1,483.80	1,473.45	1,365.22	1,539.27
１株当たり当期純利益	(円)	108.45	95.70	272.41	94.64	181.09
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	4.05	3.39	3.20	2.69	2.87
自己資本利益率	(%)	6.85	6.24	18.42	6.67	12.47
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	734,384	1,053,038	418,604	782,948	1,502,191
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△757,679	△623,819	△508,757	△574,032	△1,202,014
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△30,960	△39,690	△42,170	△53,106	△10,654
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	497,195	889,140	756,493	913,405	1,202,168
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	11,907 (1,527)	12,251 (1,576)	12,596 (1,577)	12,695 (1,555)	13,356 (1,535)

(注) １．従業員数は就業人員数です。

２．前連結会計年度(第20期)及び当連結会計年度(第21期)の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第210条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第17期、第18期及び第19期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

３．2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年８月21日付東証上審第133号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第19期以前の数値については、PwC Japan有限責任監査法人の監査は受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月
１株当たり純資産額 (円)	96.33	90.30	89.67	83.09	93.68
１株当たり当期純利益 (円)	6.60	5.82	16.58	5.76	11.02
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	－	－

４．第20期以前の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

６．株価収益率は、当社株式が2020年８月31日に上場廃止となったため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月
営業収益	(百万円)	38,470	48,520	49,098	89,061	112,408
経常利益	(百万円)	34,495	45,834	45,722	85,211	107,216
当期純利益	(百万円)	27,367	45,750	45,589	83,524	107,819
資本金	(百万円)	20,029	20,029	20,029	20,029	20,029
発行済株式総数	(千株)	435,100	435,100	435,100	435,100	435,100
純資産額	(百万円)	255,247	261,838	266,093	299,581	407,417
総資産額	(百万円)	276,358	282,810	287,344	323,254	421,349
１株当たり純資産額	(円)	586.64	601.79	611.57	688.53	936.34
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	90.00 (－)	95.00 (－)	115.00 (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益	(円)	62.90	105.15	104.78	191.97	247.80
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	92.36	92.58	92.60	92.68	96.69
自己資本利益率	(%)	10.66	17.70	17.27	29.53	30.50
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	143.08	90.35	109.75	－	－
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	87 (7)	114 (10)	151 (10)	180 (12)	215 (14)
株主総利回り (比較指標：－)	(%)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
最高株価	(円)	2,616	－	－	－	－
最低株価	(円)	1,680	－	－	－	－

(注) １．従業員数は就業人員数です。
２．前事業年度(第20期)及び当事業年度(第21期)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第210条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、第17期、第18期及び第19期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

３．2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年８月21日付東証上審第133号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第19期以前の数値については、PwC Japan有限責任監査法人の監査は受けておりません。

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月
１株当たり純資産額	(円)	35.70	36.62	37.22	41.90	56.98
１株当たり当期純利益	(円)	3.83	6.40	6.38	11.68	15.08
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	5.47 (－)	5.78 (－)	6.99 (－)	－ (－)	－ (－)

４．第20期以前の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

５．第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

６．第20期及び第21期の１株当たり配当額及び配当性向は、配当を実施していないため記載しておりません。

７．株主総利回り、比較指標及び株価収益率は、当社株式が2020年８月31日に上場廃止となったため記載しておりません。

８．最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、当社株式は2020年８月31日に上場廃止となったため、最終取引日である2020年８月28日までの株価について記載しております。

２ 【沿革】

年月	事項
2004年３月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)が金融庁より保険業法に基づく保険持株会社の設立及び銀行法に基づく銀行持株会社の設立認可を取得
2004年４月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)からの会社分割によりソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(当社)を設立 傘下にソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社を置く
2007年６月	ソニー銀行株式会社が子会社として「ソニーバンク証券株式会社」を設立(2012年８月、全株式を譲渡)
2007年８月	ソニー生命保険株式会社がエイゴン・グループとの折半出資により「ソニーライフ・エイゴン・プランニング株式会社」を設立(2009年８月、生命保険業免許を取得し「ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社」に商号変更)
2007年10月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2009年10月	ソニー生命保険株式会社がエイゴン・グループとの折半出資により再保険会社「SA Reinsurance Ltd.」を設立(2023年３月清算結了)
2011年７月	ソニー銀行株式会社が株式会社スマートリンクネットワークの株式を取得(2015年４月「ソニーペイメントサービス株式会社」に商号変更。2024年１月に株式を一部譲渡し、持分法適用関連会社化)
2012年12月	ソニー生命保険株式会社が子会社Sony Life Insurance (Philippines) Corporationの全株式を譲渡
2013年11月	介護付有料老人ホームを運営するシニア・エンタープライズ株式会社の全株式を取得(2014年４月よりソニー・ライフケア株式会社の傘下に置く。同年10月「ライフケアデザイン株式会社」に商号変更)
2014年４月	会社分割により介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」を設立
2015年５月	ソニー・ライフケア株式会社が株式会社ゆうあいホールディングスの株式を取得(2017年８月、ゆうあいホールディングスグループは会社統合を行い「プラウドライフ株式会社」に商号変更)
2018年７月	投資子会社「ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社」を設立
2018年10月	ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社がグローバル・ブレイン株式会社との共同出資により「SFV・GB投資事業有限責任組合」を設立
2020年１月	ソニー生命保険株式会社がソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(2020年４月「ソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社」に商号変更)及びSA Reinsurance Ltd.を完全子会社化
2020年８月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)による当社株式等に対する公開買付けにより東京証券取引所市場第一部上場廃止
2020年９月	ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)が当社を完全子会社化
2021年４月	ソニー生命保険株式会社がソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社を吸収合併
2021年10月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社からソニーフィナンシャルグループ株式会社に商号変更
2024年９月	ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社がグローバル・ブレイン株式会社との共同出資により「SFV・GB２号投資事業有限責任組合」を設立
2024年10月	指名委員会等設置会社へ移行
2024年12月	「株式会社justInCase(現 非連結子会社)」の全株式を取得

3 【事業の内容】

当社グループは、ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行を中心に構成されており、当社は、これらを直接の子会社とする金融持株会社であります。

また、当社は、介護事業を統括する持株会社「ソニー・ライフケア株式会社」(以下「ソニー・ライフケア」)及びベンチャーキャピタル事業を担う「ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社」(以下「ソニーフィナンシャルベンチャーズ」)を連結の範囲に含めております。

当社は、当社グループのビジョン・バリューを、当社グループの経営戦略の策定や経営の意思決定における根幹となる考え方と位置づけております。当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

生命保険事業　ソニー生命は、ライフプランナー(営業社員)及びパートナー(募集代理店)によるきめ細かなコンサルティングに基づくオーダーメイドの生命保険を提供しております。

損害保険事業　ソニー損保は、自動車保険や火災保険、医療保険などを、インターネットや電話を通じて提供しております。

銀行事業　ソニー銀行は、預金(円・外貨)、住宅ローン、投資信託、外国為替証拠金取引などを、インターネットを通じて提供しております。

当社は、2004年４月１日付で、ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)からの会社分割により設立された金融持株会社であります。本書提出日現在、ソニーグループ株式会社は当社株式を100％保有しております。

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図](2025年７月１日現在)

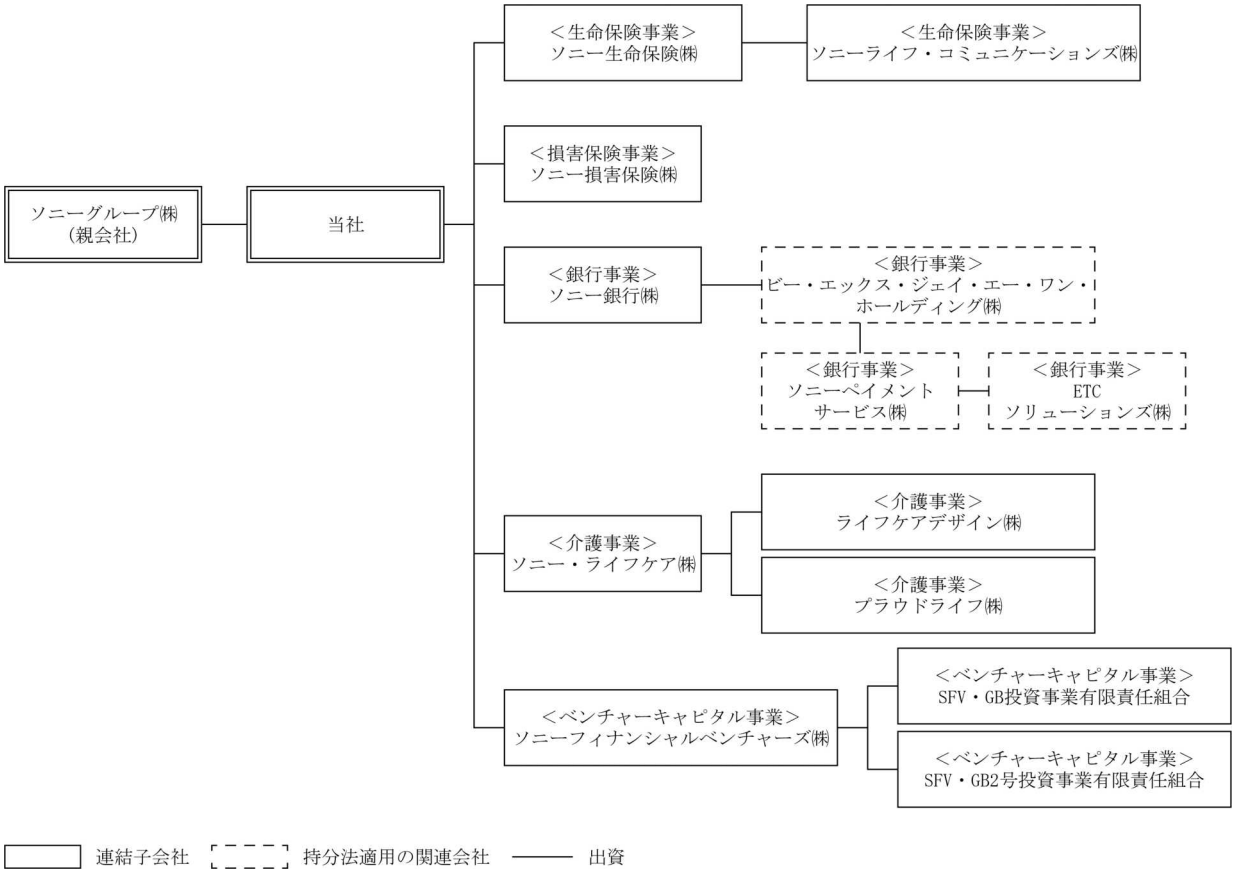

4 【関係会社の状況】

当連結会計年度に係る当社の主な関係会社の状況は、次のとおりです。

(1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
ソニーグループ株式会社	東京都 港区	881,356	子会社の経営管理	100.0	商号・商標使用許諾契約の締結、出向者の受入、その他

(2) 連結子会社　　10社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
ソニー生命保険株式会社	東京都 千代田区	70,000	生命保険業	100.0	経営管理契約書に基づく経営管理料の収納、役員の兼任等、出向者の受入、その他
ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社	東京都 千代田区	3,500	生命保険の募集に関する業務	100.0 (100.0)	役員の兼任等
ソニー損害保険株式会社	東京都 大田区	20,000	損害保険業	100.0	経営管理契約書に基づく経営管理料の収納、役員の兼任等、出向者の受入、その他
ソニー銀行株式会社	東京都 千代田区	38,500	銀行業	100.0	経営管理契約書に基づく経営管理料の収納、役員の兼任等、出向者の受入、その他
ソニー・ライフケア株式会社	神奈川県 川崎市	2,625	介護事業を行う会社の経営管理	100.0	経営管理契約書に基づく経営管理料の収納、役員の兼任等、出向者の受入、その他
ライフケアデザイン株式会社	神奈川県 川崎市	100	有料老人ホームの企画・開発・運営	100.0 (100.0)	役員の兼任等
プラウドライフ株式会社	神奈川県 川崎市	33	有料老人ホーム等の管理・運営・企画	100.0 (100.0)	役員の兼任等、債務保証
ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社	東京都 千代田区	10	ベンチャーキャピタル事業	100.0	経営管理契約書に基づく経営管理料の収納、役員の兼任等、出向者の受入、その他
SFV・GB投資事業有限責任組合	東京都 渋谷区	5,700	投資事業組合	―	―
SFV・GB２号投資事業有限責任組合	東京都 渋谷区	500	投資事業組合	―	―

(3) 持分法適用関連会社　　３社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
ビー・エックス・ジェイ・エー・ワン・ホールディング株式会社	東京都 港区	0	クレジットカード決済事業会社の持株会社	20.0 (20.0)	―
ソニーペイメントサービス株式会社	東京都 港区	100	クレジットカード決済事業	20.0 (20.0)	―
ETCソリューションズ株式会社 (注)６	東京都 港区	50	同上	14.0 (14.0)	―

(注) １．ソニーグループ株式会社は有価証券報告書の提出会社であります。

２．ソニー生命、ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社、ソニー損保、ソニー銀行及びソニー・ライフケアは、それぞれ特定子会社に該当します。

３．ソニー生命については、経常収益の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。当連結会計年度における主要な損益情報等は以下のとおりであります。

(1) 経常収益　2,316,923百万円　(2) 経常利益　21,627百万円　(3) 当期純利益　58,186百万円

(4) 純資産　321,045百万円　(5) 総資産　16,934,130百万円

４．議決権の所有割合の(　)は間接所有割合で内数であります。

５．ソニーフィナンシャルベンチャーズは、SFV・GB投資事業有限責任組合及びSFV・GB２号投資事業有限責任組合に対し、有限責任組合員として99.5%を出資しております。

６．持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年７月１日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
生命保険事業	9,945	(291)
損害保険事業	1,702	(445)
銀行事業	740	(72)
その他、全社(共通)	1,262	(698)
合計	13,649	(1,506)

(注) １．従業員数は就業人員数(グループ外から当社グループへの出向者を含めております。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。)は、平均人員を(　)外数で記載しております。

２．「その他、全社(共通)」として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の従業員並びに子会社である介護事業及びベンチャーキャピタル事業における従業員です。

(2) 提出会社の状況

2025年７月１日現在

従業員数(人)		平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
248	(13)	45.2	3.5	12,433

セグメントの名称	従業員数(人)	
生命保険事業	58	(0)
損害保険事業	18	(0)
銀行事業	31	(0)
全社(共通)	141	(13)
合計	248	(13)

(注) １．従業員数は就業人員数(社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含みます。)は、平均人員を(　)外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含めております。当社と子会社との兼務者の給与については含めておりません。

３．「全社(共通)」として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の従業員です。

４．直近日までの１年間において従業員数が51名増加しております。主な理由は、2024年度を始期とする中期経営計画推進に向けて当社の役割強化を目的に、当社グループからの出向者及び社外からの採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありません。労使間において特筆すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 連結会社

2025年３月31日現在

管理職に占める女性労働者の割合(%)(注)３	男性労働者の育児休業取得率(%)(注)４	労働者の男女の賃金の差異(%)			補足説明
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
18.2	90	47.8	61.1	23.5	対象期間：当事業年度 賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く 正規雇用労働者：社外からの出向受入社員、海外からの赴任者、対象期間中に満期で国内在籍していない社員(赴任、休職、入社、退社等)を除く パート・有期労働者：有期契約社員(定年再雇用社員を含む)、嘱託社員、パートタイムを含み、派遣社員を除く

(注) １．当社、ソニー生命(本社内勤社員のみ)、ソニー損保、ソニー銀行、ソニー・ライフケア、ライフケアデザイン株式会社及びプラウドライフ株式会社(以下「グループ対象会社」)を対象として、当事業年度末実績をグループ対象会社で合算し算出した割合であります。

２．「管理職に占める女性労働者の割合」及び「労働者の男女の賃金の差異」については、男性管理職数及び男性労働者の賃金をそれぞれ100%とした場合の女性管理職数及び女性労働者の賃金を百分率で示した数値(小数第２位を四捨五入し小数第１位までを表記)を記載しております。

３．管理職に占める女性労働者の割合については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)(以下「女性活躍推進法」)に基づく一般事業主行動計画において定めた女性管理職比率と同定義で算出しております。

４．男性労働者の育児休業取得率については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成３年法律第76号)(以下「育児・介護休業法」)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成３年労働省令第25号)(以下「育児・介護休業法施行規則」)第71条の６第２号が定める育児休業等をしたものの数及び育児を目的とした休暇制度を利用したものの数の合計数の割合(小数第１位以下を切り捨て)を算出しております。

② 主要な連結子会社

2025年３月31日現在

名称	管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)(注)２	労働者の男女の賃金の差異(%)		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
ソニー生命	7.4 (注)３	46	40.8 (注)４	53.6	15.6
ソニー損保	7.4	75	48.6	56.4	30.9
ソニー銀行	24.4	84	70.4	71.1	51.0
ライフケアデザイン㈱	26.2	100	77.0	89.3	92.3
プラウドライフ㈱	35.7	85	73.4	89.2	85.1

(注) １．「管理職に占める女性労働者の割合」及び「労働者の男女の賃金の差異」については、男性管理職数及び男性労働者の賃金をそれぞれ100%とした場合の女性管理職数及び女性労働者の賃金を百分率で示した数値(小数第２位を四捨五入し小数第１位までを表記)を記載しております。

２．男性労働者の育児休業取得率については、育児・介護休業法の規定に基づき、育児・介護休業法施行規則第71条の６第２号が定める育児休業等をしたものの数及び育児を目的とした休暇制度を利用したものの数の合計数の割合(小数第１位以下を切り捨て)を算出しております。

３．ソニー生命の本社内勤社員の管理職に占める女性労働者の割合は、16.2%であります。

４．ソニー生命の本社内勤社員の男女の賃金の差異は、管理職92.5%、一般職84.0%であります。

５．労働者の男女の賃金の差異は、以下の基準で算定しております。

対象期間：当事業年度

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く

正規雇用労働者：社外からの出向受入社員、海外からの赴任者、対象期間中に満期で国内在籍していない社員(赴任、休職、入社、退社等)を除く

パート・有期労働者：有期契約社員(定年再雇用社員を含む)、嘱託社員、パートタイムを含み、派遣社員を除く

第２　【事業の状況】

１　【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、生命保険・損害保険・銀行を中心とした金融グループであり、当社は持株会社としてグループ経営を統括し、各社はそれぞれがユニークな「強み」を有しつつビジネスを展開しております。

現在、2024年度を始期とする３カ年の中期経営計画が進展しており、2025年度からは企業理念を再定義のうえ、「感動できる人生を、いっしょに。」をOur Vision(私たちのありたい姿)として定めました。これは、お客さまの“自分らしい人生”に寄り添い、支えることで、ソニーグループが掲げる「感動」の提供に貢献し続ける想いを明確にしたものです。

また、グループ各社に共通する「想いに寄り添う。」「自分らしさを磨く。」「一歩前へ。」「フェアであり続ける。」の４つをOur Values(私たちの価値観)とするとともに、生きる土台である「健康寿命」、経済的な健全性である「資産寿命」、自分らしく生きる「感動寿命」の３つをOur Foundation(私たちの事業における礎)と定義しております。

Our Foundation(私たちの事業における礎)に据える「感動寿命」を中心とした３つの寿命を起点に、グループ社員一人ひとりがOur Values(私たちの価値観)を発揮することで、Our Vision(私たちのありたい姿)の実現を目指してまいります。

ソニーフィナンシャルグループ

企業理念体系

Our Vision
私たちのありたい姿

感動できる人生を、いっしょに。

Our Values
私たちの価値観

想いに寄り添う。
お客さまの想いや声に自ら寄り添う姿勢が、
お客さま一人ひとりの感動を支える。

自分らしさを磨く。
自らの感動体験や自分らしさを尊重し磨くことが、
お客さま一人ひとりの感動を支える。

一歩前へ。
自ら一歩踏み出す挑戦が、
お客さま一人ひとりの感動を支える。

フェアであり続ける。
自らの誠実な姿勢とフェアな判断の積み重ねが、
お客さま一人ひとりの感動を支える。

Our Foundation
私たちの事業における礎

感動できる人生を支える３つの寿命

感動寿命
自分らしく生きる

資産寿命
経済的な健全性

健康寿命
生きる土台

Sony's Purpose & Values

https://www.sony.com/ja/SonyInfo/CorporateInfo/purpose_and_values/

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、競争環境の激化、金融市場の急速な変化、お客さまニーズの多様化などによって厳しさを増しております。これに加えて、急速なデジタル化の進展をはじめとする従来のビジネスモデルへのチャレンジも顕在化しております。

このような経営環境の中、当社は、親会社であるソニーグループ株式会社が、2024年２月13日付で、経済産業大臣より当社のパーシャル・スピンオフ(以下「本スピンオフ」)に関して産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けたことを踏まえ、本スピンオフの実行及び当社株式の上場に向けて準備を進めて参りました。本スピンオフの詳細については、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

今後も当社グループが財務の健全性を保ちつつ、一層の長期的な成長を目指していくためには、ITシステムの拡充や成長投資が必要となり、そのための財務基盤を整備することが必須になるものと認識しております。本スピンオフは、ソニーブランドの継続活用を実現する一方で、当社の財務柔軟性を高め、成長投資への道を開くものであります。

中期経営計画の具体的な戦略としては、いわゆる「両利きの経営」の考え方に基づき、「深化と探索」を重視し、既存ビジネスの成長である「深化」と、更なる成長に向けたグループ横断の取組みである「探索」の両面により持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

「深化」としては、主要３子会社をはじめとする各事業の持続的なオーガニック成長を着実に実現してまいります。

また、更なる成長に向けたグループ横断的な取組みである「探索」としては、次のテーマを中心に進めてまいります。

① 若年層との非金融接点強化

金融教育コンテンツやWeb３エンタメアプリ等のデジタルプラットフォームを軸として非金融接点を構築し、当該接点から連続的に当社グループの金融サービスに誘導することを狙いとしております。

② シニア層の資産形成～承継・介護支援

プレシニア及びシニア層のニーズに対応した最適な商品サービスの開発及び拡充により、50歳代以降の顧客基盤を強固なものとしてまいります。

③ 保険製作所※による準富裕層への展開

ライフプランナーを店舗でチーム化することで組織力を底上げし、顧客のコミュニティ化や商品ラインナップの拡充等を進めることを通じて、準富裕層の獲得を目指してまいります。

(※) 全国10地域に展開するライフプランナーによる来店型店舗

④ ソニーグループとの連携強化

ブランドとテクノロジーを２つの軸として、グループ連携の更なる強化を図ってまいります。

ブランドに関しては、本スピンオフ以降もソニーブランドを継続して使用可能予定であり、ソニーグループとの事業間連携を通じてブランド価値の更なる向上を進めてまいります。また、テクノロジーに関しても、ソニーグループが強みを持つ技術の活用や事業間連携により、非金融から金融へのシームレスな顧客体験の創出を目指してまいります。

更に、「安定した利益成長と株主還元」・「サステナビリティの強化」・「再上場を見据えた態勢構築」を軸とした経営基盤の強化にも継続的に取組んでまいります。特に「再上場を見据えた態勢構築」では、当社の機関設計について、2024年10月より指名委員会等設置会社に移行いたしました。従前より当社グループは、金融庁の『顧客本位の業務運営に関する原則』に基づき、当社及び主要３子会社において各々業務運営方針を策定・公表して適切な業務運営に努めておりますが、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、反社会的勢力排除に向けた態勢、個人情報保護等の内部管理態勢の充実をグループ全体でより一層進め、経営品質の不断の向上に努めてまいります。

なお、ソニーグループ株式会社の当社に対する持分比率は本スピンオフの実施に伴い20%未満となり、当社はソニーグループ株式会社の「子会社」から「その他の関係会社」となります。当社としては、ソニーグループの事業とは事業上の関連性が薄いこと、当社及び当社グループ各社が金融庁の監督下にある認可事業等として保険業法及び銀行法に則って事業を行っていることなどから、経営・事業活動の両面においてソニーグループから一定の独立性が確保されていると認識しております。当社及び当社グループ各社の従業員(無期雇用の者)における、ソニーグループ各社(当社グループを除く)からの出向者が占める割合は限定的であり、いずれも出向者に依存した人員体制ではなく、上場時においても当該傾向は変わらないものと考えております。また、当社及び当社グループ各社の統括部長級におけるソニーグループからの出向者については、上場前に転籍若しくは出向解除を行います。更に、関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、取締役会の決議等の決裁を受けることとしておりますが、上場後も取引の適正性を確保する体制の整備を継続してまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社は、2024年度を始期とする３カ年の中期経営計画目標として、以下に示す指標の達成を目指していくこととしております。グループERM(Enterprise Risk Management)の枠組みを活用し、資本・リスク・リターンのバランス及び最適化を図るとともに、資本効率の向上をグループ全体の経営に浸透させ、持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指してまいります。

なお、当社は、資本市場における国際的な財務情報の比較可能性の向上及び当社が重視する長期視点での経営に適した経営指標を示す観点から、国際財務報告基準(以下「IFRS」)に基づく将来の目標値を開示しており、2026年度でのIFRSへの移行を目標に、IFRS適用に向けた態勢整備を進めております。

経営指標	目標水準
IFRS 修正純利益　(注)１、２	＜2026年度＞　1,250億円
IFRS 修正ROE　　(注)１、２	＜2026年度＞　10%以上

(注) １．IFRS 修正純利益及びIFRS 修正ROEの定義は以下のとおりです。

IFRS 修正純利益		連結当期純利益 － 調整項目
調整項目 (全て税引後)	ソニー生命	投資損益のうち変額保険関連損益※1・為替差額(除くヘッジコスト相当分等※2)
		保険金融損益のうち変額保険関連損益※3・為替差額
		有価証券の売却損益
		その他一過性の損益
	当社、 ソニー損保、 ソニー銀行、 その他子会社	一過性の損益
IFRS 修正ROE		修正純利益÷純資産* ＊分母となる純資産は四半期平均純資産を使用：(期首純資産＋各四半期末純資産)÷５

(※１)　変額保険・変額個人年金保険見合いで有する、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産から生じるもの。

(※２)　ヘッジポジションを保持するために必要な取引手数料・マージンコスト。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定(FVO指定)した債券から生じる当期の経過利息(期首金利に基づく)を含む。

(※３)　変額保険・変額個人年金保険に係る基礎となる項目の変動並びに金利及びその他金融リスクの変動による影響。

２．IFRS 修正純利益及びIFRS 修正ROEは一時的な損益の影響を含まないことから、事業の持続的な収益力を表すとともに、当社グループ全体の投資とそのリターンの循環による中長期での事業拡大をマネジメントの観点から確認することができると考えております。また、これらの経営指標はIFRS及び日本の会計基準に則った開示ではありませんが、当社はこれらの開示が投資家の皆様に有益な情報を提供すると考えております。なお、これらの経営指標は、IFRSに則って開示されるソニーグループ株式会社及び日本の会計基準に則って開示される当社、ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行の経営成績を代替するものではなく、追加的なものとしてご参照ください。

２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ共通

当社グループは、Our Vision(私たちのありたい姿)として「感動できる人生を、いっしょに。」を掲げ、感動できる人生を支える３つの寿命として、“感動寿命(自分らしく生きる)”“資産寿命(経済的な健全性)” “健康寿命(生きる土台)”をOur Foundation(私たちの事業における礎)と位置づけております。

これらの考えのもと、グループ各社の事業を通じた取組みにより、「自分らしく生きる人」を支えるとともに、「人」を取巻く「社会」・「環境」の課題解決に貢献し、持続可能な社会の実現と企業価値向上に努めてまいります。

更に、私たちは環境保全活動に取組むとともに、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に沿った気候変動に関連する情報開示を推進しております。

これからも、事業活動を通じて持続的に社会価値と経済価値を生み出すことにより、企業価値の向上を追求し、金融事業として持続可能な社会の発展への貢献を目指すため、サステナビリティ推進に一層注力してまいります。

① ガバナンス

当社グループでは、取締役会が「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方(サステナビリティを含む)を定め、サステナビリティを経営のトップアジェンダのひとつとして位置づけております。

サステナビリティ経営の実効性を担保するためにサステナビリティ委員会を設置し、代表執行役 社長 CEOを委員長に、サステナビリティ担当役員、執行役や執行役員をメンバーとし、各社のサステナビリティ担当役員も参加する形で、グループのサステナビリティ推進全般に係る事項、課題やリスクの審議等を行い、適宜、取締役会へ報告を行っております。

また、経営企画部内に専担部署としてサステナビリティ推進室を設置して推進体制の強化を更に進めつつ、グループ一丸となってサステナビリティ推進に取組んでおります。

なお、サステナビリティの取組みは、役員報酬とも連動させております。役員報酬は、固定部分の他に、業績に応じた業績連動部分及び株式報酬による中長期インセンティブ部分の３つで構成されております。そのうち、業績連動部分の定性評価の一指標として、サステナビリティの取組みを含めております。

役員報酬の業績連動部分に係る指標については、「第４ 提出会社の状況 ４ コーポレート・ガバナンスの状況等 (4)役員の報酬等」に記載のとおりであります。

［サステナビリティ委員会 体系図］

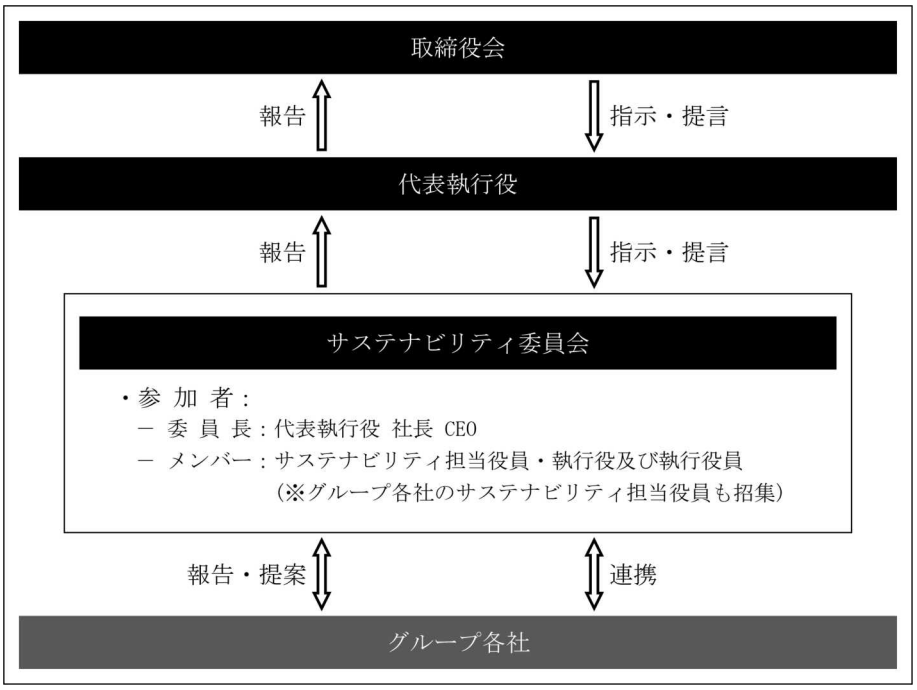

② リスク管理

当社は、金融持株会社としてグループ各社の経営資源を集結することで、グループ全体のリスク管理態勢をより強化し、統合的なリスク管理を行っております。当社では「グループリスク管理の基本方針」を定め、サステナビリティを含むグループの経営方針及び戦略目標に即したリスク管理態勢を構築しております。また、各業態及びリスク種別によって異なる特性に応じたリスク管理を行うことにより、グループの事業価値向上を図っております。

(2) 気候変動への対応(TCFD提言への取組み)

当社グループでは、以下のとおりTCFD提言に沿った気候変動に関連する情報(以下「気候関連情報」)を開示しております。

当社グループは、今後もグループ一体となって、分かりやすい気候関連情報の開示に取組むとともに、気候変動へのより一層の対応を進めてまいります。

① ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは、サステナビリティに関するガバナンスに組み込まれております。

② 戦略

当社グループは、環境に関連する様々なリスクの把握に努めるとともに、想定されるリスクへの対応を進めております。気候変動について、当社は、グループ全体への影響を評価するため、グループ会社であるソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行の個々の事業の気候変動リスク・機会を、外部専門家の知見やESG評価機関・投資家イニシアティブ・業界団体等のガイドラインを参考に認識しております。更に、各事業の特性や保有資産のエクスポージャーを踏まえて優先順位づけを行い、シナリオ分析を実施のうえ、重要な気候変動リスク・機会の識別に努めております。

前提としたシナリオとして、国際エネルギー機関(IEA)が想定する1.5℃シナリオ(IEA Net Zero Emissions by 2050 Scenario)、２℃シナリオ(IEA Sustainable Development Scenario)、４℃シナリオ(IEA Stated Policies Scenario)を使用しております。

シナリオ分析を踏まえた当社グループ全体にとって重要な気候変動リスク・機会は、表「気候変動に伴う主なリスク・機会(シナリオ分析)」に示すとおりであります。

気候変動に伴う主なリスク・機会(シナリオ分析)

リスク内容	事業への影響	時間軸	想定するシナリオ	対応策
＜物理的リスク＞ 台風・洪水等の気候変動関連災害のような急性リスクや平均気温の上昇による感染症・熱中症の増加等の慢性リスク	・気候変動関連災害や感染症・熱中症の増加に伴う保険金・給付金支払額の増加 ・気候変動関連災害の影響を受け、住宅ローンに付与される担保不動産の価値が棄損することによる与信費用の増加 ・自社のオフィス、データセンター、人材等が気候変動関連災害の影響をうけることによるオペレーションへの影響、対応費用の増加	長期	４℃シナリオ	・物理的リスクに係る定量的な分析を試行 ・気候変動関連災害や感染症・熱中症について継続的に情報収集 ・気候変動関連災害の影響を考慮したリスクの細分化や適切な保険料率設定について継続検討 ・再保険の活用を継続 ・気候変動関連災害が担保価値に与える影響について継続的に情報収集するとともに、影響度評価に係る分析を試行 ・災害時のBCP高度化について継続検討
＜移行リスク・機会＞ 低炭素社会への移行に伴う規制強化や市場動向・技術動向の変化等が引き起こすリスク・機会	・低炭素社会への移行に貢献する低炭素車・低炭素住宅等購入のためのローンへのニーズが増加することによる、自社の収益機会の増加 ・低炭素対応が不十分な企業が発行する有価証券の価値低下、若しくは低炭素社会への移行に貢献する企業への投資機会の増加	中期～長期	1.5℃シナリオ ２℃シナリオ	・環境配慮型住宅への住宅ローン特別金利の提供等、気候変動を考慮したサービスの開発 ・環境配慮型住宅ローンへの充当を目的としたグリーンボンドの発行やサステナビリティ・リンク・ボンドの発行等、気候変動を考慮した資金調達の実施 ・グループ各社において、ソニーフィナンシャルグループESG投資方針に基づいたESG投資に係る態勢を整備、中長期のグループとしてのESG投融資累計額の目標を設定

③　リスク管理

当社グループでは、グループERMの枠組みを導入しております。すでにグループ各社で導入していた統合的なリスク管理の枠組みをグループ全体に広げることで、資本・リスク・リターンのバランス及び最適化を図るとともに、資本効率の向上をグループ全体の経営に浸透させ、グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指しております。

当社及びグループ各社はグループERM運営プロセスにおいて、取締役会等で、リスク発生頻度・蓋然性、資本・業績への影響を加味したヒートマップを作成のうえ、中期的に最も注意が必要なリスクをトップリスクとして洗い出し、定期的なモニタリングを通じて適切な管理に努めております。

また、気候変動リスクについては、トップリスクを選定するうえでの重要な要素として認識しており、戦略項目に記載のシナリオ分析を実施し、グループ全体に及ぼす影響を評価しております。

④　指標と目標

当社グループでは、気候変動、生物多様性及び資源の領域において、環境負荷をゼロとすることを目標に環境保全活動に取組んでおります。

その一環として、ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行では、契約手続きのペーパーレス化等による省資源、省エネルギーのほか、再生可能エネルギー証書(再エネ証書※1)を利用し、GHG排出量の削減に取組んでおります。これらの取組みにより、2024年度の事業活動で使用する電力の再エネ電力率※2は2023年度に引き続き100％を達成いたしました。

中長期では、事業活動で使用する電力の再エネ電力率100％を継続するとともに、電力以外のGHG排出量については2030年度までに植林や森林保全活動などの取組みで吸収・固定することによって実質ゼロとすることを目標とし、引き続き環境保全活動に取組んでまいります。

（※１）　再エネ証書とは、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス等)によって生まれた電力・熱から、環境に配慮した電力・熱であることを表す環境価値を切り離して証書化したもので、日本ではグリーン電力証書、グリーン熱証書、非化石証書等があります。再エネ証書の利用により、CO2排出係数をゼロとすることができます。

（※２）　再エネ電力率＝再エネ電力使用量÷使用電力量×100（使用電力量は、再エネ以外の電力使用量＋再エネ電力使用量）

GHG排出量の推移

	2022年度	2023年度	2024年度
スコープ１	3 t-CO2	6 t-CO2	6 t-CO2
スコープ２	0 t-CO2	0 t-CO2	0 t-CO2
合計	3 t-CO2	6 t-CO2	6 t-CO2

（注）１．再エネ証書によるGHG削減量の算定は、「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」（経済産業省・環境省)に準拠しており、ソニーグループ株式会社が開示する金融事業のGHG排出量の算定方法と異なります。

２．GHG排出量の算定範囲は、ソニー生命、ソニー損保及びソニー銀行においてISO14001認証を取得している事業所(本社及びその他の事業所の一部)であります。賃貸不動産のGHG排出量は含みません。なお、ソニー損保及びソニー銀行は2024年10月１日よりISO14001認証外となりました。

３．１．及び２．に基づき算定したGHG排出量は第三者の検証を受けておりません。

４．スコープ１・２とは、サプライチェーン排出量の算定における温室効果ガスの区分であり、スコープ１は燃料の燃焼等事業者自らによる直接排出、スコープ２は他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出を表します。

再エネ証書によるGHG削減量

	2022年度	2023年度	2024年度
スコープ２	1,113 t-CO2	1,276 t-CO2	1,254 t-CO2

（注）　CO2排出係数の見直しにより、2023年度の実績について修正のうえ、再表示しております。

事業活動で使用する電力の再生可能エネルギー比率(再エネ電力率)の推移

	2022年度	2023年度	2024年度
再エネ電力率	100.0%	100.0%	100.0%

中長期の目標

項目	達成目標
再エネ電力率	100%の継続
GHG排出量削減(スコープ１・２)	2030年に実質ゼロ

また当社は、ESG投資に関する基本的な考え方として、グループ共通の「ソニーフィナンシャルグループESG投資方針」を策定し、グループ各社は当該方針に基づき、ESG投資に係る規程類や態勢等の整備を進めております。2024年３月には、中長期のグループESG投融資累計額の目標(2030年度末までに5,000億円超)を設定し、着実に投融資を実行しております。

ソニーフィナンシャルグループ ESG投資方針

ソニーフィナンシャルグループは、「感動できる人生を、いっしょに。」をOur Vision(私たちのありたい姿)として掲げ、社会的責任を果たすという観点から、資産の特性に応じて、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の要素を考慮した資産運用を行うことにより、持続可能な社会の発展への貢献を目指します

１．投資プロセスにおけるESG課題の組み込み

- 投資プロセスにおいて、投資実行の際には、資産特性に応じてESGの観点を投資判断に組み込んでまいります
- 国際社会の持続可能性の観点から、クラスター弾や核兵器製造企業をはじめとする非人道的兵器を製造する企業への投融資は禁止いたします

２．ESG課題の投資先企業との対話の実施及び開示の要請

- 投資先との建設的な対話及び議決権行使を含む適切なスチュワードシップ活動を通じ、投資先企業が持続可能な社会の実現に貢献し、自らの企業価値を向上させることを後押ししてまいります。同時に、投資先企業の非財務情報の開示の充実を促してまいります

３．ESG課題の協働と運用手法の高度化

- ソニーフィナンシャルグループ内でのESG投資に関する協働や、業界団体等との情報交換等を通じて、ESG投資のノウハウの蓄積及び投資手法の高度化に努めるとともに、ESG投資市場の健全な発展に貢献してまいります

４．ESG投資の取組みに係る情報開示の充実

- ESG投資の活動・進捗状況等について、ウェブサイトやディスクロージャー誌を含む開示資料等を通じ、適切に公表してまいります

(3) 人的資本に関する戦略と方針

昨今、働く人々の就労への意識の変化や人材流動化の加速等、人材マネジメントを取り巻く環境は大きく変化し続けております。当社グループでは、人材の観点からOur Vison(私たちのありたい姿)を実現し、グループとしての持続的な成長につなげるために、「社員と会社のパートナーシップ」をコンセプトとした人材戦略を策定しております。

人材戦略の策定にあたっては、原点に立ち戻り、当社グループらしさを再確認するプロセスを踏んでおります。これまで、当社グループの各事業では、業界や世の中を変え、人のやらないことをやるチャレンジ精神の下、新しいビジネスモデルやサービスを立ち上げてきた歴史があり、そこには、当社グループの社員が挑戦したいという意志と共に、社会やお客さまに貢献したいという強い気持ちがあったと認識しております。このような社員の想いを尊重し、新しい挑戦を実現できたのは、フラットな組織で、社員一人ひとりが自由な発想を持ち、自由闊達に様々な議論をできる組織風土があったからであると理解しております。

これらの背景の下、Our Values(私たちの価値観)との関係性を踏まえながら、以下のとおり人材に対する考え方を整理しております。

○ Our Values(私たちの価値観)「フェアであり続ける。」
日々の活動にあたっては、社員自身が誠実さとフェアな判断基準を持ち、業務を遂行する企業風土が根底にあります。

○ Our Values(私たちの価値観)「想いに寄り添う。」
上記の前提を踏まえ、当社グループらしいユニークな強みを一層伸ばしていくために、まずは会社が、属性や状況にかかわらず、社員全員が安心して活躍できる環境をつくり、社員は、お客さまや仲間の想いに寄り添う姿勢をもつことが大切な土台となります。

○ Our Values(私たちの価値観)「自分らしさを磨く。」
この土台の上で、様々な意見を持つ個性豊かな社員が自由闊達に議論し、会社は、その個性を更に伸ばせるように、組織の垣根を越えた様々な経験ができる環境づくりを推進してまいります。

○ Our Values(私たちの価値観)「一歩前へ。」
そのような社員が失敗を恐れずに果敢に挑戦し、その姿を会社が後押しすることで、新しい商品やサービスを世の中へ提供してまいります。

このように、社員だけが単に努力をする、又は、会社が一方的に施策に取組むのではなく、「社員と会社のパートナーシップ」という社員と会社が相互に高め合う関係を通して、Our Vision(私たちのありたい姿)の実現を図ってまいります。

社員と会社がパートナーとなり、Our Vision(私たちのありたい姿)を実現するプロセスの各フェーズにおいて、社員と会社の間をつなぐ施策の充実化を推進してまいります。施策一つ一つがOur Vision(私たちのありたい姿)やOur Values(私たちの価値観)について社員と会社が共に考えるコミュニケーションの機会になり、パートナーシップの強化につながるものと認識しております。施策は、グループ共通での取組みだけでなく、個別の事業特性に照らして、各事業にて独自に取組んでいるものもあります。グループ間で密に連携を図りながら、当社グループ全体で人材戦略を着実に実行してまいります。

○　Our Values(私たちの価値観)「想いに寄り添う。」

属性や状況にかかわらず、社員全員が活躍できる環境を整備しています。誰もが働きやすい職場づくりを目指し、多様なバックグラウンドを持った社員が様々なライフイベントやキャリアを調和させながら両立できるように支援しております。

・　多様な社員の活躍推進

当社グループでは、様々な属性の社員が活躍できる環境を整備しております。例えば、多様な背景を持つ方々の社会参画が進み、人生100年時代の到来に備えるための保険や資産形成を必要とする顧客層が拡大していく中で、女性社員の意見を踏まえた商品開発等、多様な人材を通した商品・サービス提供のニーズはますます高まっております。こうしたニーズに対応すべく、2025年度末のグループ対象会社の女性管理職比率目標を18%に設定しておりましたが、2024年度末で当目標を達成していることから更に加速すべく2028年度末に女性係長(指導的地位にあって次期管理職候補の者)30%、2035年度末に女性管理職比率30%の目標設定を行っております。なお、女性活躍を推進すると共に、女性が活躍しやすい環境を整えるための施策として、女性本人のみならず管理職や男性社員も対象とした研修を実施しております。また、性別の多様性だけでなく、障がい者雇用の拡大にも積極的に取組んでおり、障がいのある方が様々な場面で活躍しております。今後も、多様な人材が活躍できる職場環境の構築を推進してまいります。

項目	2025年度末目標	2024年度末実績
管理職に占める女性労働者の割合	18.0%	18.2%

(注)　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において定めた2025年度末時点での女性管理職比率の目標人数及び当事業年度末実績をグループ対象会社で合算し算出した割合であります。

・　ウェルビーイング関連制度

当社グループでは、様々な状況に柔軟に対応した働き方ができるように各種制度を整備しております。例えば、業務の繁閑に応じて、自らが出社・退社時間を設定するフレックス勤務を導入する等、柔軟な働き方を積極的に推進しております。フレックス勤務と在宅勤務を併用した効率的な時間配分によって、仕事の生産性を高めつつ、社員一人ひとりの生活を豊かにする時間を確保できるよう支援しております。

また、社員の子育てと仕事の両立を促進するために、特に男性労働者の育児休業取得を推進しております。継続的な就業ができるように、育児休業・特別休暇・短時間勤務制度等の制度を整備しております。

項目	2025年度末目標	2024年度末実績
男性労働者の育児休業取得率	100%	90%

(注)　育児・介護休業法の規定に基づき、育児・介護休業法施行規則第71条の６第２号が定める育児休業等をしたものの数及び育児を目的とした休暇制度を利用したものの数の合計数の割合について、2025年度末時点の目標及び当事業年度末実績をグループ対象会社で合算し算出した割合であります。

○　Our Values(私たちの価値観)「自分らしさを磨く。」

社員が組織の垣根を越えて、様々な経験ができる環境を整備しております。これにより社員が当社グループを活用し、自分らしさを磨くことを支援しております。また、今後は、ジョブローテーションの活性化や人材データベースの充実化を通して個性豊かな社員の活躍を一層推進していく予定であります。

・　グループ内公募制度

当社グループでは、社員の意志で手を挙げ、希望する部署やポストに応募する仕組みを整備しております。社員一人ひとりの理想のキャリアプランを支援し、自分らしさを磨く重要な仕組みの一つであります。

・　グループ横断育成施策

当社グループでは、2022年度から、各事業の枠を越えて当社グループの未来を切り拓き、牽引できるリーダーの育成を目的としたグループ横断の研修プログラム「ソニーFG2030!」をスタートし、経営人材育成を強化しております。また、個に寄り添った育成プログラムとして、クロスメンタリングプログラムを実施しており、当社グループ内の異なる事業の役員がメンターとなり、将来のリーダー候補の育成ニーズに基づいてメンタリングを行っております。その他、ソニーグループと連携のうえ、金融の枠を越えたリーダー育成プログラムに参加し、リーダー候補が既存の常識の枠にとらわれない広い視野を体得する機会を提供しております。

○　Our Values(私たちの価値観)「一歩前へ。」

社員が失敗を恐れず挑戦する姿勢を後押しする環境を整備しております。特に、小さなことでも、まず「やってみる」姿勢が当たり前だと思える会社の風土を醸成することが重要だと考えております。また、今後は、新しい商品・サービスの具体的な立ち上げを支援するグループ全体での新規事業・サービス創出プロジェクトやサクセッションプランの仕組み共通化を通して、社員の挑戦を後押しする仕組みを更に推進していく予定であります。

・　Sony Financial Group CHALLENGE AWARD

当社グループでは、個人やチームで創意工夫して取組んだ新しいチャレンジを表彰するイベントを開催しております。グループ内からエントリーされた取組みを、自発性・挑戦度・影響度の視点から、社員投票や各社社長により審査されるものであります。表彰式では、グループ各社の社員が見守る中、受賞者が発表され、各社社長からトロフィーが授与されます。また、応募した社員全員へ、参加賞としてネックストラップが贈られております。グループ内でネックストラップを持つ社員が増え続け、チャレンジが日常になるグループを目指し、今後も継続して実施してまいります。

3 【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業その他に関し、経営者の判断において、留意が必要と考えるリスクは、以下のとおりです。その他のリスクを含む、リスク管理態勢の整備の状況については、「第４ 提出会社の状況 ４ コーポレート・ガバナンスの状況等」にて、記載しております。なお、本項における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本書提出日現在において判断したものであります。

当社では、中期的に最も注意が必要な当社グループのリスクを「トップリスク」として洗い出し、適切な管理に努めるとともに、今後の環境変化により当社グループ各社において重要となりうるリスク(エマージングリスクを含む)にも留意しております。

当社グループのトップリスクについては、以下のとおり認識しております。

① 金融市場・信用・流動性
- 金融市場の急変や急激な景気後退による資産価値の毀損、流動性の悪化、金利上昇が与える生命保険事業の健全性悪化への多大な影響 等

② 保険引受・パンデミック・大規模災害(気候変動に起因するものを含む)
- パンデミック・大規模災害(気候変動によるものを含む)等の発生による業務中断、資産の毀損等(オペレーショナルにも影響)
- 大規模災害発生による保険金支払い

③ オペレーショナル・情報セキュリティ
- システム障害、(当社グループ及び委託先への)サイバー攻撃等による顧客情報の大量漏洩・業務中断 等

④ コンダクト・コンプライアンス・企業風土
- 不正行為・社会慣行に反する行為及び法令違反による企業価値の毀損 等

⑤ 規制環境・社会環境
- 社会環境変化への対応遅れ(新たな技術や消費者志向変化への対応遅延による競争力低下) 等

なお、当社では、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢、米中対立に関する当社グループへの影響について、以下のとおり評価しております。

ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢に関しては、当社グループの当該地域向けのエクスポージャーが限定的であることから、直接的な影響は、軽微なものとなっております。

米中間の経済安全保障上の摩擦に関しては、両国に所在している業務委託先(再委託先を含む)と当社グループの関係等において、現時点で大きな影響は生じておりません。

上記を含む様々な地政学的な緊張の高まりに起因する各種発生事象に関しては、金融市場の動揺や投資先・与信先の信用力低下等が発生し、経営状況の悪化につながる可能性など、予断を許さない状況が続くと想定しておく必要があると認識しております。また、一部サービスの停止による企業イメージの悪化や業務委託先(再委託先を含む)の見直しに係る追加費用の発生などの間接的な影響を含め、以下に記載したリスクが顕在化する引き金となる可能性もあるものと留意しております。

1．事業に係るリスク

(1) ソニー生命による個人向け生命保険の販売が当社グループの事業の大きな割合を占めていることによるリスク

ソニー生命は、当社の他の子会社に比べ長い歴史があり、当社グループの収入及び利益の大きな割合を占めております。個人向け生命保険市場に影響を及ぼす要因には一般的に下記のようなものがあります。

・日本における就業率及び世帯収入といった指標
・他の貯蓄・投資商品の相対的な顧客訴求力
・保険会社の財政状態や信頼性に対する一般的認識又は風評
・長期的に日本の人口構成に影響を与える出生率、高齢化などの傾向

これらの変化やその他の要因により、個人向け生命保険の新規契約減少、保険契約の解約の増加、収益性悪化が起こり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(2) 経営計画等に関するリスク

当社グループは、経営計画の策定にあたり、市場環境、経営環境等に関する多くの前提を置いておりますが、経営計画を遂行する中で、策定時の前提どおりとならない場合や、経営計画に係る進捗状況の管理や対応が不十分である場合には、経営計画における目標を達成できず、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(3) 責任準備金の積立不足に関するリスク

生命保険事業及び損害保険事業においては、保険業法及び保険業法施行規則に従い、将来の保険金・給付金の支払いに備えた責任準備金を積み立てております。これらの責任準備金は、保険契約の保障対象となる事象の起こる頻度や時期、保険金・給付金の支払額、保険料収入を原資に購入される資産の運用益の額など、多くの前提と見積もりに基づいて計算されております。これらの前提条件と見積もりは本質的に不確実なものであるため、最終的に保険金・給付金としてソニー生命及びソニー損保が支払うべき金額や支払時期、又は保険金・給付金の支払いより前に、保険契約債務に対応した資産が想定していた水準に達するかどうかを正確に判断することは困難です。保険契約の保障対象となる事象の頻度や時期及び支払う保険金の額などは、以下のようなコントロール困難な多くのリスクと不確実な要素に影響されます。

・死亡率、疾病率、解約失効率、自動車事故率、事業費率など、計算の前提と見積もりの根拠となる傾向の変化
・信頼に堪えるデータの入手可能性及びそのデータを正確に分析する能力
・適切な料率・価格設定手法の選択と活用
・法令上の基準、保険金査定方法、医療費及び自動車修理費用水準の変化

当社グループの実績が、計算の前提条件や見積もりよりも大きく悪化した場合などには、責任準備金の積立が不足する可能性があります。また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや基準などに変更があった場合には、より厳しい計算の前提や見積もり、又は保険数理計算に基づいて責任準備金の積増しが必要となる可能性があります。これら責任準備金の引当額の増加は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

なお、ソニー生命及びソニー損保では、適切なリスクの分散などの観点から、再保険を活用しております。再保険に係るリスクに関しては、保有・出再方針に基づき、保有限度額を超過する引受リスクが適切にカバーされているか等の管理を行っておりますが、出再先のカウンターパーティリスクの顕在化などにより、再保険金を回収できない可能性があります。

(4) 医療技術等の進歩に関するリスク

保険事業においては、がん診断技術や遺伝子診断技術など、医療に関する技術が革新的に進歩することにより、相対的にリスクの高い顧客の加入傾向が高まる逆選択加入のリスクが増加するなど、保険金等の支払いが増大する可能性があります。

このような事態は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(5) 人材の確保・育成に関するリスク

当社グループは、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)をはじめ多数の従業員を雇用しており、有能な人材の維持・確保及び育成に努めております。

一方で、人事労務管理やダイバーシティへの対応等が不十分であることに起因して離職率が増加した場合は、十分な人材の維持・確保及び育成ができなくなることも考えられます。このような事態は、当社グループの業務運営や、業績及び財務基盤に悪影響を与える可能性があります。

(6) 株価変動に係るリスク

株式相場の下落により有価証券の評価損若しくは売却損が発生し、又は有価証券の売却益若しくは未実現利益が減少する可能性、あるいは、最低保証に関する責任準備金の積立が増加するリスクがあり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

ソニーフィナンシャルベンチャーズでは、未上場の株式等を裏付資産とするファンドに投資をしております。未上場株式には、上場株式と同様のリスクがあるだけでなく、流動性が低く、適時の換金が困難であること、大企業に比べて、経営の安定性が低いこと等のリスクがあります。

(7) 金利変動に係るリスク

当社グループでは、各事業の負債の状況に鑑み、運用資産を適切に管理するため、資産負債管理(以下「ALM」)を行っております。当社グループのALMは、長期的な資産負債のバランスを考慮しながら、安定的な収益の確保を図ることを目的としております。特に、ソニー生命においては、通常、契約者に対して負う債務の期間が、運用資産よりも長期であるため、ALMはより難しいものとなっております。ソニー生命では、長期の債券への投資を増やすことにより、金利環境の変化に応じたALMを行っております。しかし、当社グループがALMを適切に実行できなかった場合、又は市場環境が当社グループのALMによって対処しうる程度を超えて大きく変動した場合には、業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。たとえば、ソニー生命は契約者にお支払いいただいた保険料の一部を、将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金として積み立てており、この責任準備金は一定の利率により毎年運用されることを前提としております(この利率のことを「予定利率(責任準備金計算用)」という)。

金利低下局面(マイナス金利を含む)においては、投資利回りの低下により投資ポートフォリオからの収益が減少し、予定利率(責任準備金計算用)の設定に際して想定した収益を充足できず、逆ざやが発生・拡大する可能性があります。

金利上昇局面においては、投資利回りの上昇により投資ポートフォリオからの収益が増加する一方で、保険契約者が他の高利回りの投資商品を選好する結果、保険契約の解約率も上昇する可能性があります。また、金利の変動により、保有資産のうち固定利付債券について評価損が発生し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ソニー損保の終身医療保険に関して、上述のソニー生命と同様のリスクがあります。

ソニー銀行の資金運用収益は、貸出金や債券の利息収入が大きな部分を占めております。今後、金利の上昇が続き、預金利息の金利の上昇が債券投資やその他の運用から得られる利回りの上昇を上回った場合、業績に対し悪影響を与えることがあります。また、金利の予想外の変動が、ソニー銀行が保有する固定利付債券の時価や金利デリバティブ商品の損益に悪影響を与えることがあります。更に、ソニー銀行の住宅ローンにおいても、金利が上昇することにより、借入需要が減少することが考えられます。

(8) その他の投資ポートフォリオに係るリスク

安定した投資収益を確保するため、当社グループでは内外公社債、国内株式、貸付金、不動産など、様々な投資資産を保有しております。金利及び株価変動リスクに加え、当社グループの投資ポートフォリオは、下記に掲げる様々なリスクに晒されており、そのようなリスクが業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・為替リスク：ソニー生命及びソニー銀行が保有する有価証券には外貨建のものが含まれております。ソニー生命の外貨建保険については、同一通貨建ての有価証券などで運用すること等により、為替ヘッジを行っておりますが、そのヘッジが効果的である保証はありません。また、資産運用の一環として、為替ヘッジをせずに外貨建の有価証券に投資することがあります。ソニー銀行は、外貨預金から発生する外貨建の負債に関するリスクは、当該通貨に見合う形で外貨建資産を保有することで、為替ヘッジを行っております。また、それ以外の外貨建債券の大部分についても為替ヘッジを行っておりますが、そのヘッジが効果的である保証はありません。これらの外貨建投資により、また、ソニー銀行が投資活動の一環として保有しているデリバティブ商品に係る為替リスクにより、為替レートの動向によっては、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

・信用リスク：保有債券の発行体について格付けの引下げがなされるなど信用力が低下し、当社グループの保有債券の市場価格に悪影響を及ぼし、その結果、有価証券の評価損が発生し、有価証券の売却益が減少し若しくは売却損が発生し、又は未実現利益が減少する可能性があります。また、保有債券の発行体による元利金の支払いが債務不履行となる可能性もあります。更に、市場リスクをヘッジするために行っている金利スワップ、通貨スワップ、為替先物、株式指数オプションなどのデリバティブ取引についても、カウンターパーティリスクがあります。当社グループの保有債券の発行体の信用力が低下し、かかる債券の元利支払いについて債務不履行が生じた場合、又はデリバティブ取引上のカウンターパーティの義務について債務不履行が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

・不動産投資リスク：不動産関連収益は、様々な要因によって発生する不動産価格及び賃貸料の低下や空室率の上昇などにより減少する可能性があります。

(9) 流動性リスク

当社グループは、生命保険事業及び損害保険事業における保険金、給付金及び解約返戻金の支払い並びにその他の支払いや、銀行事業における預金の引き出しに備え、流動性を確保する必要がありますが、当社グループでは、それぞれの事業の特性に応じて、適切な流動性の管理に努めております。また、当社グループでは多額の流動性資産を保有しておりますが、一方で貸付金や不動産、未上場株式などのように、流動性が低い資産や、ほとんど流動性がない資産も保有しております。当社グループ各社において、たとえば想定外の保険契約の解約が起こった場合、又は金融市場の混乱や自然災害が起こった場合などで、急遽多額の現金支出が必要となった場合には、各社の流動性が不足する部分について、それらの資産を不利な条件で売却せざるを得ないこともありえます。このような事態は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(10) 財務基盤の悪化に関するリスク

当社グループ各社の競争上の優位性を確保するにあたり、財務基盤は重要な要素となります。財務基盤を測る業界共通の指標として、ソニー生命及びソニー損保が属する保険業界ではソルベンシー・マージン比率、ソニー銀行が属する銀行業界では自己資本比率が普及しており、これらが著しく低下した場合には、早期是正措置により、金融庁長官から業務の全部又は一部停止等を含む様々な命令を受けることとなり、その結果、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社、ソニー生命及びソニー銀行は、格付会社より格付けを取得しており、当社グループの収益性や財務基盤の悪化により格付けが引き下げられ、当社グループの事業や資金調達の条件などに悪影響を及ぼす可能性があります。格付け変動の要因として、当社グループの収益性や財務基盤の悪化のみならず、国や親会社の格付けの影響を受ける可能性もあります。

(11) 事務リスク

当社グループの事業においては、以下のものを含む様々な事務プロセスが行われております。

・保険料の請求及び保険金・給付金、解約金等の支払いを含む、当社グループの保険契約の管理
・当社グループの銀行事業における貸付金及び預金の管理・回収など、銀行間取引の管理及び実行
・有価証券への投資並びにデリバティブ取引、為替取引及びその他の取引の実行を含む、当社グループの投資ポートフォリオの管理
・資金決済

当社グループの事業には、当社グループの内部的な事務プロセスに係る過失、不正行為、機能不良などの問題によって損失を被る事務リスクが伴います。事務リスクを特定し管理する取組みの一環として、当社グループは大量かつ増加しつづける様々な取引及び事象を正確に記録し、検証する手続を構築し、実行しなければなりません。当社グループの事務リスク管理が失敗した場合又は有効でなかった場合などにおいて、上記事務プロセスの適切な実行に影響を与える重大な過失、不正行為、機能不良などの問題が生じたときは、当社グループが損失を被り、それにより業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(12) システムリスク、情報セキュリティリスク

当社グループが保有している情報システム及び外部委託先の情報システムには、インターネットを利用したマーケティング販売チャネル、ポートフォリオ・マネジメント・ツール、保険契約管理や預金・貸出金管理、カード決済/クレジット決済、統計データ、個人情報を扱うバックオフィスシステムなどがあります。顧客からの申込受付・支払いその他の取引などを適切に処理できない場合を含め、サイバー攻撃等によるインターネットやシステムの障害・停止、システム企画・開発・運用が不十分なこと等を原因とする直接・間接のコストの発生は、業務に重大な影響を与える可能性があります。そのような事態は、業務の遅延による顧客の不満、ひいては行政処分、損害賠償訴訟などにつながり、当社グループのイメージの悪化、収入・手数料その他の事業機会の減少をもたらす可能性があります。当社グループや外部委託先、提携先のITその他のシステムは、下記のような様々な障害により影響を受ける可能性があります。

・ネットワークやシステムアーキテクチャにおける欠陥及び誤動作を含む、ハードウェア・ソフトウェアの欠陥及び誤動作
・想定を超えた利用量
・事故・火災・自然災害
・停電
・サイバー攻撃、人為的な過失、サボタージュ、ハッキング・破壊活動など
・マルウェア、コンピューターウイルス

(13) 重要な業務の外部委託先に係るリスク

当社グループは、下記のような業務を第三者に委託しております。

・主要な情報システムの開発・保守・運用
・カスタマーセンターの電話・情報管理システムの開発・保守・運用
・顧客・株主向け各種変更通知などの印刷・発送
・ソニー生命の保険事務関連書類のデータエントリー
・ソニー損保の契約者が事故にあった場合のロードサービス、損害調査サービス
・ソニー銀行の口座保有者に対するATMサービス
・ソニー銀行のカードローンに関する借入人の信用評価と保証サービス
・文書保管
・その他バックオフィス業務

これらの業務に関し、外部委託先が効率的にかつ合理的なコストで業務を継続し、当社グループの事業の拡大にあわせて適切に業務を拡大できるという保証はありません。システム停止や処理能力超過、地政学リスクの顕在化などによりこれらのサービスが停止した場合、当社グループが顧客に対しサービスを提供できないこととなり、当社グループのイメージに悪影響を及ぼす可能性があります。更に、当社グループはかかるサービスの代替手段を速やかにかつ合理的なコストで導入することができない可能性があり、その場合、追加的な費用が発生する可能性があります。これらの理由により、かかるサービスの停止が当社グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(14) 個人情報漏えいに関するリスク

当社グループは、外部委託先に委託しているものも含め、オンラインサービス及び集中的なデータ管理を広範囲で活用していることから、安全な機密情報の維持・伝達が重要となっております。顧客・株主情報の紛失・漏えい、盗難、当社グループあるいは外部委託先、提携先のITその他のシステムにおけるセキュリティ侵害が起こらない保証はありません。当社グループが個人情報を紛失した場合や、第三者が当社グループ、提携先、外部委託先などのネットワークセキュリティを破り顧客・株主の個人情報を不正利用した場合などには、当社グループに対し訴訟を提起される可能性があり、また企業イメージが悪化する可能性があります。当社グループの役職員による顧客・株主情報の紛失、漏えい、不正利用についても同様です。顧客・株主情報の紛失、漏えい、不正利用、その他セキュリティの侵害は、当社グループの信頼性の低下につながり、事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 従業員、代理店、第三者の供給業者又は顧客の不正により損失を被るリスク

従業員、代理店、第三者の供給業者及び顧客による詐欺やその他の不正、たとえば、違法な販売活動、詐欺、なりすまし犯罪、個人情報の紛失などにより損失を被るリスクがあります。特に、ソニー生命のライフプランナーや代理店、並びにソニー銀行の銀行代理業者はそれぞれ相当程度の裁量をもって活動しており、顧客と直接の関係を持ち、その個人的・経済的情報を知りうる立場にあります。更に、一部の第三者の供給業者も顧客に関する個人的・経済的情報を知りうる立場にあります。

また、顧客も、口座の不正利用や口座開設における虚偽の個人情報の申告など、詐欺的行為を行う可能性があります。こうした詐欺的行為は事前に防止、察知することが困難であり、またその損失を回復することは困難です。これらの行為により当社グループのイメージも悪化する可能性がありますが、特に、顧客がマネーローンダリングやその他の違法行為のために口座を利用した場合、当社グループのイメージは大きく悪化し、多大な法的責任を負う可能性があり、また行政処分の対象となる可能性があります。

(16) 先端技術やSNS等に起因して不適切事象が発生するリスク

情報通信技術の変化の勢いは加速し続け、クラウドコンピューティングやブロックチェーン、人工知能(生成AIを含む)等の先端技術は、大きな機会を提供するだけでなく、同時に新しいリスクを生み出しております。

当社では、先端技術やSNS等に関しては慎重に管理するようにしておりますが、下記の要因等により、当社の業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

・先端技術の誤作動や不備等による事務事故

・生成AI等の先端技術の悪意のある利用

・当社の経営状況等に関するフェイクニュースの流布(SNSでの拡散を含む)

(17) 法令違反に関するリスク

当社グループの事業はいずれも、厳格な法的規制及び監督を受けております。そのため、法令違反などが発生した場合、当社グループの各社が、罰金、課徴金、業務改善命令、業務停止命令、許認可の取消し等の処分を受ける可能性があります。

特に、保険業法及び銀行法等に基づく下記の許認可等は、当社グループの主要な事業活動の前提であり、当該免許に期限はなく、本書提出日現在、当該許認可等が取消しとなるような事由の発生は認識しておりませんが、将来において免許が取り消される等の事態が生じた場合には、その会社は事業の継続ができなくなり、当社グループの経営成績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。

[当社グループが受けている主な許認可等]

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	許認可等の取消事由等
保険持株会社の認可	保険業法第271条の18第１項	当社	なし	同法第271条の30第１項
銀行持株会社の認可	銀行法第52条の17第１項	当社	なし	同法第52条の34第１項
生命保険業の免許	保険業法第３条第４項	ソニー生命	なし	同法第132条第１項、第133条、第134条
損害保険業の免許	保険業法第３条第５項	ソニー損保	なし	同法第132条第１項、第133条、第134条
銀行業の免許	銀行法第４条第１項	ソニー銀行	なし	同法第26条第１項、第27条、第28条

また、当社グループの各社は共通のブランドを用いて事業を行っているため、ある事業において法令違反などが発生した場合には、当社グループの事業全体に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) 訴訟等に関するリスク

当社グループは、保険事業・銀行事業を中心に各種金融サービスを提供しておりますが、これらの業務遂行の過程で、当社グループに対し、顧客等から訴訟その他の法的手続を提起又は開始される可能性があります。また、人権侵害を含む人事労務管理や安全衛生管理の不備等に起因して、当社グループの従業員から訴訟等を提起される可能性もあります。

当社グループに対し訴訟等を提起された場合、その結果によっては、当社グループの企業イメージや、事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(19) リスク管理方針及びリスク管理マニュアルが予期せざるリスクに対し適正に機能しないリスク

当社グループのリスク管理は、流動性リスク及び投資活動に関連したその他のリスクに加え、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、保険引受リスク、リーガルリスク、内部不正リスク、風評リスク、事業継続リスク及び気候変動リスクなどを含めた一連のリスクに対処することを企図しております。しかし、当社グループが商品やサービスを多様化し、顧客基盤を拡充するに伴い、これらのリスクを管理するために必要なシステム及びリスク管理の改善を行うことが困難となる可能性があります。リスク管理方針及びリスク管理マニュアル等は、事業に伴う様々なリスクに関連した損失防止に有効でない可能性があります。

これらの方針やマニュアル等が有効に機能しない場合には、当社グループの業績に多大な悪影響を及ぼし、損失を生じさせる可能性があります。

(20) ヘッジ全般に関するリスク

当社グループでは、経営の安定性を高めるため、上述した観点以外でも、適宜リスクヘッジを実施しております。

再保険を含むリスクヘッジの実施に際しては、企図した効果が得られるように留意しておりますが、想定通りの効果が得られる保証はなく、結果として、(機会)損失の発生・拡大につながってしまう可能性があります。

また、想定した通りのヘッジ効果が得られた場合でも、異なる方法で評価すると、損失の発生・拡大につながっているという可能性もあります。たとえば、EVなど、経済価値ベースの企業価値の変動をヘッジした場合、企業会計に基づく期間利益の変動が大きくなる可能性があります。

(21) IFRSの適用に関するリスク

当社は、将来的なグループ連結ベースでのIFRS適用に向け、影響度の調査や課題の洗出等を含めた態勢整備を進めておりますが、適用時には、当社グループの業績等の実体に変動がない場合であっても、収益の認識、資産・負債の評価など各種会計処理方法が変更されることに伴い、当社グループの業務運営や財務状況、ソルベンシー・マージン比率、自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

(22) 当社株式に関するリスク

当社は、親会社であるソニーグループ株式会社による当社のパーシャル・スピンオフ(以下「本スピンオフ」)の実行及び当社株式の上場に向けて準備を開始しております。本スピンオフは、ソニーブランドの継続活用を実現しつつ、当社の財務柔軟性を高め、成長投資への道を開くものと考えております。

しかし、上場企業としてより効率的な資金調達及び業務運営が常に成功するとは限りません。

また、当社に対する同意なき買収(株式公開買付け)が成立した場合、新たな株主や経営陣の支配下で企業の戦略方針や企業文化が変更となり、経営陣・幹部の変更やソニーブランドの使用権の喪失等によって、従業員の不安・不満の誘因や、業務プロセス・ITシステムの統合等の多大な負荷など様々な問題が生じる可能性があります。これらの結果、本スピンオフが想定通りのメリットをもたらさなかった場合、企業価値の低下や当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。本スピンオフの詳細については、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

２．業界に係るリスク

(1) 競争状況に関するリスク

金融業界は、激しい競争状況におかれております。更に近年、異業種による金融サービス事業への参入が本格化するなど、新しい競争圧力が生じております。

・保険事業について

生命保険業界においては、伝統的な保険会社に加え、インターネットのみで生命保険を販売する会社の参入も見られるほか、外資系の競業他社及び全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本生活協同組合連合会なども同様の生命保険商品を提供しており、競合関係にあります。

損害保険業界においては、代理店を通して契約を獲得する従来型の保険会社に加え、ソニー損保のように電話やインターネットによるダイレクトマーケティングによって保険を販売している保険会社とも競合しております。近年は、大手既存保険会社によるダイレクトマーケットへの参入や異業種からの損害保険市場への参入なども見られます。

保険業界において、競合他社の有する優位性には以下が含まれます。

・資本力と財務格付け
・ブランド力
・他の金融機関との提携などによる強力なマーケティング、販売ネットワーク
・価格優位性
・顧客基盤
・幅広い商品及びサービス

・銀行事業について

ソニー銀行は個人向けの資産管理及び融資業務の提供に注力しており、個人向け金融サービス市場における激しい競争に直面しております。近年、都市銀行をはじめとする既存金融機関は、個人向け金融サービス市場での取組みにより重点を置いており、インターネットなどを利用した個人向け金融サービス業務を拡大しております。また、ソニー銀行は、多くの銀行が提供している金利よりも通常低い金利で、住宅金融支援機構と協力して長期固定金利住宅ローンを提供しているノンバンクとも競合します。また、ソニー銀行は、個人向け金融サービスの提供に関し既存証券会社やネット証券、外国為替証拠金取引業者との競争にも直面しております。ソニー銀行の顧客との主たる接点はインターネットであり、取引を対面で行うことができる金融機関を選好する顧客にはアピールしづらい可能性があります。

なお、銀行業界と証券業界の間の規制上の障壁は、現在、更に緩和されており、たとえば、共通の持株会社の下で事業を営む銀行と証券会社が顧客情報を共有することを許容し、銀行と証券会社がより幅広いサービスを提供できるようになりました。大規模な既存の金融コングロマリットに有利となる規制緩和措置は、わが国における金融サービス業界の更なる統合に繋がる可能性があります。異なる金融サービス業界間の参入障壁が継続的に緩和するにつれて、様々な国内外の金融機関が拡大しつつあるビジネスチャンスを活用しようとするため、当社はこれらの業界間の競合は激化し続けると予測しております。

こうしたわが国における金融サービス市場における競合の激化により、当社グループの事業及び業績が悪影響を受ける可能性があります。

(2) 顧客・人口動態の変化によるリスク

・生命保険事業について

日本の人口の高齢化及び長期にわたる不況により、生命保険業界は全体として、解約率の上昇や新規契約の減少という影響を受けてきました。ソニー生命の商品開発及びマーケティングは、中期的には比較的安定的に推移すると見込まれている30歳代から40歳代の顧客を主たるターゲットとしておりますが、総人口の減少など人口動態の変化が、当社グループの事業及び業績に想定外の悪影響を及ぼす可能性があります。

・損害保険事業について

ソニー損保の主たる商品である自動車保険の市場は、横ばい傾向にあります。これは国内の新車登録台数の増加が安定しないことや、軽自動車など比較的安価な車両が保有契約台数に占める割合が増えていることから１車両あたりの保険料の平均額が減少傾向にあること、更に、契約を継続することにより割引が進行する契約者が多いことから、保険料の平均額が減少傾向にあること等が要因と考えられます。ソニー損保やその他のダイレクト損保会社は、近年マーケットシェアを伸ばしておりますが、ソニー損保の戦略は、ダイレクト損保会社が市場全体において更にマーケットシェアを拡大し続けることを前提としております。たとえば、顧客が、ダイレクト損保会社一般について、ダイレクト損保会社以外の競合他社よりも信頼性、又はサービスの水準が低いと考える場合、ダイレクト損保会社のマーケットシェアが期待どおりに成長しない可能性があります。また、ダイレクトマーケティングが顧客に受け入れられずシェアが伸び悩むような場合には、当社グループの業績に悪影響を与えます。

・銀行事業について

ソニー銀行の顧客との主たる接点はインターネットです。当社グループが銀行事業において成長を持続できるか否かは、インターネット専業の金融機関によるインターネットなどを利用した銀行サービス及び金融商品仲介サービスがこれまでのように支持されていくかどうかによります。情報セキュリティ上の懸念、又はその他の理由によってインターネットの利用度が低下した場合、あるいは顧客が取引を対面で行うことができる金融機関への選好を示した場合は、インターネットなどを利用した銀行サービス及び金融商品仲介サービスに対する需要が期待どおりに成長しない可能性があります。インターネットなどを利用した銀行サービス及び金融商品仲介サービスが継続的に成長しない場合、又は成長率が低下した場合には、当社グループの成長見通し及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人向け金融サービス市場における技術などの進歩に対応できないリスク

個人向け金融市場は現在急速な技術的変化に晒されており、顧客の要求の変化、新商品・サービス導入の早期化、業界基準の変化などが見られます。インターネットやダイレクトマーケティングチャネルを効率的に利用できることは当社グループの成長の鍵であり、将来の成功は、適時かつ費用効率のよい態様による一部既存サービスの促進、新サービスの開発に依存しております。こうした技術的変化や顧客の要求の変化、業界基準の変化に対応できない場合、対応策への投資が費用効率の悪いものとなった場合、当社グループの事業や成長見通し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法規制の変更等によるリスク

わが国の金融サービス業界においては、規制緩和が進展しておりますが、当社グループの生命保険事業、損害保険事業、銀行事業は、それぞれ異なる規制に服しており、それぞれが独立して業務を遂行することが一般的に求められております。

法規制、会計制度、税制、慣例、金融・財政その他の政策等の将来における変更や新設・廃止と、それが当社グループの事業に与える影響は予測が不可能であり、当社がコントロールしうるものではありません。その内容によっては、当社グループの事業の制限や追加的な態勢整備コストが発生するなど、当社グループの業務運営や、業績及び財務基盤に悪影響を与える可能性があります。

(5) 生命保険契約者保護機構の負担金に係るリスク

生命保険契約者保護機構は、保険業法に基づき、生命保険会社が破綻した場合の保険契約者の保護の充実を目的に設立・事業開始された法人であり、ソニー生命を含む国内で事業を行う全ての生命保険会社が同機構に会員として加入のうえ、同機構への負担金の支払い義務を負っております。

国内の他の生命保険会社と比較して、ソニー生命の保険料収入及び責任準備金が増加する場合、ソニー生命へ割り当てられる負担金が増加する可能性があります。また、国内の他の生命保険会社が破綻した場合や、同機構定款の変更により負担金に関する条文等が変更される場合には、ソニー生命は同機構に対して追加的な負担を求められる可能性があります。これらの負担金の増加は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

(6) パンデミック・大規模災害に関するリスク(気候変動に起因するものを含む)

ソニー損保は、天候の異変などにより自動車保険、火災保険において予測不能な損失を被る可能性があります。

ソニー生命も、感染症などの疫病が発生した場合の保険金等の支払い、地震、津波その他地域的な災害が人口密集地域に発生した場合に多額の保険金等の支払いが発生するリスクに晒されております。各保険子会社は、保険業法上の基準や業界の慣行、会計基準に則った危険準備金、又は異常危険準備金を積み立てておりますが、これらの準備金が実際の保険金等の支払いに十分でない可能性があります。

また、ソニー銀行も、大規模災害の発生に伴う経済情勢の悪化による貸倒れや、担保価値の下落などから貸倒引当金の積増しが必要となることなどにより、与信関連コストが増加する場合があります。

更に、物理的な損害などにより当社グループの業務が滞る可能性もあり、当社グループがこれらのリスクに適切に対応できなかった場合には、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、上述のパンデミックや大規模災害については、平均気温の上昇による激甚災害や感染症・熱中症の増加など、気候変動に起因するものも含まれます。世界的に気候変動問題への対策が加速する中、当社グループにおいても対応を進めておりますが、当社グループを含む世界的な取組みが奏功しない場合には、当社グループの業務運営や、業績及び財務基盤に悪影響を及ぼす可能性があります。具体的には、上述の気候変動起因の大規模災害等に伴う影響に加えて、炭素税導入や気候変動に係る政策・規制の強化等への対応が不十分な投資先・与信先の資産価値の下落等の影響が考えられます。また、気候変動に係る取組みへの関心が高まるなかで、当社グループの取組みやその開示が不十分とみなされた場合には、社会的な批判の高まりにより、当社グループの事業や資金調達の条件などに悪影響を及ぼす可能性があります。

3．持株会社としてのリスク

当社は金融持株会社であり、収入の大部分は当社が直接保有している子会社からの配当となっております。一定の状況下では、保険業法、銀行法及び会社法上の規制などにより、子会社が当社に支払うことができる配当の金額が制限される場合があります。また、子会社が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当を支払えない状況が生じた場合などには、当社はその株主に対して配当を支払えなくなる可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について、重要な影響を与えた事象や要因を経営者の立場から分析し、説明した内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

(ｉ)重要な会計方針及び見積

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しています。その作成は経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積及び予測を必要とします。経営者は、これらの見積について過去の実績などを勘案し合理的に判断しておりますが、結果としてこのような見積と実績が異なる場合があります。

当社グループでは、特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において使用される見積及び予測により、当社グループの連結財務諸表の作成に大きな影響を及ぼすと考えています。

① 金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、市場価格がない場合には外部の専門家が算定した時価を用いて評価を行う等、合理的に算定された価額によっております。時価の算定方法については、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(金融商品関係)、(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

経営者は、金融商品の時価の評価は合理的であると判断しております。ただし、株式市場の悪化など、将来の金融市場の状況によっては、認識される時価の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券について、時価若しくは実質価額が取得価額に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められるものを除き、減損処理を行っております。回復可能性の評価にあたっては、金融市場の状況や投資先の事業計画等が実行可能で合理的であるかどうかを勘案しております。なお、減損処理に係る合理的な基準は「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(金融商品関係)、(有価証券関係)」に記載しております。

経営者は、減損損失の認識に関する判断及び実質価額の見積は合理的であると判断しています。ただし、将来の金融市場の状況や、投資先の事業計画の達成状況によっては、多額の有価証券評価損を計上する可能性があります。

③ 繰延税金資産の回収可能性の評価

税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると判断したものに限り繰延税金資産を認識しています。繰延税金資産の回収可能性は毎連結会計年度末日に見直し、将来の税金負担額を軽減する効果が見込めないと判断される部分について取り崩しています。

経営者は、繰延税金資産の回収可能性の判断に際しては、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかを判断しております。ただし、繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積に依存するため、将来において当社グループをとりまく環境に大きな変化があった場合など、その見積額が変動した場合は、繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

④ 貸倒引当金の計上基準

当社グループは、債権の貸倒による損失に備えるため、資産の自己査定基準に基づき、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおり、債権の回収不能時に発生する損失の見積額又は過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率などを債権額に乗じた額について貸倒引当金を計上しています。

経営者は、債権の査定にあたり行っている評価は合理的であり、貸倒引当金は十分に計上され、債権が回収可能な額として計上されていると判断しております。ただし将来、債務者の財務状況が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

⑤　責任準備金

責任準備金は、保有する契約から将来発生が予測される債務に見合う額が引き当てられており、これらの債務は将来の死亡率、罹患率、契約脱退率及び資産運用利回りなどの予測にもとづいております。積立方法は、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

責任準備金の見積に使用されるこれら基礎率は、保険子会社の実績あるいは保険数理上の種々の統計表に拠っています。

経営者は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて適正に積み立てられていると判断しています。ただし、保険数理計算に使用される基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく異なる場合、あるいは基礎率を変更する必要がある場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した、あるいは発生したと認められる保険金などについて、未払金を見積り、支払備金として積み立てています。

経営者は、支払備金は適正に積み立てられていると判断しています。ただし、物価や裁判例などの動向、見積に影響する新たな事実の発生などによって、支払備金の計上額が当初の必要見積額から変動する可能性があります。

⑦　有形固定資産及びのれんを含む無形資産の減損処理

有形固定資産、のれん及び無形資産については、減損している可能性を示す兆候があるか否かを判定し、減損の兆候が存在する場合には当該資産の回収可能価額に基づき減損テストを実施しております。資産の回収可能価額は、資産又は資産グループの時価から処分費用見込み額を控除した正味売却価額と使用価値のいずれか大きい方としており、資産又は資産グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合には、回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。使用価値の算定に際しては、資産の耐用年数や将来キャッシュ・フロー、成長率、割引率等について一定の仮定を用いており、これらの仮定は過去の実績や経営陣により承認された事業計画、事業計画策定後の経営環境の変化による将来の収益性の変動を考慮した最善の見積と判断により決定しております。

経営者は、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、資産の回収可能価額に関する評価は合理的であると判断しています。ただし、事業戦略の変更や市場環境の変化等の影響を受け、見積の仮定の変更が必要となった場合、認識される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（ⅱ）事業全体の状況

当連結会計年度(2024年４月１日～2025年３月31日)における日本経済は、円安などによる輸入価格の高止まりやコメを中心とする食料価格上昇などにより物価高が長引き、これを受けて実質賃金の弱い動きが続いたことから、個人消費の本格回復には至らず、景気は踊り場となりました。年度前半は、能登半島地震や一部自動車メーカーの認証取得不正問題による悪影響の反動、また猛暑による夏物商品需要や地震・台風などの災害による防災関連特需などが個人消費を下支えする要因となりました。しかし、年度後半からは円安や異常気象による食料原材料の輸入価格上昇に加え、国内のコメ、葉物野菜などの不作により、消費者にとって購入頻度の高い食料価格が大きく上昇したため節約志向が高まり、個人消費の重石となりました。年度末には米国政府が相互関税などによる日本製品への輸入関税の大幅引き上げを発表したことで、今後の景気下振れリスクは高まっています。

債券市場は、日本銀行の金融政策や米国経済・金融政策の動向による影響を大きく受けました。2024年夏場までは同年春闘における高い賃上げ率の実現や日銀の国債買い入れ縮小観測を受けて、長期金利は１％を超える水準まで上昇しました。しかし、８月に失業率上昇などを受けて米国の景気後退観測が高まり、国際金融市場が大きく不安定化したため、長期金利は急転して１％以下まで低下しました。年度後半は、米国経済に対する過度な悲観論が後退する中、国内物価の上振れリスク等から追加利上げ観測が高まり、長期金利は上昇基調を強めました。2025年１月には政策金利が0.5％に引き上げられ、同年春闘では前年を超える賃上げ率となったことなどから、３月には長期金利が約16年ぶりとなる1.5％超をつけました。なお、新年度４月に米国政府の関税政策によって国際金融市場は再び動揺し、日本の債券市場でも長期金利が乱高下するなど不安定な動きとなりました。

外国為替市場では、米国と日本の長期金利差と米国大統領選の動向が為替レートに影響しました。2024年７月までは米国のトランプ候補の大統領再選可能性などによる金利先高観の高まりなどから、為替レートは１ドル＝160円台後半まで円安が進みました。しかし、８月に上述した米国の景気後退懸念を受けて米金利が低下し、日米金利差が縮小したため９月半ばには１ドル＝140円台前半まで円高となりました。その後、堅調な米国景気やトランプ候補の大統領再選による金利上振れリスクへの警戒などから、為替レートはいったん円安傾向に戻りましたが、2025年１月以降は日銀の早期追加利上げ観測などを受けて、反転して１ドル＝140円台まで円高が進みました。

保険・銀行業界においては、持続可能な社会の実現に向けた業界としての役割発揮を目指した取組みが進められる中、人生100年時代と称される超長寿時代において多様化するニーズとリスクに対応した商品・サービスの開発など、お客さま本位の業務運営がより一層推進されました。また、生命保険業界における人口減少・少子高齢化の進展や金融市場の不確実性増大等への対応、損害保険業界における交通量回復に伴う事故の増加等による保険金支払い増加や保険料調整・保険金不正請求問題に端を発した信頼回復への対応など、各種環境の変化を踏まえた企業行動の必要性が高まりました。

こうした状況のもと、当社グループは、健全な財務基盤を維持しつつ、付加価値の高い商品と質の高いサービスの提供、内部管理態勢の一層の充実など、様々な取組みを行ってまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度(2024年４月１日～2025年３月31日)の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、損害保険事業及び銀行事業において増加したものの、生命保険事業において減少した結果、２兆6,187億円(前年度比24.1%減)となりました。経常利益は、損害保険事業において増加したものの、生命保険事業及び銀行事業において減少した結果、448億円(同17.4%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、ソニー生命において価格変動準備金の取崩しを実施したことにより、787億円(同91.4%増)となりました。

当連結会計年度末における総資産は、23兆3,709億円(前年度末比5.8%増)となりました。主な勘定残高は、国債を中心とした有価証券が17兆5,282億円(同4.3%増)、貸出金が３兆8,990億円(同5.9%増)であります。

負債の部合計は、22兆7,011億円(同5.6%増)となりました。主な勘定残高は、保険契約準備金が15兆8,341億円(同5.1%増)、預金が４兆2,439億円(同10.4%増)であります。

純資産の部合計は、6,697億円(同12.8%増)となりました。純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、△731億円(同23億円減)となりました。

(ⅲ)セグメント情報に記載された区分ごとの状況

①　生命保険事業

経常収益は、一時払保険料の増加等に伴う保険料等収入の増加があったものの、特別勘定における運用益の減少により、２兆3,170億円(前年度比27.2%減)となりました。経常利益は、変額保険等の市況の変動に伴う損益の改善があったものの、金利上昇の影響を受け、ALM(資産負債の総合管理)の考え方に基づくリバランスを目的とした債券売却に伴う一般勘定における有価証券売却損益の悪化等により、206億円(同18.2%減)となりました。

②　損害保険事業

経常収益は、主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が順調に増加したことにより、1,688億円(同11.0%増)となりました。経常利益は、自動車保険における支払保険金単価の上昇等により損害率が上昇したものの、事業費率の低下や増収効果により、72億円(同11.1%増)となりました。

③　銀行事業

有価証券利息配当金等の資金運用収益の増加があったものの、役務取引等収益の減少や子会社の持分法適用会社化による利益の減少により、経常収益は1,170億円(同10.8%増)、経常利益は188億円(同17.5%減)となりました。

経常収益

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	増減率(%)
生命保険事業	3,181,114	2,317,065	△27.2
損害保険事業	152,089	168,894	11.0
銀行事業	105,604	117,021	10.8
小計	3,438,808	2,602,981	△24.3
「その他」の区分(※1)	14,993	19,415	29.5
セグメント間の内部取引消去	△3,501	△3,684	5.2
合計	3,450,300	2,618,712	△24.1

経常利益

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	増減率(%)
生命保険事業	25,190	20,615	△18.2
損害保険事業	6,479	7,200	11.1
銀行事業	22,891	18,881	△17.5
小計	54,561	46,696	△14.4
「その他」の区分(※1)	△422	644	－
セグメント間の内部取引消去等(※2)	219	△2,452	－
合計	54,358	44,889	△17.4

（※１）　介護事業及びベンチャーキャピタル事業を「その他」に区分。
（※２）　主として持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る損益とセグメント間の内部取引消去。

各事業における主要な子会社の業績は次のとおりです。

＜ソニー生命(単体)＞

ソニー生命の経常収益は、保険料等収入１兆9,105億円(前年度比9.6％増)、資産運用収益3,484億円(同74.7％減)、その他経常収益578億円(同5.7％減)を合計した結果、２兆3,169億円(同27.2％減)となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金１兆1,158億円(同5.8％増)、責任準備金等繰入額7,457億円(同53.7％減)、資産運用費用1,420億円(同36.0％減)、事業費2,061億円(同13.5％増)等を合計した結果、２兆2,952億円(同27.2％減)となりました。

一般勘定と特別勘定を合計した資産運用損益は、2,063億円(同82.1％減)の利益となりました。うち、一般勘定の資産運用損益は870億円(同56.2％減)の利益となりました。

経常利益は、変額保険等の市況の変動に伴う損益の改善があったものの、金利上昇の影響を受け、ALM(資産負債の総合管理)の考え方に基づくリバランスを目的とした債券売却に伴う一般勘定における有価証券売却損益の悪化等により、216億円(同17.2％減)となりました。

経常利益に特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を加減した当期純利益は、価格変動準備金の取崩しを実施したことにより、581億円(同328.5％増)となりました。

基礎利益は、変額保険等の最低保証に係る責任準備金繰入額が増加したことなどにより、1,151億円(同38.1％減)となりました。逆ざや額は78億円(同16.4％増)となりました。

個人保険、個人年金保険を合計した新契約高は、変額保険(定期型)、変額個人年金の販売が好調だったことにより、11兆1,883億円(同11.3％増)となりました。新契約年換算保険料は、変額保険(定期型)、変額個人年金の販売が好調であったことにより、1,808億円(同12.6％増)となりました。うち、医療保障・生前給付保障等は91億円(同1.8％増)となりました。一方、解約・失効率※1は、5.95％(同1.03ポイント低下)となりました。

以上の結果、個人保険、個人年金保険を合計した保有契約高は、71兆9,740億円(前年度末比8.1％増)となりました。保有契約年換算保険料は１兆2,974億円(同7.5％増)、うち、医療保障・生前給付保障等は2,087億円(同2.2％減)となりました。

有価証券含み益※2は、△２兆2,384億円(同１兆336億円減)となりました。また、その他有価証券評価差額金は、△712億円(同15億円増)となりました。

(※１)　契約高の減額又は増額及び復活を含めない解約・失効高を年度始の保有契約高で除した率です。
(※２)　売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものの帳簿価額と時価の差額。

（保険引受及び資産運用の状況）

保険引受業務

① 保有契約高

（単位：千件、百万円、％）

区分	前事業年度末（2024年３月31日）				当事業年度末（2025年３月31日）			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	7,573	97.4	56,690,559	105.1	7,379	97.4	58,932,288	104.0
個人年金保険	1,492	131.2	9,895,615	138.2	1,886	126.4	13,041,719	131.8
小計	9,066	101.8	66,586,174	109.0	9,265	102.2	71,974,008	108.1
団体保険	－	－	1,297,009	92.0	－	－	1,182,336	91.2
団体年金保険	－	－	3,587	81.5	－	－	2,982	83.2

（注）１．個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

２．団体年金保険については、責任準備金の金額です。

② 新契約高

（単位：千件、百万円、％）

区分	前事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）				当事業年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）					
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	317	7,085,534	7,085,534	－	296	93.5	7,569,700	106.8	7,569,700	－
個人年金保険	402	2,970,866	2,970,866	－	457	113.6	3,618,608	121.8	3,618,608	－
小計	720	10,056,401	10,056,401	－	754	104.8	11,188,308	111.3	11,188,308	－
団体保険	－	7,940	7,940	－	－	－	9,084	114.4	9,084	－
団体年金保険	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

（注）１．新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

２．新契約の団体年金保険の金額は第１回収入保険料です。

③ 保有契約年換算保険料

（単位：百万円、％）

区分	前事業年度末（2024年３月31日）	前年度末比	当事業年度末（2025年３月31日）	前年度末比
個人保険	927,452	102.1	939,076	101.3
個人年金保険	279,087	135.2	358,407	128.4
合計	1,206,540	108.3	1,297,483	107.5
うち医療保障・生前給付保障等	213,377	98.9	208,736	97.8

（注）１．年換算保険料とは、１回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年あたりの保険料に換算した金額です（ただし、一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

２．「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

④　新契約年換算保険料

（単位：百万円、％）

区分	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	前年度比	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	前年度比
個人保険	78,909	110.7	87,607	111.0
個人年金保険	81,680	142.6	93,232	114.1
合計	160,589	124.9	180,840	112.6
うち医療保障・生前給付保障等	8,953	77.4	9,117	101.8

（注）１．年換算保険料とは、１回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、１年あたりの保険料に換算した金額です（ただし、一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

２．「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

資産運用の状況

①　資産の構成（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区分	前事業年度末 （2024年３月31日）		当事業年度末 （2025年３月31日）	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	381,615	3.1	271,882	2.3
金銭の信託	40	0.0	40	0.0
有価証券	11,123,780	91.7	10,816,896	91.8
公社債	9,035,632	74.5	8,647,410	73.4
株式	7,512	0.1	3,844	0.0
外国証券	2,075,707	17.1	2,083,458	17.7
公社債	2,066,586	17.0	2,076,255	17.6
株式等	9,121	0.1	7,203	0.1
その他の証券	4,927	0.0	82,182	0.7
貸付金	219,365	1.8	225,968	1.9
保険約款貸付	218,771	1.8	225,363	1.9
一般貸付	593	0.0	605	0.0
有形固定資産	79,933	0.7	79,675	0.7
無形固定資産	34,401	0.3	36,596	0.3
繰延税金資産	138,934	1.1	129,047	1.1
その他	149,249	1.2	219,236	1.9
貸倒引当金	△720	△0.0	△855	△0.0
合計	12,126,599	100.0	11,778,488	100.0
うち外貨建資産	2,112,001	17.4	2,174,030	18.5

② 資産別運用利回り（一般勘定）

（単位：％）

区分	前事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）	当事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）
現預金・コールローン	0.00	0.11
金銭の信託	0.00	0.06
公社債	1.38	0.72
株式	0.25	0.15
外国証券	18.61	2.08
貸付金	3.32	3.26
うち一般貸付	1.02	1.01
不動産	8.79	8.36
一般勘定計	1.71	0.78

③ 海外投融資の状況（一般勘定）

（単位：百万円、％）

区分	前事業年度末 （2024年３月31日）		当事業年度末 （2025年３月31日）	
	金額	構成比	金額	構成比
外貨建資産				
公社債	2,063,915	97.6	2,069,519	94.9
株式	7,098	0.3	5,829	0.3
現預金・その他	40,986	1.9	98,682	4.5
小計	2,112,001	99.9	2,174,030	99.7
円貨額が確定した外貨建資産				
公社債	－	－	－	－
現預金・その他	－	－	－	－
小計	－	－	－	－
円貨建資産				
非居住者貸付	－	－	－	－
公社債（円建外債）・その他	2,670	0.1	6,735	0.3
小計	2,670	0.1	6,735	0.3
合計				
海外投融資	2,114,671	100.0	2,180,766	100.0

経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

科目	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
基礎利益（A）	185,943	115,120
キャピタル収益	189,554	22,613
金銭の信託運用益	－	－
売買目的有価証券運用益	2,388	－
有価証券売却益	17,290	1,136
金融派生商品収益	－	－
為替差益	169,875	－
その他キャピタル収益	－	21,477
キャピタル費用	355,144	103,924
金銭の信託運用損	－	－
売買目的有価証券運用損	－	56
有価証券売却損	44,650	84,575
有価証券評価損	1,817	－
金融派生商品費用	128,182	775
為替差損	－	18,421
その他キャピタル費用	180,495	95
キャピタル損益（B）	△165,589	△81,310
キャピタル損益含み基礎利益（A）＋（B）	20,353	33,810
臨時収益	5,809	44
再保険収入	－	－
危険準備金戻入額	5,786	－
個別貸倒引当金戻入額	－	－
その他臨時収益	23	44
臨時費用	47	12,226
再保険料	－	－
危険準備金繰入額	－	11,878
個別貸倒引当金繰入額	47	199
特定海外債権引当勘定繰入額	－	－
貸付金償却	－	－
その他臨時費用	－	148
臨時損益（C）	5,761	△12,182
経常利益（A）＋（B）＋（C）	26,115	21,627

（その他項目の内訳）

（単位：百万円）

科目	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
基礎利益	180,295	△21,477
インカム・ゲインに係る金銭の信託運用益	0	0
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	180,295	△21,477
その他キャピタル収益	－	21,477
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	－	21,477
その他キャピタル費用	180,495	95
投資事業組合の減損損失	199	95
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	180,295	－
その他臨時収益	23	44
追加責任準備金戻入額	23	44
その他臨時費用	－	148
追加責任準備金繰入額	－	148

単体ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目	前事業年度末 (2024年３月31日)	当事業年度末 (2025年３月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,289,590	1,141,112
(B) リスクの合計額	136,631	143,650
(C) ソルベンシー・マージン比率 ［(A)／｛(1/2)×(B)｝］×100	1,887.6%	1,588.7%

（注）１．上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、及び平成８年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

２．(B) リスクの合計額のうち、最低保証リスク相当額は標準的方式を用いて算出しています。

経済価値ベースのエンベディッド・バリュー(EV)(ご参考)

エンベディッド・バリュー(EV)は生命保険事業の企業価値を評価する指標の一つです。生命保険会社の現行法定会計による貸借対照表は、保有契約に係る将来利益の現在価値を表示するものではありませんが、EVは、会社の純資産額とともに保有契約の将来利益の現在価値を示すものです。ソニー生命は、EVは法定会計による財務情報を補足するものであり、企業価値を評価するうえで有用な指標となるものと考えております。

ソニー生命では、2008年3月末より、European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles©(※)に準拠した市場整合的エンベディッド・バリュー(Market Consistent Embedded Value、以下「MCEV」)を公表してきましたが、国内の経済価値ベースのソルベンシー規制等の動向をふまえ、2024年3月末決算よりソニー生命の企業価値を表わす指標として、経済価値ベースで評価したEVである「経済価値ベースのEV」を開示しております。なお、経済価値ベースのEVは、前提条件の考え方及び計算方法についてはMCEVから変更はありません。

(※) Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008

(ソニー生命の経済価値ベースのEV)

(単位:億円)

		前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)	増　減
経済価値ベースのEV		20,070	18,914	△1,155
	修正純資産	△2,013	△10,093	△8,079
	保有契約価値	22,083	29,007	6,924

(単位:億円)

	前事業年度 (自　2023年4月1日 至　2024年3月31日)	当事業年度 (自　2024年4月1日 至　2025年3月31日)	増　減
新契約価値	1,756	1,963	206
新契約マージン	6.7%	7.2%	0.4pt

ソニー生命の経済価値ベースのEVは、新契約の獲得による増加があったものの、金利の上昇などによる減少がそれを上回り1兆8,914億円(前年度末比1,155億円減)となりました。また、新契約価値は、好調な新契約の獲得などにより、1,963億円(前年度比206億円増)となりました。

（ソニー生命の経済価値ベースのリスク量：税引後）

（単位：億円）

	前事業年度末 （2024年３月31日）	当事業年度末 （2025年３月31日）	増　減
保険引受リスク	7,423	7,759	335
市場関連リスク	5,106	5,404	297
うち金利リスク	3,610	3,454	△156
オペレーショナルリスク	495	520	24
信用リスク	154	211	56
異常危険リスク	639	659	20
分散効果	△3,047	△3,233	△185
経済価値ベースのリスク量	10,771	11,321	549

（注）１．経済価値ベースのリスク量とは、ソニー生命が保有する各種リスク（保険引受リスク、市場関連リスクなど）を、市場整合的な方法で総合的に評価したリスク総量です。
２．経済価値ベースのリスク量の測定においては、１年VaR99.5％水準とした内部モデルを採用しています。
３．金利リスクは、市場関連リスク内での分散効果考慮前の金額です。

経済価値ベースのリスク量は、主に金利の上昇による保険引受リスクの増加や、デリバティブの活用により金利リスクは削減されたものの、為替リスクの計測手法の見直しにより市場関連リスクは増加したため、１兆1,321億円（前年度末比549億円増）となりました。

＜ソニー損保＞

ソニー損保の経常収益は、保険引受収益が1,672億円(前年度比11.0%増)、資産運用収益が15億円(同14.8%増)となった結果、1,688億円(同11.1%増)となりました。保険引受収益の増加は、主力の自動車保険を中心に正味収入保険料が増加したことによるものです。一方、経常費用は、保険引受費用が1,214億円(同12.7%増)、営業費及び一般管理費が402億円(同6.2%増)となり、1,616億円(同11.0%増)となりました。

経常利益は、自動車保険における支払保険金単価の上昇等により損害率が上昇したものの、事業費率の低下や増収効果により、71億円(同11.1%増)となりました。経常利益から特別損失、法人税等合計を控除した当期純利益は56億円(同23.3%増)となりました。

保険引受の状況については、元受正味保険料が1,738億円(同12.4%増)、正味収入保険料は1,671億円(同11.0%増)となりました。また、正味支払保険金は915億円(同12.6%増)となり、その結果、正味損害率は61.5%(同0.5ポイント上昇)となりました。保険引受に係る営業費及び一般管理費は401億円(同6.2%増)となり、正味事業費率は25.4%(同1.1ポイント低下)となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した結果、保険引受利益は56億円(同10.3%増)となりました。

(保険引受及び資産運用の状況)

保険引受業務

(1) 保険引受利益

区分	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日) (百万円)	当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日) (百万円)	対前年増減(△)額 (百万円)
保険引受収益	150,670	167,259	16,589
保険引受費用	107,697	121,417	13,720
営業費及び一般管理費	37,825	40,178	2,353
その他収支	△1	12	13
保険引受利益	5,146	5,676	529

(注) １．営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
２．その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

(2) 種目別保険料・保険金

① 元受正味保険料(含む収入積立保険料)

区分	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)			当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△)率(%)
火災保険	8,516	5.50	0.03	12,274	7.06	44.14
海上保険	—	—	—	—	—	—
傷害保険	9,821	6.35	3.53	9,893	5.69	0.73
自動車保険	136,380	88.15	6.07	151,727	87.25	11.25
自動車損害賠償責任保険	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計 (うち収入積立保険料)	154,718 (—)	100.00 (—)	5.55 (—)	173,896 (—)	100.00 (—)	12.40 (—)

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです(積立型保険の積立保険料を含む)。

② 正味収入保険料

区分	前事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）			当事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）		
	金額 （百万円）	構成比 （%）	対前年増減 （△）率（%）	金額 （百万円）	構成比 （%）	対前年増減 （△）率（%）
火災保険	3,757	2.50	△18.22	5,513	3.30	46.74
海上保険	—	—	△100.00	—	—	—
傷害保険	9,648	6.41	0.32	9,628	5.76	△0.21
自動車保険	135,861	90.25	5.98	150,857	90.27	11.04
自動車損害賠償責任保険	1,273	0.85	△5.87	1,115	0.67	△12.46
その他	—	—	—	—	—	—
合計	150,540	100.00	4.72	167,114	100.00	11.01

③ 正味支払保険金

区分	前事業年度 （自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）			当事業年度 （自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）		
	金額 （百万円）	対前年増減 （△）率（%）	正味損害率 （%）	金額 （百万円）	対前年増減 （△）率（%）	正味損害率 （%）
火災保険	1,624	28.69	51.28	2,060	26.80	43.67
海上保険	△19	—	—	△6	—	—
傷害保険	3,627	△19.71	42.11	3,815	5.21	43.93
自動車保険	74,679	12.60	62.10	84,226	12.78	62.70
自動車損害賠償責任保険	1,428	8.44	112.12	1,498	4.93	134.39
その他	—	—	—	—	—	—
合計	81,339	10.79	60.95	91,594	12.61	61.46

（注） 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

資産運用業務

（1） 運用資産

区分	前事業年度 （2024年３月31日）		当事業年度 （2025年３月31日）	
	金額 （百万円）	構成比 （%）	金額 （百万円）	構成比 （%）
預貯金	24,290	7.97	45,169	14.04
コールローン	30,000	9.84	10,000	3.11
買入金銭債権	—	—	—	—
有価証券	189,056	62.01	204,702	63.64
貸付金	—	—	—	—
土地・建物	91	0.03	75	0.02
運用資産計	243,438	79.84	259,947	80.81
総資産	304,902	100.00	321,672	100.00

(2) 有価証券

区分	前事業年度 (2024年３月31日)		当事業年度 (2025年３月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国債	103,327	54.65	120,542	58.89
地方債	40,568	21.46	42,573	20.80
社債	44,059	23.31	41,031	20.04
株式	601	0.32	553	0.27
外国証券	499	0.26	―	―
その他の証券	―	―	―	―
合計	189,056	100.00	204,702	100.00

(3) 利回り

a) 運用資産利回り(インカム利回り)

区分	前事業年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)			当事業年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)		
	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)	収入金額 (百万円)	平均運用額 (百万円)	年利回り (%)
預貯金	0	26,252	0.00	13	31,096	0.04
コールローン	3	30,000	0.01	35	20,942	0.17
買入金銭債権	―	―	―	―	―	―
有価証券	1,480	178,941	0.83	1,666	197,549	0.84
貸付金	―	―	―	―	―	―
土地・建物	―	97	―	―	82	―
小計	1,483	235,291	0.63	1,714	249,671	0.69
その他	―	―	―	―	―	―
合計	1,483	―	―	1,714	―	―

(注) １．収入金額は、損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。
２．平均運用額は原則として各月末残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。ただし、コールローンについては日々の残高(取得原価又は償却原価)の平均に基づいて算出しております。

b）資産運用利回り（実現利回り）

区分	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）			当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）		
	資産運用損益（実現ベース） （百万円）	平均運用額（取得原価ベース） （百万円）	年利回り （%）	資産運用損益（実現ベース） （百万円）	平均運用額（取得原価ベース） （百万円）	年利回り （%）
預貯金	0	26,252	0.00	13	31,096	0.04
コールローン	3	30,000	0.01	35	20,942	0.17
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
有価証券	1,492	178,941	0.83	1,666	197,549	0.84
貸付金	－	－	－	－	－	－
土地・建物	－	97	－	－	82	－
金融派生商品	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合計	1,496	235,291	0.64	1,714	249,671	0.69

（注）１．資産運用損益（実現ベース）は、損益計算書における「資産運用収益」及び「積立保険料等運用益」の合計額から「資産運用費用」を控除した金額です。

２．平均運用額（取得原価ベース）は原則として各月末残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。ただし、コールローンについては日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

３．資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り（時価総合利回り）は以下のとおりです。
なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増減額を加減算した金額です。
また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）を加減算した金額です。

区分	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）			当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）		
	資産運用損益等（時価ベース） （百万円）	平均運用額（時価ベース） （百万円）	年利回り （%）	資産運用損益等（時価ベース） （百万円）	平均運用額（時価ベース） （百万円）	年利回り （%）
預貯金	0	26,252	0.00	13	31,096	0.04
コールローン	3	30,000	0.01	35	20,942	0.17
買入金銭債権	－	－	－	－	－	－
有価証券	1,192	178,997	0.67	△113	197,304	△0.06
貸付金	－	－	－	－	－	－
土地・建物	－	97	－	－	82	－
金融派生商品	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合計	1,195	235,346	0.51	△65	249,426	△0.03

(4) 海外投融資

区分	前事業年度 (2024年３月31日)		当事業年度 (2025年３月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
外貨建				
外国公社債	－	－	－	－
外国株式	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
計	－	－	－	－
円貨建				
非居住者貸付	－	－	－	－
外国公社債	499	100.00	－	－
その他	－	－	－	－
計	499	100.00	－	－
合計	499	100.00	－	－
海外投融資利回り				
運用資産利回り (インカム利回り)	0.17%		0.18%	
資産運用利回り (実現利回り)	0.17%		0.18%	

(注) １．「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(3)利回りａ)運用資産利回り(インカム利回り)」と同様の方法により算出しております。

２．「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(3)利回りｂ)資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出しております。
なお、海外投融資に係る時価総合利回りは、前事業年度0.63%、当事業年度0.57%です。

単体ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

	前事業年度末 (2024年３月31日)	当事業年度末 (2025年３月31日)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	77,608	79,414
(B) 単体リスクの合計額	21,142	23,211
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 ［(A)／｛(B)×1/2｝］×100	734.1%	684.2%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成８年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

① 保険引受上の危険（一般保険リスク）（第三分野保険の保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)

② 予定利率上の危険（予定利率リスク）：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの

⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつでありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

＜ソニー銀行(単体)＞

ソニー銀行(単体)では、有価証券利息配当金等の資金運用収益の増加があったものの、役務取引等収益の減少により、経常収益は1,184億円(同16.3%増)、経常利益は203億円(同15.6%減)となりました。当期純利益は、前年度に計上したソニーペイメントサービス株式会社の株式を一部譲渡したことに伴う特別利益が剥落した影響により、154億円(同46.5%減)となりました。

資金運用収支は、有価証券利息配当金などの増加により、547億円(同5.1%増)となりました。役務取引等収支は、△74億円(前年度は△26億円)となりました。その他業務収支は、△５億円(同△２億円)となりました。その結果、業務粗利益は、467億円(前年度比5.0%減)となりました。また、営業経費については、272億円(同0.6%減)となり、結果、業務純益は195億円(同10.5%減)となりました。

当事業年度末(2025年３月31日)の預かり資産(預金と投資信託の合計)残高は、４兆6,922億円(前年度末比3,610億円増、8.3%増)となりました。内訳は次のとおりです。預金残高は、口座数増加に伴う新規資金の獲得などにより増加し、４兆4,167億円(同3,370億円増、8.3%増)となりました。預金残高のうち、円預金は３兆6,455億円(同1,806億円増、5.2%増)、外貨預金は7,711億円(同1,564億円増、25.4%増)となりました。投資信託は2,755億円(同239億円増、9.5%増)となりました。また、貸出金残高は、住宅ローンの着実な積み上がりにより、３兆6,730億円(同2,104億円増、6.1%増)となりました。

なお、純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、△17億円(同21億円減)となりました。

以下では、銀行事業における主要な子会社であるソニー銀行(単体)の状況について記載します。

(銀行事業の状況)

① 国内・国際業務部門別収支

当事業年度の資金運用収支は547億52百万円、役務取引等収支は△74億28百万円、その他業務収支は△５億85百万円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は、314億50百万円、役務取引等収支は△75億60百万円、その他業務収支は△29億54百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は、233億２百万円、役務取引等収支は１億31百万円、その他業務収支は23億69百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	33,244	18,855	52,100
	当事業年度	31,450	23,302	54,752
うち資金運用収益	前事業年度	37,063	43,753	(71) 80,746
	当事業年度	41,360	57,160	(229) 98,291
うち資金調達費用	前事業年度	3,819	24,898	(71) 28,645
	当事業年度	9,910	33,857	(229) 43,538
役務取引等収支	前事業年度	△2,967	358	△2,608
	当事業年度	△7,560	131	△7,428
うち役務取引等収益	前事業年度	15,093	671	15,764
	当事業年度	14,029	470	14,500
うち役務取引等費用	前事業年度	18,061	312	18,373
	当事業年度	21,589	338	21,928
その他業務収支	前事業年度	△1,775	1,478	△297
	当事業年度	△2,954	2,369	△585
うちその他業務収益	前事業年度	120	1,662	1,783
	当事業年度	291	2,369	2,661
うちその他業務費用	前事業年度	1,896	184	2,080
	当事業年度	3,246	―	3,246

(注) １．国内業務部門は国内の円建取引、国際業務部門は外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

２．資金運用収益及び資金調達費用の合計額の(　)内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

３．資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

② 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

資金運用勘定平均残高は、貸出金及び有価証券を中心に５兆5,874億48百万円となりました。資金運用勘定利息は貸出金利息及び有価証券利息配当金を中心に982億91百万円となりました。この結果、資金運用勘定利回りは、1.76％となりました。なお、国内業務部門は0.87％、国際業務部門は6.08％となりました。

資金調達勘定平均残高は預金を中心に５兆4,202億95百万円となりました。資金調達勘定利息は預金を中心に、435億38百万円となりました。この結果、資金調達勘定利回りは0.80％となりました。なお、国内業務部門は0.21％、国際業務部門は3.77％となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	(70,888) 4,271,743	(71) 37,063	0.87
	当事業年度	(100,394) 4,748,126	(229) 41,360	0.87
うち貸出金	前事業年度	3,192,205	31,324	0.98
	当事業年度	3,612,123	36,192	1.00
うち有価証券	前事業年度	197,431	3,335	1.69
	当事業年度	254,506	3,926	1.54
うちコールローン及び買入手形	前事業年度	13,756	7	0.06
	当事業年度	11,178	43	0.39
うち預け金	前事業年度	754,608	50	0.01
	当事業年度	742,626	1,804	0.24
うち買入金銭債権	前事業年度	15,770	48	0.31
	当事業年度	13,501	101	0.75
資金調達勘定	前事業年度	4,159,706	3,819	0.09
	当事業年度	4,622,806	9,910	0.21
うち預金	前事業年度	3,223,688	3,979	0.12
	当事業年度	3,339,791	7,538	0.23
うちコールマネー及び受渡手形	前事業年度	412,923	△21	△0.01
	当事業年度	397,877	1,029	0.26
うち売現先勘定	前事業年度	86,448	△200	△0.23
	当事業年度	340,377	756	0.22
うち借用金	前事業年度	419,200	0	0.00
	当事業年度	498,337	61	0.01
うち社債	前事業年度	40,792	94	0.23
	当事業年度	64,724	355	0.55

(注) １．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
２．国内業務部門は円建取引です。
３．(　)内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)です。
４．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	788,025	43,753	5.55
	当事業年度	939,716	57,160	6.08
うち貸出金	前事業年度	11,232	95	0.85
	当事業年度	16,113	143	0.89
うち有価証券	前事業年度	769,206	37,935	4.93
	当事業年度	919,215	50,594	5.50
うちコールローン及び買入手形	前事業年度	420	21	5.20
	当事業年度	784	40	5.10
うち預け金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
うち買入金銭債権	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—
資金調達勘定	前事業年度	(70,888) 754,098	(71) 24,898	3.30
	当事業年度	(100,394) 897,883	(229) 33,857	3.77
うち預金	前事業年度	599,859	19,939	3.32
	当事業年度	682,820	27,382	4.01
うちコールマネー及び受渡手形	前事業年度	6,471	326	5.04
	当事業年度	4,101	210	5.12
うち売現先勘定	前事業年度	102,344	5,455	5.33
	当事業年度	134,671	7,000	5.20
うち借用金	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	117	6	5.84
うち社債	前事業年度	—	—	—
	当事業年度	—	—	—

(注) 1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2．国際業務部門は外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
3．(　)内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)です。
4．資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	4,988,880	80,746	1.62
	当事業年度	5,587,448	98,291	1.76
うち貸出金	前事業年度	3,203,438	31,419	0.98
	当事業年度	3,628,237	36,336	1.00
うち有価証券	前事業年度	966,637	41,271	4.27
	当事業年度	1,173,722	54,521	4.65
うちコールローン及び買入手形	前事業年度	14,177	29	0.21
	当事業年度	11,962	83	0.70
うち預け金	前事業年度	754,608	50	0.01
	当事業年度	742,626	1,804	0.24
うち買入金銭債権	前事業年度	15,770	48	0.31
	当事業年度	13,501	101	0.75
資金調達勘定	前事業年度	4,842,916	28,645	0.59
	当事業年度	5,420,295	43,538	0.80
うち預金	前事業年度	3,823,547	23,919	0.63
	当事業年度	4,022,612	34,921	0.87
うちコールマネー及び受渡手形	前事業年度	419,395	304	0.07
	当事業年度	401,978	1,239	0.31
うち売現先勘定	前事業年度	188,793	5,254	2.78
	当事業年度	475,049	7,757	1.63
うち借用金	前事業年度	419,200	0	0.00
	当事業年度	498,454	68	0.01
うち社債	前事業年度	40,792	94	0.23
	当事業年度	64,724	355	0.55

(注) 1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

③　国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、預金・貸出業務及びデビットカード関連業務を中心に合計で、145億円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて219億28百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前事業年度	15,093	671	15,764
	当事業年度	14,029	470	14,500
うち預金・貸出業務	前事業年度	11,122	―	11,122
	当事業年度	9,302	―	9,302
うち為替業務	前事業年度	396	22	418
	当事業年度	447	19	467
うち証券関連業務	前事業年度	854	96	951
	当事業年度	1,005	114	1,120
うち保険業務	前事業年度	41	―	41
	当事業年度	28	―	28
うちデビットカード関連業務	前事業年度	2,663	551	3,214
	当事業年度	3,233	335	3,568
役務取引等費用	前事業年度	18,061	312	18,373
	当事業年度	21,589	338	21,928
うち為替業務	前事業年度	358	―	358
	当事業年度	389	―	389

(注)　国内業務部門とは円建取引、国際業務部門とは外貨建取引です。

④　国内・海外別預金残高の状況（末残）

預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前事業年度	3,437,714	641,981	4,079,695
	当事業年度	3,612,182	804,576	4,416,758
うち流動性預金	前事業年度	1,419,134	161,445	1,580,580
	当事業年度	1,497,698	197,902	1,695,600
うち定期性預金	前事業年度	2,015,469	480,381	2,495,851
	当事業年度	2,110,982	606,516	2,717,498
うちその他	前事業年度	3,109	155	3,264
	当事業年度	3,501	157	3,659
総合計	前事業年度	3,437,714	641,981	4,079,695
	当事業年度	3,612,182	804,576	4,416,758

（注）１．国内業務部門とは円建取引、国際業務部門とは外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

２．流動性預金は普通預金です。定期性預金は定期預金です。

⑤　国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況（末残・構成比）

種類	2024年３月31日		2025年３月31日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（%）	貸出金残高（百万円）	構成比（%）
国内	3,462,605	100.00	3,673,036	100.00
個人	3,460,805	99.95	3,666,886	99.83
法人	1,800	0.05	6,150	0.17
製造業	300	0.01	150	0.00
農業、林業	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－
鉱業、砕石業、砂利採取業	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－
情報通信業	－	－	1,000	0.03
運輸業、郵便業	500	0.01	500	0.01
卸売業、小売業	－	－	－	－
金融業、保険業	－	－	3,500	0.10
不動産業、物品賃貸業	1,000	0.03	1,000	0.03
各種サービス業	－	－	－	－
地方公共団体	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
海外	－	－	－	－
合計	3,462,605	－	3,673,036	－

外国政府向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

⑥　国内・海外別有価証券の状況(末残)

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前事業年度	121,655	－	121,655
	当事業年度	123,101	－	123,101
地方債	前事業年度	15,045	－	15,045
	当事業年度	48,944	－	48,944
社債	前事業年度	83,037	－	83,037
	当事業年度	137,799	－	137,799
株式	前事業年度	446	－	446
	当事業年度	0	－	0
その他の証券	前事業年度	－	819,976	819,976
	当事業年度	－	1,111,666	1,111,666
合計	前事業年度	220,185	819,976	1,040,161
	当事業年度	309,845	1,111,666	1,421,511

(注)　１．国内業務部門とは円建取引です。国際業務部門とは主に外貨建取引です。
　　２．その他の証券には外国債券を含んでおります。

⑦　単体自己資本比率の状況

自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。なお、ソニー銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において、「基礎的内部格付手法」を採用しております。

自己資本比率の状況(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2024年３月31日	2025年３月31日
１．自己資本比率(２／３)	12.41	10.31
２．自己資本の額	135,790	133,351
３．リスク・アセットの額	1,093,755	1,292,579
４．総所要自己資本額	43,750	51,703

⑧　資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、ソニー銀行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2024年３月31日	2025年３月31日
	金額（百万円）	金額（百万円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	436	359
危険債権	627	673
要管理債権	1,286	827
正常債権	3,463,439	3,674,489
合計	3,465,789	3,676,351

（ⅳ）目標とする経営指標の達成状況等

前記「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　(3)目標とする経営指標」に記載のとおり、当社は、2024年度を始期とする３カ年の中期経営計画において、IFRS 修正純利益及びIFRS 修正ROEを重視していくことを決定しております。

経営指標	2023年度	2024年度
IFRS 修正純利益	888億円	615億円
IFRS 修正ROE	8.0%	5.5%

（注）　2024年度より修正純利益及び修正ROEの調整項目に係る税効果調整方法を変更しており、2023年度についても2024年度と同様の方法で計算し、修正のうえ、再表示しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(ⅰ)営業活動によるキャッシュ・フロー

主に生命保険事業における保険料等収入により、１兆5,021億円の収入超過となりました。前年度比では、収入超過額が7,192億円(91.9%)増加しました。

(ⅱ)投資活動によるキャッシュ・フロー

主に生命保険事業において、有価証券の取得による支出が有価証券の売却・償還による収入を上回ったことにより、１兆2,020億円の支出超過となりました。前年度比では、支出超過額が6,279億円(109.4%)増加しました。

(ⅲ)財務活動によるキャッシュ・フロー

106億円の支出超過となりました。前年度比では、支出超過額が424億円(79.9%)減少しました。

これらの活動の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末から2,887億円(31.6%)増加し、１兆2,021億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)	増減
営業活動による キャッシュ・フロー	7,829	15,021	7,192
投資活動による キャッシュ・フロー	△5,740	△12,020	△6,279
財務活動による キャッシュ・フロー	△531	△106	424
現金及び現金同等物の 期末残高	9,134	12,021	2,887

(ⅳ)資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループでは、グループ各社の顧客の信頼を維持・獲得するために高い健全性を維持し、また業務の遂行に伴う支払義務を履行するのに十分な流動性を確保することが重要だと認識しております。

当社は、本書提出日現在において大型の成長投資を予定していないものの、将来的な資金ニーズの発生に機動的に対応できる体制を構築することを目的とし、株式会社格付投資情報センターより、発行体格付「AA-」を取得しております。なお、子会社の取得格付けは、以下のとおりです。

ソニー生命保険株式会社：

(株)格付投資情報センター(R&I)	保険金支払能力	AA
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)	保険財務力格付	A+

ソニー銀行株式会社：

(株)格付投資情報センター(R&I)	発行体格付	AA
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン(株)	長期発行体格付	A
	短期発行体格付	A-1

また、支払能力の確保に関しては、規制当局の定める各種規制の遵守及びそれに準拠した社内規程を制定、運用することによって、十分な現金及び現金同等物を準備しております。このほか、株主還元についての考え方は、「第４ 提出会社の状況 ３ 配当政策」に記載しております。

(3) 生産、受注及び販売の実績

「生産、受注及び販売の実績」は、該当する情報がないので記載しておりません。

5 【重要な契約等】

商号・商標使用許諾契約

当社及び当社グループ各社の商号に用いられる「ソニー」及び「Sony」を一部に使用した商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社及び当社グループ各社はソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)との間で、下記のとおり使用許諾契約を締結しています(当社の直接の子会社について記載)。なお、当社、ソニー生命及びソニー損保は2006年８月31日付、ソニー銀行は2006年３月31日付で、ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)とそれぞれ下記契約の原契約を締結いたしましたが、その後これらを変更し、現在では下記契約を締結しております。

なお、下記契約の概要では、ソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)の当社における保有議決権比率が過半数に満たなくなった場合、又はそのおそれがある場合等には、同社に契約解除権が生ずるとの記載があるものの、同社及び当社は2025年６月17日付で新たな契約を締結しており、当該契約に基づき2025年10月に予定される当社のパーシャル・スピンオフ後も当社として中長期での更なる成長を実現するために、当社及び当社グループ各社においてソニーブランドを継続使用する予定です。

締結年月日	契約の名称	契約当事者	契約の概要
2007年 ７月31日	商号・商標 使用許諾 契約	当社／ ソニー㈱	「ソニー」及び「Sony」を当社の遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することの許諾を受けること等を内容とする契約。原則として当社が存続する限り有効。ただし、ソニー㈱の当社における保有議決権比率が過半数に満たなくなった場合、又はそのおそれがある場合等には、ソニー㈱に契約解除権が生ずる。
2017年 ８月10日	商号・商標 使用許諾 契約	ソニー生命／ ソニー㈱	「ソニー」及び「Sony」をソニー生命の遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することの許諾を受け、各事業年度の経常利益の一定割合を限度として、ソニー生命の対象売上高に応じた金額を、対価として支払うこと等を内容とする契約。ただし、対価の支払は、繰越利益剰余金からその年度の対価を差し引いた金額が正の値とならない場合には、発生しない。原則としてソニー生命が存続する限り有効。ただし、ソニー生命における当社の保有議決権比率が契約締結時点に比して減少した場合、若しくはソニー㈱の当社における保有議決権比率が過半数に満たなくなった場合、又はそれらのおそれがある場合等には、ソニー㈱に契約解除権が生ずる。
2007年 ７月31日	商号・商標 使用許諾 契約	ソニー損保／ ソニー㈱	「ソニー」及び「Sony」をソニー損保の遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することの許諾を受け、各事業年度の経常利益の一定割合を限度として、ソニー損保の対象売上高に応じた金額を、対価として支払うこと等を内容とする契約。ただし、対価の支払は、繰越利益剰余金からその年度の対価を差し引いた金額が正の値とならない場合には、発生しない。原則としてソニー損保が存続する限り有効。ただし、ソニー損保における当社の保有議決権比率が契約締結時点に比して減少した場合、若しくはソニー㈱の当社における保有議決権比率が過半数に満たなくなった場合、又はそれらのおそれがある場合等には、ソニー㈱に契約解除権が生ずる。
2007年 ７月31日	商号・商標 使用許諾 契約	ソニー銀行／ ソニー㈱	「ソニー」及び「Sony」をソニー銀行の遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することの許諾を受け、各事業年度の経常利益の一定割合を限度として、ソニー銀行の業務粗利益に応じた金額を対価として支払うこと等を内容とする契約。ただし、対価の支払は、繰越利益剰余金からその年度の対価を差し引いた金額が正の値とならない場合には、発生しない。原則としてソニー銀行が存続する限り有効。ただし、ソニー銀行における当社の保有議決権比率が契約締結時点の持分を下回った場合、若しくはソニー㈱の当社における保有議決権比率が過半数に満たなくなった場合、又はそれらのおそれがある場合等には、ソニー㈱に契約解除権が生ずる。

締結年月日	契約の名称	契約当事者	契約の概要
2014年 ４月１日	商号・商標使用許諾契約	ソニー・ライフケア ／ソニー㈱	「ソニー」及び「Sony」をソニー・ライフケアの遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することの許諾を受けること等を内容とする契約。原則として当社が存続する限り有効。ただし、ソニー㈱の当社における保有議決権比率が過半数に満たなくなった場合、又はそのおそれがある場合等には、ソニー㈱に契約解除権が生ずる。
2018年 ７月10日	商号・商標使用許諾契約	ソニーフィナンシャルベンチャーズ ／ソニー㈱	「ソニー」及び「Sony」をソニーフィナンシャルベンチャーズの遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することの許諾を受けること等を内容とする契約。原則として当社が存続する限り有効。ただし、ソニー㈱の当社における保有議決権比率が過半数に満たなくなった場合、又はそのおそれがある場合等には、ソニー㈱に契約解除権が生ずる。

（注）　上記契約の「ソニー株式会社」は、現「ソニーグループ株式会社」です。また、当社グループ各社の子会社及び関連会社においても、「ソニー」又は「Sony」を商号又は商標として使用する場合においては、ソニーグループ株式会社と上記と同趣旨の契約を締結しております。当社グループ各社の上記契約では、こうした子会社及び関連会社に対して、その契約に定められた義務を遵守せしめるものとする旨が定められております。

パーシャル・スピンオフ後も当社として中長期での更なる成長を実現するために、当社及び当社グループ各社においてソニーブランドを継続使用するための契約の概要は下記のとおりです。当社とソニーグループ株式会社が商号・商標使用許諾契約を締結し、当社グループ各社は当社からサブライセンスを受けるべく、当社と金融ロゴ等に関する商号・商標使用再許諾契約を締結しております。なお、これらの契約は、その発効等により、これに先立ち当社及び当社グループ各社がソニー株式会社（現　ソニーグループ株式会社）と締結した商号・商標使用許諾契約に優先し、取って代わるものとなります。

締結年月日	契約の名称	契約当事者	契約の概要
2025年 ６月17日 （発効日 2025年 10月１日）	商号・商標使用許諾契約	当社／ ソニーグループ㈱	「ソニー」及び「Sony」を当社及び当社グループ各社の遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することの許諾を受け、当社グループ各社の対象売上高に応じた金額（対象会社によっては各事業年度の国際財務報告基準に基づく営業利益の一定割合を限度とする等の規定あり）を、対価として支払うこと等を内容とする契約。原則として当社が存続する限り有効。ただし、ソニーグループ㈱が当社の株主でなくなった場合等には、ソニーグループ㈱に契約解除権が生ずる。
2025年 ６月20日 （発効日 2025年 10月１日）	金融ロゴ等に関する商号・商標使用再許諾契約	当社／ ソニー生命	当社がソニーグループ㈱と締結した商号・商標使用許諾契約に基づき、「ソニー」及び「Sony」をソニー生命の遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することを再許諾し、ソニー生命の対象売上高に応じた金額（各事業年度の国際財務報告基準に基づく営業利益の一定割合を限度とする等の規定あり）を、対価として支払うこと等を内容とする契約。原則としてソニー生命が存続する限り有効。ただし、当社のソニー生命における保有議決権比率が50％以下になった場合等には、当社に契約解除権が生ずる。
2025年 ６月24日 （発効日 2025年 10月１日）	金融ロゴ等に関する商号・商標使用再許諾契約	当社／ ソニー損保	当社がソニーグループ㈱と締結した商号・商標使用許諾契約に基づき、「ソニー」及び「Sony」をソニー損保の遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することを再許諾し、ソニー損保の対象売上高に応じた金額（各事業年度の国際財務報告基準に基づく営業利益の一定割合を限度とする等の規定あり）を、対価として支払うこと等を内容とする契約。原則としてソニー損保が存続する限り有効。ただし、当社のソニー損保における保有議決権比率が50％以下になった場合等には、当社に契約解除権が生ずる。

締結年月日	契約の名称	契約当事者	契約の概要
2025年 ６月23日 （発効日 2025年 10月１日）	金融ロゴ等に関する商号・商標使用再許諾契約	当社／ ソニー銀行	当社がソニーグループ㈱と締結した商号・商標使用許諾契約に基づき、「ソニー」及び「Sony」をソニー銀行の遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することを再許諾し、ソニー銀行の対象売上高に応じた金額（各事業年度の国際財務報告基準に基づく営業利益の一定割合を限度とする等の規定あり）を、対価として支払うこと等を内容とする契約。原則としてソニー銀行が存続する限り有効。ただし、当社のソニー銀行における保有議決権比率が50％以下になった場合等には、当社に契約解除権が生ずる。
2025年 ６月25日 （発効日 2025年 10月１日）	金融ロゴ等に関する商号・商標使用再許諾契約	当社／ ソニー・ライフケア	当社がソニーグループ㈱と締結した商号・商標使用許諾契約に基づき、「ソニー」及び「Sony」をソニー・ライフケアの遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することを再許諾すること等を内容とする契約。原則としてソニー・ライフケアが存続する限り有効。ただし、当社のソニー・ライフケアにおける保有議決権比率が50％以下になった場合等には、当社に契約解除権が生ずる。
2025年 ６月20日 （発効日 2025年 10月１日）	金融ロゴ等に関する商号・商標使用再許諾契約	当社／ ソニーフィナンシャルベンチャーズ	当社がソニーグループ㈱と締結した商号・商標使用許諾契約に基づき、「ソニー」及び「Sony」をソニーフィナンシャルベンチャーズの遂行する事業の目的において商号及び商標として使用することを再許諾すること等を内容とする契約。原則としてソニーフィナンシャルベンチャーズが存続する限り有効。ただし、当社のソニーフィナンシャルベンチャーズにおける保有議決権比率が50％以下になった場合等には、当社に契約解除権が生ずる。

（注）　当社グループ各社の子会社及び関連会社においても、「ソニー」又は「Sony」を商号又は商標として使用する場合においては、当社と上記「金融ロゴ等に関する商号・商標使用再許諾契約」と同趣旨の契約を締結しております。当社グループ各社の上記契約では、こうした子会社及び関連会社に対して、その契約に定められた義務を遵守せしめるものとする旨が定められております。

６　【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第21期連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

当連結会計年度のセグメント毎の設備投資等の金額については、以下のとおりです。主な内訳は、システム関連への投資が、生命保険事業で11,766百万円、損害保険事業で5,384百万円、銀行事業で6,373百万円であります。

セグメント	設備投資等の金額 (百万円)
生命保険事業	13,383
損害保険事業	5,464
銀行事業	6,964
その他	4,768
合計	30,580

２ 【主要な設備の状況】

当社グループの2025年３月31日現在における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

当社は、純粋持株会社のため、重要な設備はありません。

(2) 国内子会社

2025年３月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				有形固定資産			無形固定資産	合計 (百万円)	
				建物及び構造物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	ソフトウエア (百万円)		
ソニー生命	本社 (東京都千代田区)	生命保険事業	営業用	935	－ (－)	201	33,916	35,054	1,526
	研修センター (東京都世田谷区)	生命保険事業	営業用	618	1,404 (3,684)	6	－	2,030	－
	ソニーシティ (東京都港区)	生命保険事業	投資用	18,207	51,928 (17,827)	58	－	70,194	－
	ソニー生命札幌ビル (北海道札幌市)	生命保険事業	営業用	644	1,619 (877)	5	－	2,269	52
			投資用	232	836 (453)	0	－	1,069	－
ソニー損保	本社 (東京都大田区)	損害保険事業	営業用	75	－ (－)	400	22,447	22,922	631
ソニー銀行	本社 (東京都千代田区)	銀行事業	営業用	334	－ (－)	189	16,213	16,737	692

(注) 上記の不動産に係る年間賃借料は、ソニー生命2,149百万円(本社)、ソニー損保1,145百万円(本社)、ソニー銀行502百万円(本社)であります。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

３　【設備の新設、除却等の計画】（2025年３月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

2025年３月31日現在における今後１年間における重要な設備の新設等の計画は、次のとおりであります。

セグメント	投資予定金額(百万円)	設備の内容	資金調達方法
生命保険事業	12,193	システム関連	自己資金
損害保険事業	7,205	システム関連	自己資金
銀行事業	4,036	システム関連	自己資金
合計	23,434		

(2) 重要な設備の売却・除却等

該当事項はありません。

第４　【提出会社の状況】

１　【株式等の状況】

(1)　【株式の総数等】

①　【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,000,000,000
計	25,000,000,000

(注)　2025年８月８日開催の取締役会決議により、同日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は23,400,000,000株増加し、25,000,000,000株となっております。

②　【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,149,358,214	非上場	単元株式数は 100株
計	7,149,358,214	―	―

(注)　１．普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式です。
　　２．2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は6,714,257,948株増加し、7,149,358,214株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2024年１月10日
発行年月日	2024年７月１日
付与対象者の区分及び人数	当社特定役員(事業再編の実施に関する指針(平成二十六年一月十七日号外財務省、経済産業省告示第一号)四へ(1)の意味を有する。)　１名
新株予約権の数（個）　※	10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　16,430　(注)１、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	１株当たり　162　(注)２、５
新株予約権の行使期間　※	2024年７月１日～2034年６月30日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　162　(注)５ 資本組入額　81
新株予約権の行使の条件　※	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	(注)４

※　当事業年度の末日(2025年３月31日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末(2025年８月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)　１．新株予約権１個につき目的となる株式数(以下「付与株式数」)は1,643株とし、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整します。当該調整は、当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとしております。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合、新株予約権の行使時の１株当たりの払込金額(以下「行使価額」)は次の算式により調整され、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとします。

① 合併、会社分割(新設分割若しくは吸収分割)又は資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② ①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

３．新株予約権の取得条項

(1) 当社は、以下①、②、③、④又は⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１．に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件等を勘案して、現在の発行内容に準じて決定します。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記の新株予約権の発行内容に準じて決定します。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記３．に準じて決定します。

５．2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき、同日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2025年１月24日
発行年月日	2025年３月14日
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役　４名 当社執行役　８名 当社従業員　22名 当社子会社業務執行取締役　８名 当社子会社従業員　202名
新株予約権の数（個）　※	6,889［6,818］
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　11,318,627［11,201,974］　（注）１、５
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	１株当たり　178　（注）２、５
新株予約権の行使期間　※	2025年３月14日～2035年３月13日 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　178　（注）５ 資本組入額　89
新株予約権の行使の条件　※	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が割当日において当社の社外取締役である場合には、当社の社外取締役を任期満了により退任した日（ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く）の翌日以降でなければ、新株予約権を行使することができないものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※　当事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末（2025年８月31日）現在にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数（以下「付与株式数」）は1,643株とし、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、新株予約権の割当日後に付与株式数の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により、合理的な範囲内で付与株式数を調整します。

当該調整は、当該調整が行われる時点において未行使の新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとしております。

２．新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合、新株予約権の行使時の１株当たりの払込金額（以下「行使価額」）は次の算式により調整され、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、次のいずれかの場合には、行使価額は当社が適切と考える方法により調整されるものとします。

① 合併、会社分割（新設分割若しくは吸収分割）又は資本金の額の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

② 当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

③ 他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当のために行使価額の調整を必要とするとき。

３．新株予約権の取得条項

(1) 当社は、以下①、②、③、④又は⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができます。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限ります。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１．に準じて決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件等を勘案して、現在の発行内容に準じて決定します。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記の新株予約権の発行内容に準じて決定します。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会による承認を要するものとします。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記３．に準じて決定します。

５．2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき、同日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2020年４月１日～2021年３月31日（注）１、２	12,861	435,100,266	34	20,029	34	195,406
2025年３月31日（注）３	－	435,100,266	－	20,029	△190,000	5,406
2025年８月８日（注）４	6,714,257,948	7,149,358,214	－	20,029	－	5,406

（注）１．新株予約権の行使に伴う新株式発行（有償第三者割当）による増加であります。
発行済株式総数増減数　35,100株
資本金増減額　34百万円
資本準備金増減額　34百万円

２．自己株式の消却による減少であります。
発行済株式総数増減数　△22,239株

３．会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

４．2025年８月８日開催の取締役会において決議した株式分割による増加であります。
発行済株式総数増減数　6,714,257,948株

(4) 【所有者別状況】

2025年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	－	－	71,493,582	－	－	－	71,493,582	14
所有株式数の割合（％）	－	－	－	100.00	－	－	－	100.00	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,149,358,200	71,493,582	―
単元未満株式	普通株式 14	―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 7,149,358,214	―	―
総株主の議決権	―	71,493,582	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社は、グループ各社における健全性と成長分野への投資のための適切な資本を確保した上で、安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は2025年９月29日に上場を予定しており、上場後はIFRS修正純利益の40％～50％を配当する方針とし、１株当たり配当額の安定的な増加を目指します。

当社の配当は、中間配当及び期末配当の年２回とする予定です。配当の決定機関は、原則として、中間配当及び期末配当ともに取締役会です。

なお、当事業年度の期末配当については、上場後の十分な株主還元原資を確保するため、実施しておりません。

2026年３月期については、本スピンオフが2025年10月１日効力発生予定であるため、半期分を期末配当として支払う予定です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、Our Vision(私たちのありたい姿)の実現に向け、傘下のグループ会社の沿革、規模、業態などの差異を踏まえた上で、法令などの許す範囲内においてグループ会社各社の持つ事業特性・情報などを有効活用し、グループ一体の経営を行うことを目指しております。その前提として、何より財務の健全性及び業務の適正性を確保することが最重要課題であると認識しており、グループ全体のコンプライアンスとリスク管理を重視した経営組織体制を構築しております。

なお、当社は、全てのステークホルダーの期待・信頼に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、2015年11月に、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定、開示しております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、持株会社の執行と監督の分離による取締役会の監督機能の強化と、実効的なガバナンス体制の構築を図るため、2024年10月に指名委員会等設置会社に移行し、複数の独立性の高い社外取締役を中心に構成される取締役会が、指名、報酬及び監査の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、ガバナンスの実効性を強化し、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築しております。

取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針について決定し、また、取締役及び執行役の職務の執行を監督しております。経営に対する監督機能という役割を踏まえ、取締役会は本書提出日現在、社外取締役６名を含む８名で構成されております。取締役会の議長は、取締役会が定める取締役がこれにあたるものとし、現在は代表執行役を兼ねる取締役が務めております。

指名委員会は、取締役の選任及び解任に関する方針・基準・規則等の策定及び改廃、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容等の決議の他、取締役会又は執行役社長からの諮問を受けて、執行役の選任及び解任や、執行役社長の選定及び解職等について決議のうえ答申しております。指名委員会は取締役の中から選定された３名以上の委員で構成し、独立性及び中立性の観点から委員の過半数は社外取締役から選定され、議長も社外取締役が就任するものとしております。

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針に係る決議等を行っております。報酬委員会は取締役の中から選定された３名以上の委員で構成し、独立性及び中立性の観点から委員の過半数は社外取締役から選定され、議長も社外取締役が就任するものとしております。

監査委員会は、監査の方針・監査計画・監査の方法・監査職務の分担等に関する事項や、監査報告の作成に係る決議等を行っております。監査委員会は執行役を兼務しない取締役の中から選定された３名以上の委員で構成し、委員の過半数は社外取締役から選定されております。

なお、当社は、ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行、ソニー・ライフケア及びソニーフィナンシャルベンチャーズ等を直接の子会社とする純粋持株会社でありますが、経営管理契約を締結すること等により、子会社の適切な経営管理を行っております。

③　企業統治に関するその他の事項

＜取締役の責任免除と責任限定契約＞

当社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び執行役(取締役であった者及び執行役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

また、当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は、会社法第430条の３第１項に基づく、役員等賠償責任保険契約に加入し、当該保険により被保険者が当社の職務執行に起因して負担することとなった会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟等による損害賠償額や争訟費用等を補填することとしております。ただし、違法に得た私的な利益又は便宜の供与、犯罪行為及び意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、執行役及び執行役員並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を社外取締役全員の同意を得たうえで全額会社が負担しております。

＜内部統制システムの整備の状況＞

2006年５月の会社法の施行に伴い「内部統制システム構築の基本方針」を制定しております。取締役会において決定された経営の基本方針等に基づく業務執行が適切に行われることを担保するため、経営機構、行動規範、職務分掌等(取締役会規則、執行役規則、決裁規則、コンプライアンスマニュアル、社内通報規則等)の社内規程を定めて、運用しております。

［当社グループの内部統制の模式図］

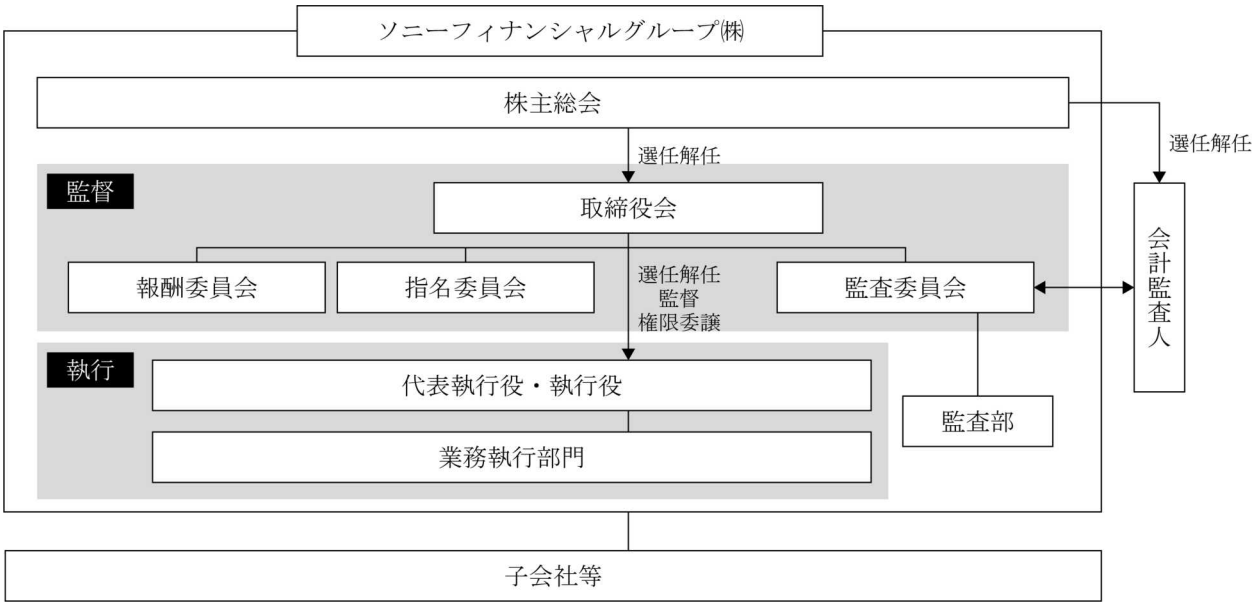

＜リスク管理態勢の整備の状況＞

当社は、金融持株会社として、グループ会社の経営資源を集結することで当社グループ全体のリスク管理態勢をより強化し、統合的なリスク管理を行っております。

当社では、取締役会が「リスク管理基本規則」を制定し、当社役員・従業員及びグループ会社に周知徹底を図り、グループ会社の規模、特性及び業務内容に応じて異なるリスクの所在及び種類を把握し、各種リスクを適切に管理する態勢を整備しております。当社のリスク管理統括部署である総合リスク管理部では、各グループ会社のリスク管理部門などと連携して、モニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、グループのリスク管理状況を把握するとともに、取締役会等へ定期的に報告を行っております。

［当社グループのリスク管理態勢］

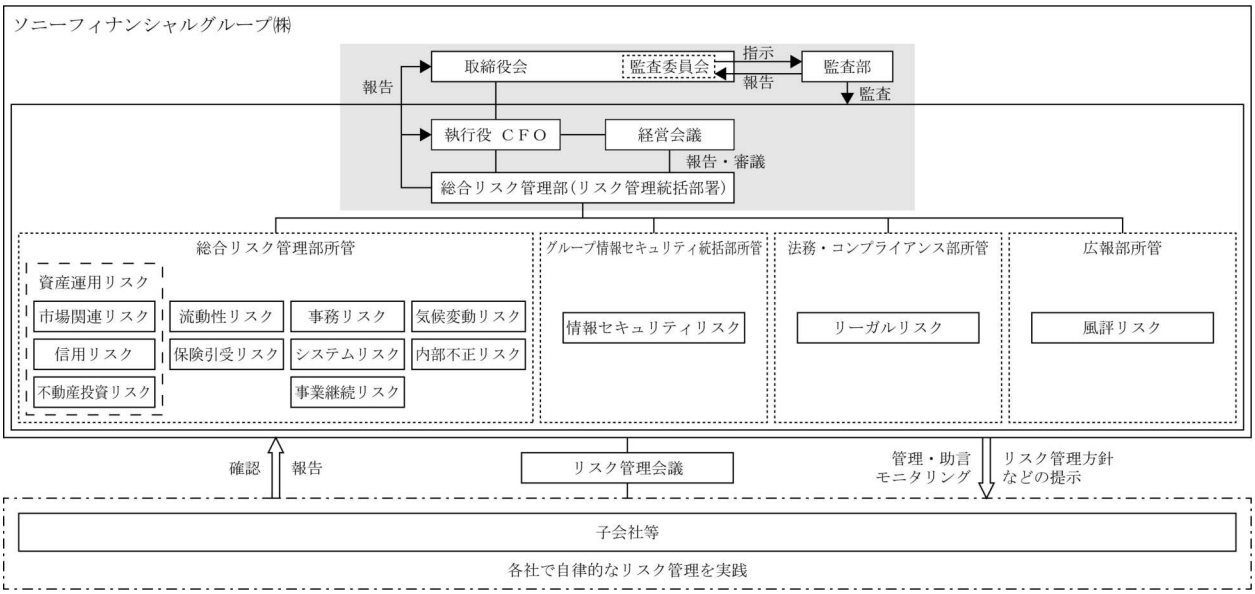

＜取締役の定数＞

当社は、定款において取締役を12名以内とすることを定めております。

＜取締役の選任決議の要件＞

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う旨及び選任決議については累積投票によらない旨を定款で定めております。

＜剰余金の配当等の決定機関＞

当社は、機動的な利益還元等を行うことを目的に、剰余金の配当等の会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとする旨を定款で定めております。

＜株主総会の特別決議の要件＞

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款で定めております。

④　取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の活動状況

（ｉ）取締役会の活動状況

取締役会は、原則として毎月１回及び定時株主総会終了後に開催するとともに、必要に応じて臨時開催しております。最近事業年度における個々の構成メンバーの出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役	遠藤　俊英(議長)	13回	13回（100%）
取締役	山田　和宏	10回	10回（100%）
取締役	神戸　司郎	13回	13回（100%）
取締役	松岡　直美	13回	13回（100%）
社外取締役	池内　省五	13回	13回（100%）
社外取締役	吉澤　和弘	13回	13回（100%）
社外取締役	早瀬　保行	13回	13回（100%）
社外取締役	丹生谷　美穂	13回	13回（100%）
取締役	是永　浩利	13回	13回（100%）

（注）１．山田和宏氏は前年の定時株主総会(2024年６月20日開催)において新たに取締役に選任されましたので、出席対象となる取締役会の回数が異なります。

２．早瀬保行氏、丹生谷美穂氏、是永浩利氏は、2024年10月１日の指名委員会等設置会社移行までの間、監査役として出席しております。

取締役会における主な活動については、②「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載しておりますが、当事業年度においては、2025年10月に予定される当社のパーシャル・スピンオフに向けた深度ある議論を行いました。また、取締役会の継続的な実効性向上を通じてステークホルダーからの期待に応えていくべく、第三者機関を起用した取締役会の実効性評価を実施しており、当事業年度は「グループ全体戦略と関連づけた人材戦略の議論」など、必要な取組みを進めました。

本書提出日現在における取締役会の構成員は以下のとおりであります。

役職名	氏名
取締役	遠藤　俊英
取締役	早川　禎彦
社外取締役	池内　省五
社外取締役	吉澤　和弘
社外取締役	高岡　浩三
社外取締役	早瀬　保行
社外取締役	丹生谷　美穂
社外取締役	梶山　園子

（注）　山田和宏氏は当年の定時株主総会(2025年６月20日開催)において取締役に就任後、2025年８月31日をもって取締役を退任しております。

(ⅱ)指名委員会の活動状況

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。取締役の選任及び解任は、株主総会決議によって行われております。また、会社法に基づく権限ではありませんが、指名委員会は取締役会で決議される執行役の選任及び解任に関する議案を審議するものとしております。

最近事業年度における個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役	池内　省五(議長)	４回	４回（100%）
社外取締役	吉澤　和弘	４回	４回（100%）
取締役	遠藤　俊英	４回	４回（100%）

当事業年度においては、コーポレートガバナンス強化に向けた機関設計のあり方、上場後の取締役会体制を見据えた取締役選任案、当社執行役社長及び執行役の後継者育成計画について審議しました。

本書提出日現在における構成員は以下のとおりであります。

役職名	氏名
社外取締役	池内　省五(議長)
社外取締役	吉澤　和弘
取締役	遠藤　俊英

なお、2024年10月１日の指名委員会等設置会社移行までの間、当社は当社取締役、監査役及びグループ子会社社長の選解任、当社及びグループ子会社の社長の後継者の計画等について審議を行う指名諮問委員会を設置しておりました。最近事業年度における指名諮問委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役	池内　省五(議長)	２回	２回（100%）
社外取締役	吉澤　和弘	２回	２回（100%）
取締役	遠藤　俊英	２回	２回（100%）
取締役	神戸　司郎	２回	２回（100%）

(ⅲ)報酬委員会の活動状況

報酬委員会は、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針、及びそれらの個人別の報酬等の内容を決定しております。

最近事業年度における個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役	吉澤　和弘(議長)	４回	４回（100%）
社外取締役	池内　省五	４回	４回（100%）
取締役	遠藤　俊英	４回	４回（100%）

当事業年度においては、前事業年度の会社業績連動報酬の結果レビューと支給額、当事業年度の会社業績連動報酬の評価指標の設定、ソニーグループ株式会社株式による譲渡制限付株式ユニット付与数、及び当グループの業績向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的としたストック・オプションの導入について審議しました。

当社の役員報酬方針や会社業績連動報酬の評価指標の詳細については、「(4)役員の報酬等」に記載のとおりであります。

本書提出日現在における構成員は以下のとおりであります。

役職名	氏名
社外取締役	吉澤　和弘(議長)
社外取締役	池内　省五
取締役	遠藤　俊英

なお、2024年10月１日の指名委員会等設置会社移行までの間、当社は当社役員と主要子会社代表取締役の個別報酬案等を審議する報酬等諮問委員会を設置しておりました。最近事業年度における報酬等諮問委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役	吉澤　和弘(議長)	４回	４回（100%）
社外取締役	池内　省五	４回	４回（100%）
取締役	遠藤　俊英	４回	４回（100%）

(ⅳ)監査委員会の活動状況

最近事業年度における個々の構成員の出席状況及び検討内容は、「(3)監査の状況」に記載のとおりであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 13名　女性 ３名 （役員のうち女性の比率 19%）

(ｉ)取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	遠藤　俊英	1959年１月27日生	1982年４月　大蔵省(現 財務省) 入省 2002年７月　金融庁 証券取引等監視委員会事務局特別調査課長 2004年７月　同庁 総務企画局参事官(監督局金融危機担当) 2004年11月　同庁 総務企画局参事官(監督局金融危機担当) 兼 監督局総務課国際監督室長 2005年８月　同庁 監督局銀行第一課長 2007年７月　同庁 総務企画局参事官(信用制度担当) 兼 総務企画局信用制度参事官 兼 総務企画局企画課信託法令準備室長 2008年７月　同庁 検査局総務課長 2009年７月　同庁 総務企画局総務課長 2010年７月　同庁 総務企画局参事官(監督局担当) 2011年８月　同庁 総務企画局審議官(監督局担当) 2013年６月　財務省 関東財務局金融商品取引所監理官 兼 金融庁総務企画局審議官 (企画・市場・官房担当) 2014年７月　金融庁 検査局長 2015年７月　同庁 監督局長 2018年７月　同庁 長官 2020年７月　同庁 顧問 2020年11月　ソニー㈱(現 ソニーグループ㈱) シニアアドバイザー リッキービジネスソリューション㈱ 顧問 富国生命保険(相) 顧問 ㈱ジンテック 顧問 トパーズ・キャピタル㈱ 顧問 2021年１月　東京海上日動火災保険㈱ 顧問 農林中金バリューインベストメンツ㈱ 社外外部役員 2021年３月　弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 顧問 タイグロン・パートナーズ㈱ 顧問 2021年５月　KPMG Japan(KPMG税理士法人、有限責任あずさ監査法人) 顧問 2021年10月　㈱justInCase アドバイザリーボードメンバー 2022年４月　㈱ディーカレットDCP 社外取締役 2022年10月　ゴールドマン・サックス証券㈱ Regional Advisor 兼 アドバイザリーボードメンバー 2023年６月　当社 代表取締役社長 兼 CEO ソニー生命保険㈱ 取締役(現在) ソニー損害保険㈱ 取締役(現在) ソニー銀行㈱ 取締役(現在) ソニー・ライフケア㈱ 取締役(現在) ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱ 代表取締役社長 ゴールドマン・サックス証券㈱ アドバイザリーボードメンバー 2024年４月　なかのアセットマネジメント㈱ 社外取締役(現在) 2024年10月　当社 取締役 代表執行役 社長 CEO(現在) 2025年４月　ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱ 取締役(現在)	１年 (注)１	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	早川　禎彦	1967年10月26日生	1990年４月　㈱さくら銀行(現 ㈱三井住友銀行)入行 2001年２月　ソニー㈱(現 ソニーグループ㈱) 入社 2008年７月　Sony Global Treasury Services New York Inc. Vice President and Treasurer 2018年５月　日本電産シンポ㈱(現 ニデックドライブテクノロジー㈱) 執行役員、Nidec Minster Corporation 取締役(兼務) 2018年６月　ソニー㈱(現 ソニーグループ㈱)に再入社、財務部ゼネラルマネージャー 2020年７月　同社 VP 財務部 シニアゼネラルマネジャー 2022年４月　ソニーグループ㈱ 執行役員 財務、IR担当 2025年４月　同社 執行役員コーポレートエグゼクティブ財務、IR担当 2025年６月　当社 取締役 2025年９月　当社 取締役 執行役 CFO(現在)	１年 (注)１	－
取締役	池内　省五	1962年６月６日生	1988年４月　㈱リクルート(現 ㈱リクルートホールディングス) 入社 2005年４月　同社 執行役員 経営企画室、事業統括室担当 2012年６月　同社 取締役 兼 執行役員 グローバル本部・アジア領域、経営企画、人事支援担当 2012年10月　㈱リクルートホールディングス 取締役 兼 執行役員 グローバル本部、経営企画、R&D、人事担当 2013年４月　同社 取締役 兼 常務執行役員 中長期戦略本部、海外事業本部、R&D本部、経営企画本部、人事本部担当 2014年４月　同社 取締役 兼 常務執行役員 海外事業本部、R&D本部担当 2015年４月　同社 取締役 兼 常務執行役員 R&D本部、経営企画本部、人事本部担当 2016年４月　同社 取締役 兼 専務執行役員 経営企画本部、人事本部、R&D本部担当 2017年４月　同社 取締役 兼 専務執行役員 経営企画本部、人事本部担当 2017年５月　同社 取締役 兼 専務執行役員 経営企画本部(CSO)、人事本部(CHRO)担当 2019年４月　同社 取締役 兼 専務執行役員 人事・総務本部(CHRO)担当 2019年６月　当社 社外取締役(現在) 2020年４月　㈱リクルートホールディングス 取締役 兼 顧問 AnyMind Group㈱ 社外取締役(現在) 2020年６月　㈱リクルートホールディングス 顧問 2020年９月　JICキャピタル㈱ 代表取締役社長CEO(現在) 2024年６月　JSR㈱ 取締役(現在)	１年 (注)１ (注)２	－
取締役	吉澤　和弘	1955年６月21日生	1979年４月　日本電信電話公社 入社 2007年６月　㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 ㈱NTTドコモ)執行役員 第二法人営業部長 2011年６月　同社 取締役執行役員 人事部長 2012年６月　同社 取締役常務執行役員 経営企画部長 モバイル社会研究所担当 2013年７月　同社 取締役常務執行役員 経営企画部長、事業改革室長兼務 モバイル社会研究所担当 2014年６月　同社 代表取締役副社長 技術・デバイス・情報戦略担当 2016年６月　同社 代表取締役社長 2020年12月　同社 取締役 2021年６月　同社 相談役(現在) 当社 社外取締役(現在) 2021年７月　大和ハウス工業㈱ 顧問 2022年６月　パーソルホールディングス㈱ 社外取締役(現在) 大和ハウス工業㈱ 社外取締役(現在)	１年 (注)１ (注)２	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	早瀬　保行	1957年５月30日生	1980年４月　㈱三井銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 1999年７月　同行 融資企画部 グループ長 2001年４月　㈱三井住友銀行 本店営業第一部 次長 2002年６月　同行 本店営業第三部 次長 2003年４月　同行 熊本法人営業部長 2005年６月　同行 三田通法人営業部長 2007年４月　同行 投融資企画部長 2010年６月　同行 常任監査役 2012年６月　さくらカード㈱ 代表取締役社長 2015年６月　当社 常勤監査役 ソニー生命保険㈱ 監査役(現在) ソニー損害保険㈱ 監査役(現在) ソニー銀行㈱ 監査役(現在) 2024年10月　当社 社外取締役(現在)	１年 (注)１ (注)２	－
取締役	丹生谷　美穂 (注)３	1964年８月31日生	1993年４月　弁護士登録 東京青山・青木法律事務所(現 ベーカー＆マッケンジー法律事務所) 入所 1997年７月　Baker & McKenzie Consultants(インドネシア) 1998年１月　Baker & McKenzie(シンガポール) 2000年12月　東京青山・青木法律事務所(現 ベーカー＆マッケンジー法律事務所) パートナー 2002年11月　渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー(現在) 2020年１月　パーク２４㈱ 社外取締役(現在) 2023年６月　当社 監査役 2024年10月　当社 社外取締役(現在)	１年 (注)１ (注)２	－
取締役	高岡　浩三	1960年３月30日生	1983年４月　ネスレ日本㈱ 入社 2005年１月　ネスレコンフェクショナリー㈱ 代表取締役社長 2010年１月　ネスレ日本㈱ 代表取締役副社長(飲料事業本部長) 2010年11月　同社 代表取締役社長 兼 CEO 2015年４月　ケイアンドカンパニー㈱ 代表取締役(現在) 2019年８月　KTデジタル㈱ 代表取締役(現在) 2020年３月　ネスレ日本㈱ 退社(代表取締役社長 兼 CEO退任) 2020年12月　㈱サイバーエージェント 社外取締役(現在) 2025年６月　当社 社外取締役(現在)	１年 (注)１ (注)２	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
取締役	梶山　園子	1968年５月３日生	1991年４月　富士通㈱ 入社 2002年10月　朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2013年３月　㈱LIXIL入社 2018年１月　同社 内部監査統括部品質保証部長 2019年７月　同社 グループ監査委員会事務局長 ㈱LIXIL TEPCOスマートパートナーズ 監査役 2020年４月　オリンパス㈱ インターナルオーディットデパートメントプランニング＆クオリティグローバルバイスプレジデント 2020年６月　同社 インターナルオーディットデパートメントインターナルオーディットチャイナシニアディレクター ソニー・オリンパスメディカルソリューション㈱ 監査役 2023年12月　オリンパス㈱ デピュティチーフインターナルオーディットオフィサーシニアバイスプレジデント 2024年３月　日本マクドナルドホールディングス㈱ 常勤社外監査役(現在) 日本マクドナルド㈱監査役(現在) 2024年６月　伊藤忠エネクス㈱ 社外監査役(現在) 2025年６月　当社 社外取締役(現在)	１年 (注)１ (注)２	－
計					－

(注) １．2025年６月20日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
２．取締役池内省五、吉澤和弘、早瀬保行、丹生谷美穂、高岡浩三及び梶山園子は、社外取締役であります。
３．取締役丹生谷美穂の戸籍上の氏名は、角美穂であります。

（ⅱ）執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
代表執行役 社長 CEO	遠藤　俊英	1959年１月27日生	（ⅰ）取締役の状況参照	１年 (注) 1	－
執行役 CFO	早川　禎彦	1967年10月26日生	（ⅰ）取締役の状況参照	１年 (注) 2	－
執行役	髙橋　薫	1956年５月13日生	1979年４月　安田火災海上保険㈱(現 損害保険ジャパン㈱)入社 2008年４月　同社 執行役員人事部長 2010年４月　同社 常務執行役員 2010年６月　同社 取締役 常務執行役員 損保ジャパンひまわり生命保険㈱(現 SOMPOひまわり生命保険㈱)取締役 2012年４月　㈱損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン㈱)代表取締役 副社長執行役員 2013年４月　日本興亜損害保険㈱(現 損害保険ジャパン㈱)副社長執行役員 2014年９月　損害保険ジャパン日本興亜㈱(現 損害保険ジャパン㈱)代表取締役 副社長執行役員 2015年４月　損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険㈱(現 SOMPOひまわり生命保険㈱)代表取締役 社長執行役員 2015年６月　損保ジャパン日本興亜ホールディングス㈱(現 SOMPOホールディングス㈱)取締役 2016年３月　ヒューリック㈱ 社外取締役 2018年４月　損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険㈱(現 SOMPOひまわり生命保険㈱)取締役 会長執行役員 2020年６月　当社 社外取締役 2022年６月　ソニー生命保険㈱ 取締役 2023年６月　同社 代表取締役社長(現在) 2024年10月　当社 執行役(現在)	１年 (注) 1	－
執行役	坪田　博行	1966年６月９日生	1991年４月　ソニー㈱(現 ソニーグループ㈱) 入社 1994年10月　ソニー・エレクトロニクス・マレーシア マネージャー 1997年８月　ソニー・コーポレーション・オブ・アメリカ マネージャー 2001年４月　ソニー㈱ (現 ソニーグループ㈱)グループ人事部 人事戦略グループ 統括課長 2004年７月　同社 CEO/プレジデントオフィス ダイレクター 2006年５月　同社 グローバルセールス＆マーケティング本部 人事部 統括部長 2010年10月　ソニー・エレクトロニクス・インク(米国) ストラテジーオフィスバイスプレジデント 2012年５月　同社 シニアバイスプレジデント 2014年７月　ソニービジュアルプロダクツ㈱ コーポレート戦略部門 部門長 2015年10月　兼 ソニービデオ＆サウンドプロダクツ㈱ コーポレート戦略部門 部門長 2018年４月　兼 ソニーグローバルマニュファクチャリング＆オペレーションズ㈱ 執行役員(人事総務担当) 2019年４月　ソニーホームエンタテインメント＆サウンドプロダクツ㈱ 人事総務部 部門長 兼 ソニーマーケティング㈱ 取締役(人事総務担当) 2020年１月　当社 執行役員(人事部・総務部担当) 2020年６月　当社 取締役 ソニー生命保険㈱ 取締役 ソニー損害保険㈱ 取締役 ソニー・ライフケア㈱ 取締役 ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱ 取締役 2021年６月　ソニー銀行㈱ 取締役 2022年２月　ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱ 取締役 2023年６月　ソニー損害保険㈱ 代表取締役社長(現在) 2024年10月　当社 執行役(現在)	１年 (注) 1	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
執行役	南　啓二	1964年９月４日生	1990年４月　㈱三和銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) 入行 2008年２月　ヤフー㈱(現 LINEヤフー㈱) 入社 2010年６月　ソニー銀行㈱ 入行 2011年４月　同社 マーケティング部長 2011年11月　㈱スマートリンクネットワーク(現 ソニーペイメントサービス㈱)取締役 執行役員常務 2019年４月　ソニー銀行㈱ 執行役員 2020年７月　同社 執行役員常務 2021年６月　同社 代表取締役社長(現在) 2024年10月　当社 執行役(現在)	１年 (注) 1	－
執行役	伊藤　浩気	1970年１月14日生	1992年４月　㈱三菱銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行) 入行 2001年１月　ソニー㈱(現 ソニーグループ㈱) 入社 2006年11月　イーストウエストコンサルティング㈱ 入社 2009年１月　ソニー㈱(現 ソニーグループ㈱) 入社 2014年４月　当社 入社、ソニー・ライフケア㈱ 出向 2015年６月　ソニー・ライフケア㈱ 取締役 2017年７月　ライフケアデザイン㈱ 取締役(現在) 2018年８月　プラウドライフ㈱ 取締役(現在) 2022年６月　ソニー・ライフケア㈱ 常務取締役 2024年４月　同社 代表取締役社長(現在) 2024年10月　当社 執行役(現在)	１年 (注) 1	－
執行役	山田　和宏	1964年１月22日生	1986年４月　㈱リクルート(現 ㈱リクルートホールディングス) 入社 1993年９月　ソニー生命保険㈱ 入社 2002年11月　同社 営業企画管理本部商品部統括部長 2013年６月　同社 執行役員 2017年４月　同社 執行役員常務 2019年７月　ソニーライフ・コミュニケーションズ㈱ 取締役(現在) 2021年６月　ソニー生命保険㈱ 取締役 執行役員常務 2023年10月　同社 取締役 執行役員専務 2024年４月　当社 専務執行役員 2024年６月　当社 専務取締役 兼 CFO ソニー生命保険㈱ 取締役(現在) ソニー損害保険㈱ 取締役(現在) ソニー銀行㈱ 取締役(現在) ソニー・ライフケア㈱ 取締役(現在) ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱ 取締役(現在) 2024年10月　当社 取締役 執行役 CFO 2025年９月　当社 執行役(現在)	１年 (注) 1	－
執行役	鈴木　隆行	1970年４月18日生	1993年４月　ソニー㈱(現 ソニーグループ㈱) 入社 2007年４月　ソニー銀行㈱ 経営企画部長 2008年４月　同社 執行役員 2012年６月　同社 取締役 2013年４月　同社 代表取締役副社長 2024年４月　当社 常務執行役員 ソニー銀行㈱ 取締役(現在) 2024年６月　ソニー生命保険㈱ 取締役(現在) ソニー損害保険㈱ 取締役(現在) ソニー・ライフケア㈱ 取締役(現在) ソニーフィナンシャルベンチャーズ㈱ 取締役(現在) 2024年10月　当社 執行役(現在)	１年 (注) 1	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数
執行役	大坪　治	1973年６月10日生	1996年４月　ソニー㈱(現 ソニーグループ㈱) 入社 2015年１月　㈱ソニー・コンピュータエンタテインメント人事部 部長(現 ㈱ソニー・インタラクティブエンタテインメント) 2019年４月　ソニー生命保険㈱ 人材戦略室 室長 2022年４月　同社 執行役員(現在) 2023年６月　当社 執行役員 2024年10月　当社 執行役(現在)	１年 (注)１	－
執行役	山下　奈保子	1973年２月６日生	1995年４月　中小企業金融公庫 入社 2000年12月　日本IBM㈱ 入社 2004年３月　㈱日立製作所 入社 2007年12月　ソニー生命保険㈱ 入社 2019年４月　同社 経営企画部統括部長 2021年４月　同社 理事 経営企画部統括部長 2022年４月　同社 執行役員 2025年４月　同社 執行役員常務 2025年６月　同社 取締役 執行役員常務(現在) 2025年９月　当社 執行役(現在)	１年 (注)２	－
計					－

(注) １．2025年４月１日から１年以内に終了する事業年度の末日までであります。
２．2025年９月１日から１年以内に終了する事業年度の末日までであります。

② 社外役員の状況

社外取締役については、経営からの独立性を高める観点から会社法の独立性基準、及び東京証券取引所の定める独立役員としての基準に加え、当社の「取締役候補者の選定に係る基本方針」に定める独立性基準を充足する方を選任しております。当社の社外取締役と当社との間に、特別な人的・資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、当社の社外取締役が兼任する他の会社の状況は以下のとおりであります。

（本書提出日現在）

氏名	兼任の状況
池内　省五 （社外取締役）	JICキャピタル㈱（代表取締役社長CEO） AnyMind Group㈱（社外取締役） JSR㈱（取締役）
吉澤　和弘 （社外取締役）	㈱NTTドコモ（相談役） パーソルホールディングス㈱（社外取締役） 大和ハウス工業㈱（社外取締役）
早瀬　保行 （社外取締役）	ソニー生命保険㈱（監査役） ソニー損害保険㈱（監査役） ソニー銀行㈱（監査役）
丹生谷　美穂 （社外取締役）	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（シニアパートナー） パーク２４㈱（社外取締役）
高岡　浩三 （社外取締役）	ケイアンドカンパニー㈱（代表取締役） KTデジタル㈱（代表取締役） ㈱サイバーエージェント（社外取締役）
梶山　園子 （社外取締役）	日本マクドナルドホールディングス㈱（常勤社外監査役） 日本マクドナルド㈱（監査役） 伊藤忠エネクス㈱（社外監査役）

（注）１．当社と、JICキャピタル㈱、AnyMind Group㈱、JSR㈱、㈱NTTドコモ、パーソルホールディングス㈱、大和ハウス工業㈱、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、パーク２４㈱、ケイアンドカンパニー㈱、KTデジタル㈱、㈱サイバーエージェント、日本マクドナルドホールディングス㈱、日本マクドナルド㈱及び伊藤忠エネクス㈱との間に特別の関係はありません。

２．ソニー生命保険㈱、ソニー損害保険㈱及びソニー銀行㈱は、当社の子会社であります。

③ 社外取締役による監査又は監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互関係並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の重要会議体へ出席する他、監査委員会、会計監査人及び当社の内部統制部門との連携を行って当社の経営を監督しております。

当社は、社外取締役による監督の実効性を確保する観点から、企業法務経験、金融機関における勤務経験又は経理業務経験等の専門性を有する方を選任しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

当社の監査委員会の人数は３名(本書提出日現在)であり、そのうち社外取締役が３名であります。社外監査委員のうち、１名は長年にわたる金融機関での業務経験及び常任監査役の経験を有しており、１名は弁護士としての専門的な知識・経験を有することに加え、省庁での委員経験等を通じた民間企業、ビジネスへの幅広い知見を有し、１名は公認会計士の資格を有し、公認会計士及び民間企業の内部監査に係る監査人としての長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査委員会は、監査委員会規則に基づき、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議をしております。各監査委員は、監査委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、また、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受ける等緊密な連携を保ち、取締役及び執行役の業務執行を監査しております。

最近事業年度における個々の構成員の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役	早瀬　保行(議長・常勤)	７回	７回（100%）
社外取締役	丹生谷　美穂	７回	７回（100%）
取締役	是永　浩利	７回	７回（100%）

監査委員会における具体的な検討内容は、監査の方針及び監査の重点項目を含む監査計画、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、監査報告書の作成、会計監査人の監査報酬の額への同意、会計監査人の解任又は不再任の決定、株主総会議案内容、内部監査部門の監査計画の承認等であります。監査委員会は、会計監査人から、その監査計画及び監査の結果について報告及び説明を受け、また、品質管理体制についても報告及び説明を受けています。

常勤監査委員の活動として、他の監査委員とともに代表執行役、執行役、社外取締役と定期的に情報・意見を交換しているほか、内部監査部門及び会計監査人と三様監査意見交換会を開催しています。常勤監査委員は、取締役会、経営会議などの会議体へ参加し、適宜情報収集を図っています。また、コンプライアンス、リスク管理及び内部監査等の内部統制管理の活動状況について四半期毎に監査を実施し、その結果を代表執行役に報告をしています。更に、グループ全体の監査態勢を強化するため、常勤監査委員は、グループ各社の監査役を兼ね各社の取締役会に出席しているほか、各社の常勤監査役とグループ常勤監査役連絡会を開催しています。

本書提出日現在における構成員は以下のとおりであります。

役職名	氏名
社外取締役	早瀬　保行(常勤)
社外取締役	丹生谷　美穂
社外取締役	梶山　園子

なお、2024年10月１日の指名委員会等設置会社移行までの間の最近事業年度における監査役の監査役会への出席状況は次のとおりであります。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人及び内部監査部門等から報告を受ける等緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監督しました。常勤監査役は、取締役会、経営会議などの会議体へ参加し、適宜情報収集をしました。また、コンプライアンス、リスク管理及び内部監査等の内部統制管理の活動状況について四半期毎に監査を実施し、その結果を代表取締役に報告をしました。更に、グループ全体の監査態勢を強化するため、常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼ね各社の取締役会に出席し、各社の常勤監査役とグループ常勤監査役連絡会を開催しました。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤社外監査役	早瀬　保行	９回	９回（100%）
社外監査役	丹生谷　美穂	９回	９回（100%）
取締役	是永　浩利	９回	９回（100%）

② 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として監査部(本書提出日現在18名、常勤は監査部担当執行役員を含め６名、他は金融子会社３社の内部監査部門からの兼務出向者)を設置しております。監査部は、監査委員会の直轄組織として業務執行ラインから分離され、独立的及び客観的な立場から内部監査を実施し、業務の適切性、リスク対応状況などを確認、評価しております。

当社は、グループの内部監査に係る基本方針を制定し、グループ会社の業務運営の健全性を確保することを目的として、各社の内部監査実施状況や監査結果等をモニタリングし、グループ会社の内部監査部門に対して助言、提案等を行うとともに、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で共同監査や直接監査又は特命監査を行うこととしております。また、内部監査グループガイドラインを制定し、ガバナンス機能の強化とグループ力の発揮に努めております。2024年度はグループ共通テーマとして、上場に向けた準備対応を掲げ、新中期経営計画の実現に向けた統括管理態勢等の内部監査やモニタリングを実施しております。こうした内部監査活動の結果は、随時若しくは定期的に代表執行役、常勤監査委員及び監査委員会に報告されております。なお、当社の内部監査態勢について内部評価を実施するとともに定期的に外部評価を受け、内部監査の実効性を確保しております。

加えて、監査部は、三様監査意見交換会等を通じて、監査委員及び会計監査人と監査計画や監査結果等の情報交換を行い、適宜連携を図っております。その他、内部監査にかかるグループ横断の組織として「ソニーフィナンシャルグループ内部監査部門会」を設置し、内部監査業務に係る意見交換、具体的課題に関する討議、内部監査に関する事項の諸連絡・指示等を伝達する場として活用しております。

③ 会計監査の状況

(ⅰ)監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(ⅱ)継続監査期間

21年間

(ⅲ)業務を執行した公認会計士

小林　尚明

原田　優子

石橋　武昭

(ⅳ)監査業務に係る補助者の構成

公認会計士４名　その他12名

(ⅴ)監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針は、監査委員会が定める「会計監査人の評価・選任基準」に基づき、監査法人の概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由への該当の有無、独立性、監査の実施体制、監査委員・経営者等とのコミュニケーションの有効性及び監査報酬の適切性などについて評価し選定しております。現任の会計監査人については、当該選定方針に基づき評価した上で、その監査活動の適切性・妥当性も考慮して選定しております。また、監査委員会は「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に従い、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査委員会の委員の全員の同意により解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の適切性等を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査委員会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

(vi)監査委員会による監査法人の評価

当社の監査委員会は、選任された会計監査人に対して評価を行っております。監査委員会が定める「会計監査人の評価・選任基準」に基づき、会計監査人の「監査品質並びに品質管理」、「独立性及び職業倫理」、「職業的専門家としての専門性」、「監査実施者の有効性及び効率性」、「監査委員会・経営者等とのコミュニケーションの有効性」、「監査報酬の水準」などについて、会計監査人が提出する「職務遂行に関する事項の通知」、「外部機関による検査等の結果」、「監査計画」及び「中間監査及び年度監査の監査結果」などにて確認し、必要に応じて説明を求めて評価を実施しております。以上を勘案した結果、監査委員会は、当事業年度の会計監査人の監査活動は適正かつ妥当であると評価しております。

④　監査報酬の内容等

(ⅰ)監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	82	35	280	―
連結子会社	542	15	828	57
計	625	50	1,108	57

(注)　1．最近連結会計年度の前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、経理業務に関するアドバイザリー業務であります。

2．最近連結会計年度の前連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、経理業務に関するアドバイザリー業務であります。また、最近連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、基幹システムの更新に伴うアドバイザリー業務及び経済価値ベースのソルベンシー規制導入に係るアドバイザリー業務等であります。

(ⅱ)監査公認会計士等と同一のネットワーク(PwC加盟法人)に属する組織に対する報酬((ⅰ)を除く)

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	―	―	―	10
連結子会社	―	―	―	―
計	―	―	―	10

(注)　最近連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、GHG排出量の限定的保証業務等であります。

(ⅲ)その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(ⅳ)監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

(ⅴ)監査役会及び監査委員会が会計監査人に対する報酬等に合意した理由

当社の監査役会及び監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断したため、会社法第399条第１項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び執行役の個人別報酬等の額については、社外取締役を議長とする報酬委員会で審議を行い、決定します。報酬委員会の決議により定められた各種方針は次のとおりであります。なお、社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しないものとしております。

○取締役

中長期的な企業価値向上を目的として、主な職務が、執行役による職務執行の監督及び監視(監査委員となる取締役においては、加えて取締役及び執行役の職務執行の監査)をもって経営の透明性・客観性を高めることであることから、その監督・監視・監査機能を有効に機能させることを目的として、固定部分と中長期インセンティブ部分で構成しております。

(ⅰ)報酬について

固定部分については、役割に応じた固定額を毎月、現金で支給します。

中長期インセンティブ部分は、自己の知見に基づく当社グループの経営方針及び経営改善に対する助言等を通じて、当社グループの企業価値の毀損の防止及び信用維持を図るとともに、その持続的な成長の促進と中長期的な企業価値の維持及び向上に対するインセンティブを高めることを目的として、当社株式によるストック・オプション(新株予約権)を付与します。

なお、社外取締役については、任期満了により退任した日(ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く)の翌日以降でなければ、新株予約権を行使することができないものとしております。

(ⅱ)水準について

優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果等を勘案いたします。

○執行役

優秀な人材を確保することとともに、当社グループ全体の業績及び企業価値向上に対する適切なインセンティブとして機能させることを目的として、固定部分・業績連動部分、中長期インセンティブのバランスを勘案し決定することを基本方針としております。

(ⅰ)報酬について

役位に応じた固定部分と、当社グループ全体の業績及び職務に応じた業績連動部分、中長期インセンティブ部分としております。

固定部分については、役位や職責等に応じて水準を決定し、固定額を毎月、現金で支給します。固定部分は、役職序列が上がるにつれ年間報酬額に占める割合が逓減し、業績連動部分及び中長期インセンティブ部分の割合が逓増します。

業績連動部分は、係る指標として、全てのステークホルダーの期待・信頼に応え、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現すべく、外部報酬コンサルタント等の客観的・専門的な助言を参考に、報酬委員会での審議を経て、当社グループ連結業績数値である定量指標及び定性指標を使用しています。基準額(100%)に対して、定量指標は0～200%、定性指標は0～150%の範囲で変動します。総報酬に占める業績連動部分の比率は20～35%程度を目安とし、毎年、一定時期に現金で支給します。報酬委員会では、指標に基づく業績連動部分の計算結果を確認し、執行役の個人別報酬等の額を決議します。

中長期インセンティブ部分は、当社株式によるストック・オプション(新株予約権)及びソニーグループ株式会社株式による譲渡制限付株式ユニット(RSU)で構成されます。これらはソニーグループ並びに当社グループの企業価値向上に対する貢献意欲を高め、以って業績を向上させることを目的として、役位・職責に応じて付与します。総報酬に占めるこれら中長期インセンティブ部分の比率は20～35%程度とします。

［報酬構成のイメージ(%)］

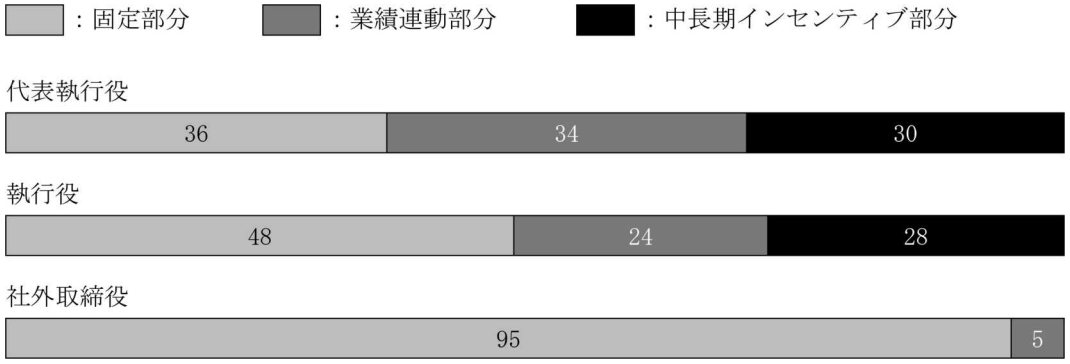

［業績連動部分に係る指標］

	指標	ウェイト 代表執行役	計画	実績
定量	連結IFRS 営業利益(対計画比)	60%	1,450億円	1,305億円
	子会社トップライン達成率	30%	100.0%	117.1%
定性	社員エンゲージメント	5%	対前年度比改善	±0
	グループサステナビリティ達成率	5%	100.0%	100.0%

(ⅱ)水準について

優秀な経営人材を確保するために、相応しい報酬水準といたします。具体的決定にあたっては第三者による企業経営者の報酬に関する調査結果などを勘案いたします。

② 最近事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		固定報酬	業績連動報酬		
執行役	211	84	96	31	8
取締役 (社外取締役を除く)	42	42	―	0	2
社外取締役	55	55	―	0	4
社外監査役	17	17	―	―	2
計	326	198	96	31	14

(注) 1．報酬等とは、報酬、賞与その他その職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益を言います。
2．報酬等の種類とは、金銭報酬(固定報酬、業績連動報酬)、非金銭報酬(株式報酬)及び賞与等を言います。
3．当年度末現在の支給人数は、社外取締役４名及び執行役(執行役を兼務する取締役を含む)８名であり、当社は社外取締役を除き、業務執行を行わない取締役に対しては、原則として報酬を支給しておりません。また、当社が2024年10月１日より指名委員会等設置会社へ移行したことに伴い、2024年10月１日以降について、その時点で取締役であった者の内２名は執行役として、社外監査役であった２名は社外取締役として報酬を支給しております。
4．業績連動報酬には、当社グループ連結業績に連動する年次業績連動報酬と当社グループ中期経営計画に連動するインセンティブプランを含めております。インセンティブプランは、中期経営計画最終年度の業績目標の達成度に応じて支給額が決定するもので、１年毎に費用計上する必要があり、合理的な見積もりによって当該年度に計上した額を記載しております。
5．非金銭報酬等には、当社株式によるストック・オプション(新株予約権)及びソニーグループ株式会社株式による譲渡制限付株式ユニット(RSU)が含まれております。

③　最近事業年度における役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	会社区分	役員区分	固定報酬 （百万円）	業績連動報酬 （百万円）	合計 （百万円）	ストック・ オプション （新株予約権） 付与数 （株） （注）２	譲渡制限付 株式ユニット （RSU） 付与数 （株） （注）３
遠藤　俊英	提出会社	取締役 代表執行役 社長 CEO	69	61	130	451,825	16,500

（注）１．本表は、当社及び子会社から取締役及び執行役として受け取る報酬等のうち、当事業年度に係るもの、及び当事業年度において報酬として受け、又は受ける見込み額が明らかになったものの総額が１億円以上である者を記載しております。なお、対象者の役職は本書提出日現在のものであります。

２．2024年度に付与されたストック・オプション（新株予約権）の総数を記載しております。新株予約権の付与日において算定した新株予約権１株当たりの公正価額（ブラック・ショールズ式等により算定した公正な評価単価）は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1)連結財務諸表　注記事項（ストック・オプション等関係）」に記載のとおりであり、対象者に付与された付与数は、第１回普通株式新株予約権が16,430株、第２回普通株式新株予約権が435,395株であります。なお、当社は2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記付与数は、当該株式分割を反映した数値であります。また、当該１株当たりの公正価額は、新株予約権を行使した際に実際に対象者が得られる１株当たりの財産上の利益を表すものではありません。新株予約権を行使した際に実際に対象者が得る財産上の利益は、行使時点での当社普通株式の市場価格が新株予約権の行使価額を上回るかどうかに依拠し、また、行使期間などの制約があるため、当該新株予約権の付与により付与対象者が当該公正価値と同等又はそれ以上の財産上の利益を得ることは全く保証されていません。更に、当該１株当たり公正価値は、会計上の費用計上のために用いている数字であり、当該価値が当社による当社普通株式の市場価格に対する見込みを表すものではありません。

３．2024年度に付与されたソニーグループ株式会社株式による譲渡制限付株式ユニット（RSU）が全て権利確定した場合に、交付予定の同社普通株式の総数を記載しております。2024年度において付与された譲渡制限付株式ユニット（RSU）の付与日（2024年７月25日）現在の１株当たりの加重平均公正価値は2,644円であります。当該１株当たり加重平均公正価値は、付与日の同社株式の市場価値をベースとし、当該市場価値に権利確定期間における予想配当金額を考慮した修正を加えて算定しております。なお、上記の譲渡制限付株式ユニット（RSU）付与数及び2024年度において付与された譲渡制限付株式ユニット（RSU）の付与日（2024年７月25日）現在の１株当たりの加重平均公正価値は、2024年10月１日付で行われた、同社普通株式１株につき５株の割合の株式分割が、2024年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は、保険・銀行持株会社であり、当社グループにおける最大保有会社はソニー生命であります。

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、「政策保有株式に関するグループ基本方針」を定め、基本的な考え方として、『政策投資を目的とする株式(以下「政策保有株式」)は保有しない。ただし、業務提携など戦略的意義が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合を除く』としております。

当社グループにおける株式の最大保有会社であるソニー生命では、上記方針の下、経営戦略の観点から業績の継続的な伸展・安定化を図ることを目的とした株式投資を政策投資と定義し、一般勘定、特別勘定における配当や値上がりを目的とする純投資とは区分した管理を行っております。

② ソニー生命における株式の保有状況

(ⅰ)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

＜保有方針＞

当社は、業務提携等の戦略的な意義が認められ、当社業績の持続的な成長、企業価値向上に資すると判断する企業の株式を保有しています。

＜保有の合理性を検証する方法＞

当社は、政策保有株式の保有目的や投資効果等を原則として１年に１回以上検証し、その結果を取締役会に報告します。取締役会は、その報告を踏まえ、投資実行時点に想定した目的や効果が失われている場合は売却・譲渡等による処分を検討します。

＜個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容＞

検証の結果、いずれの銘柄も概ね想定した効果がみられ、引き続き業務提携等の戦略的な意義が認められるため、全銘柄の保有を継続することとしました。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額(百万円)
非上場株式	3	328
非上場株式以外の株式	1	127

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

(ⅱ)保有目的が純投資目的である投資株式

区分	最近事業年度		最近事業年度の前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	―	―	―	―
非上場株式以外の株式	1	4,519	1	5,940

区分	最近事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	―	―	―
非上場株式以外の株式	167	―	―

(ⅲ)最近事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

(ⅳ)最近事業年度の前４事業年度及び最近事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	変更した 事業年度	変更の理由及び変更後の保有又は 売却に関する方針
ClearView Wealth Limited	101,254,639	4,519	2022年３月期	売却する方針を決定したため、純投資目的に変更したもの。変更後は当該銘柄の筆頭株主であるCrescent Capital Partnersとの間で締結しているコールオプション契約に基づいて対応する方針としている。

③　当社における株式の保有状況

（ⅰ）保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

＜保有方針＞

当社は、当該企業への投資が当社グループの経営戦略と整合的であり、投資の定性的・定量的効果が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断する企業の株式を保有しています。

＜保有の合理性を検証する方法＞

当社は、政策保有株式の保有目的や投資効果等を原則として１年に１回以上検証し、その結果を取締役会に報告します。取締役会は、その報告を踏まえ、投資実行時点に想定した目的や効果が失われている場合は売却・譲渡等による処分を検討します。

＜個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容＞

当社が保有している、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は２銘柄であります。前事業年度(2023年度)に投資した銘柄は、取締役会にて検証を実施しておりますが、残る１銘柄への投資は2024年11月６日ですので、本書提出日現在において取締役会等における検証の実績はありません。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表 計上額の合計額 （百万円）
非上場株式	2	350
非上場株式以外の株式	－	－

（最近事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	1	50	少額短期保険事業における新商品及びシステム開発の円滑化を期待した政策投資。
非上場株式以外の株式	－	－	－

（最近事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

（ⅱ）保有目的が純投資目的である投資株式

最近事業年度及び最近事業年度の前事業年度のいずれも該当ありません。

（ⅲ）最近事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

（ⅳ）最近事業年度の前４事業年度及び最近事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第５　【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「保険業法施行規則」(平成８年大蔵省令第５号)及び「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」)に基づいて作成しております。

　また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第210条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、前連結会計年度(2023年４月１日から2024年３月31日まで)及び当連結会計年度(2024年４月１日から2025年３月31日まで)の連結財務諸表及び前事業年度(2023年４月１日から2024年３月31日まで)及び当事業年度(2024年４月１日から2025年３月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、的確かつ適時に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、公益財団法人財務会計基準機構等の行う研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	824,905	956,268
コールローン及び買入手形	88,909	260,008
買入金銭債権	12,669	27,416
金銭の信託	63,285	39,917
有価証券	※1,※2,※3,※4 16,801,560	※1,※2,※3,※4 17,528,295
貸出金	※1,※4,※5,※10 3,682,002	※1,※4,※5,※10 3,899,036
有形固定資産	※6,※9 102,649	※6,※9 104,694
土地	56,428	56,428
建物	25,561	25,125
リース資産	18,591	21,408
建設仮勘定	33	63
その他の有形固定資産	2,034	1,668
無形固定資産	67,772	76,612
ソフトウエア	64,888	73,910
のれん	2,857	2,676
リース資産	2	1
その他の無形固定資産	25	24
再保険貸	2,476	20,029
外国為替	※4 2,327	※4 2,183
その他資産	※4 270,279	※4 298,736
退職給付に係る資産	9,836	10,146
繰延税金資産	156,755	149,340
貸倒引当金	△1,669	△1,764
資産の部合計	22,083,761	23,370,923
負債の部		
保険契約準備金	15,072,758	15,834,196
支払備金	111,180	116,280
責任準備金	14,958,281	15,714,794
契約者配当準備金	※8 3,296	※8 3,121
代理店借	3,464	3,865
再保険借	4,976	5,360
預金	3,845,606	4,243,962
コールマネー及び売渡手形	※1 209,410	※1 192,278
売現先勘定	※1 938,854	※1 1,230,050
債券貸借取引受入担保金	※1 566,039	※1 290,988
借用金	※1 467,716	※1 499,020
外国為替	1,781	1,440
社債	70,000	110,500
その他負債	195,519	237,680
賞与引当金	5,461	5,990
退職給付に係る負債	38,402	38,018
特別法上の準備金	67,622	4,398
価格変動準備金	67,622	4,398
持分法適用に伴う負債	2,139	3,414
負債の部合計	21,489,753	22,701,168

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,029	20,029
資本剰余金	191,259	191,259
利益剰余金	452,945	531,737
株主資本合計	664,234	743,026
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△70,773	△73,110
繰延ヘッジ損益	286	290
土地再評価差額金	※9 △2,720	※9 △2,720
退職給付に係る調整累計額	2,981	2,252
その他の包括利益累計額合計	△70,226	△73,287
新株予約権	－	16
純資産の部合計	594,008	669,754
負債及び純資産の部合計	22,083,761	23,370,923

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
経常収益	3,450,300	2,618,712
生命保険事業	3,177,936	2,313,452
保険料等収入	1,742,430	1,909,184
保険料	1,733,823	1,877,344
再保険収入	8,606	31,840
資産運用収益	1,375,590	348,249
利息及び配当金等収入	229,540	227,803
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	2,388	－
有価証券売却益	17,290	1,136
有価証券償還益	3	0
為替差益	169,875	－
その他運用収益	1,626	13
特別勘定資産運用益	954,865	119,296
その他経常収益	59,915	56,017
損害保険事業	152,082	168,854
保険引受収益	150,670	167,259
正味収入保険料	150,540	167,114
積立保険料等運用益	129	145
資産運用収益	1,363	1,533
利息及び配当金収入	1,480	1,678
有価証券売却益	12	－
積立保険料等運用益振替	△129	△145
その他経常収益	48	61
銀行事業	105,288	116,991
資金運用収益	77,895	96,759
貸出金利息	31,419	36,336
有価証券利息配当金	38,420	52,989
コールローン利息及び買入手形利息	29	83
預け金利息	50	1,804
金利スワップ受入利息	7,918	5,434
その他の受入利息	56	111
役務取引等収益	22,015	14,469
その他業務収益	1,783	2,661
外国為替売買益	1,662	2,334
その他の業務収益	120	326
その他経常収益	3,593	3,100
その他	14,993	19,415
その他経常収益	14,993	19,415

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
経常費用	3,395,941	2,573,823
生命保険事業	3,155,749	2,298,476
保険金等支払金	1,054,636	1,115,879
保険金	134,384	144,240
年金	19,836	23,240
給付金	231,612	240,607
解約返戻金	652,696	686,648
その他返戻金	9,049	7,620
再保険料	7,055	13,522
責任準備金等繰入額	1,612,051	745,782
支払備金繰入額	7,736	―
責任準備金繰入額	※1　1,604,314	※1　745,782
契約者配当金積立利息繰入額	0	0
資産運用費用	221,902	142,090
支払利息	41,467	33,617
売買目的有価証券運用損	―	56
有価証券売却損	44,650	84,575
有価証券評価損	1,817	―
有価証券償還損	19	31
金融派生商品費用	128,182	775
為替差損	―	18,421
貸倒引当金繰入額	48	199
賃貸用不動産等減価償却費	1,040	1,070
その他運用費用	4,678	3,343
事業費	182,182	208,878
その他経常費用	84,977	85,844
損害保険事業	144,231	160,693
保険引受費用	106,662	120,273
正味支払保険金	81,339	91,594
損害調査費	10,421	11,122
諸手数料及び集金費	1,061	1,143
支払備金繰入額	4,704	5,681
責任準備金繰入額	9,133	10,730
その他保険引受費用	0	1
資産運用費用	0	0
その他運用費用	0	0
営業費及び一般管理費	37,554	40,409
その他経常費用	14	10

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
銀行事業	80,568	95,915
資金調達費用	29,565	44,250
預金利息	23,909	34,819
コールマネー利息及び売渡手形利息	299	1,204
売現先利息	5,254	7,757
借用金利息	0	68
社債利息	6	6
その他の支払利息	95	393
役務取引等費用	16,667	19,699
その他業務費用	2,080	3,246
営業経費	31,768	27,575
その他経常費用	486	1,143
その他	15,391	18,738
その他経常費用	15,391	18,738
経常利益	54,358	44,889
特別利益	13,502	63,290
国庫補助金	134	65
固定資産等処分益	―	0
関係会社株式売却益	13,367	―
特別法上の準備金戻入額	―	63,223
価格変動準備金戻入額	―	※2　63,223
特別損失	4,716	1,036
固定資産等処分損	179	155
減損損失	92	880
特別法上の準備金繰入額	4,059	―
価格変動準備金繰入額	4,059	―
不動産圧縮損	38	―
その他特別損失	346	―
契約者配当準備金繰入額	2,452	2,061
税金等調整前当期純利益	60,691	105,082
法人税及び住民税等	15,179	16,772
法人税等調整額	3,846	9,518
法人税等合計	19,025	26,290
当期純利益	41,665	78,791
非支配株主に帰属する当期純利益	489	―
親会社株主に帰属する当期純利益	41,176	78,791

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
当期純利益	41,665	78,791
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△38,745	△2,336
繰延ヘッジ損益	△34	4
退職給付に係る調整額	554	△729
その他の包括利益合計	※1　△38,225	※1　△3,061
包括利益	3,440	75,730
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	2,950	75,730
非支配株主に係る包括利益	489	－

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	20,029	191,259	461,805	673,094
当期変動額				
剰余金の配当	－	－	△50,036	△50,036
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	41,176	41,176
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△8,860	△8,860
当期末残高	20,029	191,259	452,945	664,234

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△32,027	321	△2,720	2,429	△31,997	3,858	644,955
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△50,036
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	41,176
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△38,745	△34	－	552	△38,228	△3,858	△42,086
当期変動額合計	△38,745	△34	－	552	△38,228	△3,858	△50,946
当期末残高	△70,773	286	△2,720	2,981	△70,226	－	594,008

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	20,029	191,259	452,945	664,234
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	78,791	78,791
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	78,791	78,791
当期末残高	20,029	191,259	531,737	743,026

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△70,773	286	△2,720	2,981	△70,226	－	594,008
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	78,791
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,336	4	－	△729	△3,061	16	△3,045
当期変動額合計	△2,336	4	－	△729	△3,061	16	75,746
当期末残高	△73,110	290	△2,720	2,252	△73,287	16	669,754

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	60,691	105,082
賃貸用不動産等減価償却費	1,040	1,070
減価償却費	17,364	16,828
減損損失	92	880
のれん償却額	180	180
支払備金の増減額（△は減少）	12,440	5,100
責任準備金の増減額（△は減少）	1,613,448	756,513
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額（△は戻入額）	2,452	2,061
貸倒引当金の増減額（△は減少）	8	95
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	988	△873
価格変動準備金の増減額（△は減少）	4,059	△63,223
利息及び配当金等収入	△308,919	△326,246
有価証券関係損益（△は益）	22,849	81,103
特別勘定資産運用損益（△は益）	△954,866	△119,296
関係会社株式売却損益（△は益）	△13,367	－
支払利息	72,792	79,723
金融派生商品損益（△は益）	128,182	775
為替差損益（△は益）	△259,897	39,317
有形固定資産関係損益（△は益）	145	81
持分法による投資損益（△は益）	52	△82
貸出金の純増（△）減	△452,858	△210,431
預金の純増減（△）	536,688	401,014
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	60,000	31,341
コールマネー等の純増減（△）	4,301	353,221
コールローン等の純増（△）減	6,648	△28,446
外国為替（資産）の純増（△）減	3,987	144
外国為替（負債）の純増減（△）	380	△340
普通社債発行及び償還による増減（△）	10,000	50,500
その他	33,575	31,383
小計	602,461	1,207,479
利息及び配当金等の受取額	313,412	366,080
利息の支払額	△67,506	△77,578
契約者配当金の支払額	△2,407	△2,237
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△63,013	8,447
営業活動によるキャッシュ・フロー	782,948	1,502,191

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の増加による支出	△6,732	△8,133
金銭の信託の減少による収入	4,286	30,995
有価証券の取得による支出	△1,400,102	△1,907,311
有価証券の売却・償還による収入	1,234,374	1,156,555
貸付けによる支出	△89,856	△97,133
貸付金の回収による収入	50,849	55,100
売現先勘定の純増減額（△は減少）	△4,149	△69,352
金融派生商品の決済による収支（純額）	△137,217	△60,621
債券貸借取引受入担保金の純増減額（△は減少）	△199,835	△275,050
その他	326	205
資産運用活動計	△548,056	△1,174,744
営業活動及び資産運用活動計	234,891	327,447
有形固定資産の取得による支出	△1,289	△1,990
無形固定資産の取得による支出	△17,131	△24,452
非連結子会社株式の取得による支出	△150	△488
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による支出	※3　△7,262	－
関連会社株式の取得による支出	－	△90
その他	△140	△248
投資活動によるキャッシュ・フロー	△574,032	△1,202,014
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	9,178	10,010
借入金の返済による支出	△9,501	△10,048
社債の償還による支出	－	△10,000
配当金の支払額	△50,036	△0
非支配株主への配当金の支払額	△2,149	－
その他	△597	△616
財務活動によるキャッシュ・フロー	△53,106	△10,654
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,102	△759
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	156,912	288,762
現金及び現金同等物の期首残高	756,493	913,405
現金及び現金同等物の期末残高	※1　913,405	※1　1,202,168

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　９社

会社名

ソニー生命保険株式会社

ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社

ソニー損害保険株式会社

ソニー銀行株式会社

ソニー・ライフケア株式会社

ライフケアデザイン株式会社

プラウドライフ株式会社

ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社

SFV・GB投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

主要な会社名

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結範囲の変更

当連結会計年度より、当社の連結子会社であったソニーペイメントサービス株式会社及びETCソリューションズ株式会社は、持分比率の低下に伴い連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。

当連結会計年度より、当社の連結子会社であったSmartLink Network Hong Kong Limitedは登記抹消が完了したため、連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社　３社

会社名

ビー・エックス・ジェイ・エー・ワン・ホールディング株式会社

ソニーペイメントサービス株式会社

ETCソリューションズ株式会社

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用範囲の変更

当社の連結子会社であったソニーペイメントサービス株式会社の株式を一部譲渡及び株式交換を実施したため、当連結会計年度より、ビー・エックス・ジェイ・エー・ワン・ホールディング株式会社、ソニーペイメントサービス株式会社及びETCソリューションズ株式会社を持分法の適用範囲に含めております。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4　在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号　2019年６月28日）を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。

5　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

（ⅰ）有価証券

有価証券（現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号　平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法（売却原価の算定は移動平均法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

国内生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・残存年数等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

（ⅱ）デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

（ⅰ）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３～50年

その他　　２～20年

（ⅱ）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、利用可能期間（概ね５年）に基づく定額法により償却しております。

（ⅲ）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(ⅰ)貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」)に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」)に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」)に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(ⅱ)賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(ⅲ)価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(ⅰ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

(ⅱ)過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ⅲ)小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

銀行子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(ⅰ)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

(ⅱ)保険料等収入の会計処理

生命保険事業における保険料は、原則として、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する責任に相当する部分については、保険業法施行規則第69条第１項第２号に基づき、責任準備金のうち未経過保険料として積み立てております。

(ⅲ)保険金等支払金及び支払備金の会計処理

生命保険事業における保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

(ⅳ)責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成８年大蔵省告示第48号)

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(ⅴ)既発生未報告支払備金の特別な積立方法

生命保険事業における既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年５月８日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」)第１条第１項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第１条第１項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法の概要)

IBNR告示第１条第１項本則に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第１条第１項本則と同様の方法により算出しております。

なお、前連結会計年度末においては、当該みなし入院に係る額の代わりに、重症化リスクの高い方以外のみなし入院に係る額を除外しておりましたが、当連結会計年度中にみなし入院の入院給付金の取扱いを終了したことにより、当該みなし入院に係る額を除外して算出する方法に見直しております。

(ⅵ)グループ通算制度の適用

当社及び国内の一部の連結子会社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　10社

会社名

ソニー生命保険株式会社
ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社
ソニー損害保険株式会社
ソニー銀行株式会社
ソニー・ライフケア株式会社
ライフケアデザイン株式会社
プラウドライフ株式会社
ソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社
SFV・GB投資事業有限責任組合
SFV・GB２号投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

主要な会社名

主要な非連結子会社はありません。

非連結子会社は、総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 連結範囲の変更

新規設立により、SFV・GB２号投資事業有限責任組合を当連結会計年度から新たに連結の範囲に含めております。同社の業績については、連結損益計算書上「その他」に含めて区分しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社　３社

会社名

ビー・エックス・ジェイ・エー・ワン・ホールディング株式会社
ソニーペイメントサービス株式会社
ETCソリューションズ株式会社

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ⅰ)有価証券

有価証券(現金及び預貯金、買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号　平成12年11月16日。以下「業種別監査委員会報告第21号」)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては時価法(売却原価の算定は移動平均法)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

責任準備金対応債券のリスクの管理方針の概要は、次のとおりであります。

生命保険子会社の個人保険・個人年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

また、生命保険子会社において、当連結会計年度より、より適切な資産負債の総合管理(ALM)の実施を目的として、小区分の対象とする負債キャッシュ・フローの残存年数の見直しを実施しております。この変更による損益への影響はありません。

(ⅱ)デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ⅰ)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３～50年

その他　　２～20年

(ⅱ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、利用可能期間(概ね５年)に基づく定額法により償却しております。

(ⅲ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(ⅰ)貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」)に対する債権、実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」)に対する債権及び時価が著しく下落した預託保証金等については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額等を控除した回収不能見込額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」)に対する債権については、担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

(ⅱ)賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(ⅲ)価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(ⅰ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

(ⅱ)過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(７～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(ⅲ)小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

連結決算日の為替相場により円換算しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は金利スワップの特例処理によっております。固定金利の貸出金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」)に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。変動金利の貸出金のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。短期固定金利の預金に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別委員会実務指針第24号に基づき一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券及び満期保有目的の債券に区分している債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、債券先物及び金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。これらについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っている取引については、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(ⅰ)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、主として、その他資産に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

(ⅱ)保険料等収入の会計処理

生命保険事業における保険料は、原則として、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する責任に相当する部分については、保険業法施行規則第69条第１項第２号に基づき、責任準備金のうち未経過保険料として積み立てております。

(ⅲ)保険金等支払金及び支払備金の会計処理

生命保険事業における保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

(ⅳ)再保険収入及び再保険料の会計処理

生命保険事業における再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。なお、修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

生命保険事業における再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時に計上しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第１項及び同規則第73条第３項に基づき不積立としております。

(ⅴ)責任準備金の積立方法

保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成８年大蔵省告示第48号)

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(ⅵ)既発生未報告支払備金の特別な積立方法

生命保険事業における既発生未報告支払備金(まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年５月８日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」)第１条第１項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第１条第１項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

(計算方法の概要)

IBNR告示第１条第１項本則に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第１条第１項本則と同様の方法により算出しております。

(ⅶ)グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（重要な会計上の見積り）

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

1　レベル３の時価に分類される証券化商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 （2023年３月31日）	当連結会計年度 （2024年３月31日）
有価証券（証券化商品）	350,899百万円	391,102百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

（ⅰ）算出方法

相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しております。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。

（ⅱ）主要な仮定

当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いております。

（ⅲ）翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

レベル３の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

1　レベル３の時価に分類される証券化商品の時価評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
有価証券（証券化商品）	391,102百万円	473,514百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

（ⅰ）算出方法

相場価格が入手できないため、時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている証券化商品については、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて時価を算定しております。当該証券化商品の評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限加味した割引現在価値法により時価が算定されています。

（ⅱ）主要な仮定

当該証券化商品の時価の算定にあたり、クレジット・スプレッドをはじめとする重要な観察できないインプットを用いております。

（ⅲ）翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

レベル３の時価に分類される証券化商品の時価は見積りの不確実性が高く、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響は、現時点で評価中であります。

（連結貸借対照表関係）

※１　担保に供している資産及び担保付債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
担保に供している資産		
有価証券	1,935,198百万円	2,058,719百万円
貸出金	732,351百万円	906,144百万円
担保資産に対応する債務		
コールマネー及び売渡手形	6,000百万円	－百万円
売現先勘定	938,854百万円	1,230,050百万円
債券貸借取引受入担保金	566,039百万円	290,988百万円
借用金	463,900百万円	495,100百万円

上記のほか、内国為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
有価証券	71,524百万円	506,409百万円
金融商品等差入担保金	27,464百万円	5,750百万円
先物取引差入証拠金	17,629百万円	68,120百万円
現先取引差入担保金	－百万円	4,494百万円

※２　消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
496,298百万円	676,849百万円

※３　非連結子会社及び関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
株式	803百万円	760百万円

※４　保険業法、銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る）であります。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	443百万円	369百万円
危険債権額	641百万円	687百万円
三月以上延滞債権額	－百万円	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,286百万円	827百万円
合計額	2,371百万円	1,885百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※５　ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第１号2024年７月１日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
300百万円	1,150百万円

※６　有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
48,071百万円	51,149百万円

７　保険業法第118条に規定する生命保険子会社の特別勘定の資産の額は、次のとおりであります。なお、負債の額も同額であります。

前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
4,497,242百万円	5,155,641百万円

※８　生命保険子会社に係る契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
期首残高	3,251百万円	3,296百万円
契約者配当金支払額	2,407百万円	2,237百万円
利息による増加等	0百万円	0百万円
契約者配当準備金繰入額	2,452百万円	2,061百万円
期末残高	3,296百万円	3,121百万円

※９　生命保険子会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価損部分については税金相当額に評価性引当額を認識したことからその全額を、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日

2002年３月31日

・同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第５号に定める鑑定評価に基づいて算出

※10　生命保険子会社及び銀行子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
融資未実行残高	20,869百万円	21,471百万円
うち原契約期間が１年以内のもの	20,869百万円	21,471百万円

（連結損益計算書関係）

※１　ソニー生命において、保険業法施行規則第69条及び金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準（平成10年大蔵省告示第231号）第６条第２項に基づき、利差損のてん補に充てるため、責任準備金のうち危険準備金について、前連結会計年度に31,021百万円、当連結会計年度に11,761百万円を取り崩しております。

※２　ソニー生命において、保険業法第115条第２項に基づき、債券の売却損等のてん補に充てるため、価格変動準備金について、当連結会計年度において67,222百万円を取り崩しております。

（連結包括利益計算書関係）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△83,653	△48,129
組替調整額	29,395	43,926
法人税等及び税効果調整前	△54,258	△4,203
法人税等及び税効果額	15,512	1,866
その他有価証券評価差額金	△38,745	△2,336
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	352	70
組替調整額	△402	△61
法人税等及び税効果調整前	△50	8
法人税等及び税効果額	15	△3
繰延ヘッジ損益	△34	4
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,251	△458
組替調整額	△480	△510
法人税等及び税効果調整前	770	△969
法人税等及び税効果額	△215	240
退職給付に係る調整額	554	△729
その他の包括利益合計	△38,225	△3,061

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度 末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	435,100	－	－	435,100
合計	435,100	－	－	435,100

（注）　自己株式については、該当事項はありません。

２　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

３　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年６月23日 定時株主総会	普通株式	50,036	115.0	2023年３月31日	2023年６月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度 末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	435,100	－	－	435,100
合計	435,100	－	－	435,100

（注）　自己株式については、該当事項はありません。

２　新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 （百万円）
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	16

３　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
現金及び預貯金	824,905百万円	956,268百万円
生命保険子会社のコールローン	88,500百万円	245,900百万円
現金及び現金同等物	913,405百万円	1,202,168百万円

２　投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る貸付業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

※３　株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

株式の譲渡によりソニーペイメントサービス株式会社及びETCソリューションズ株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う譲渡時の資産及び負債の内訳並びに当該子会社株式の譲渡価額と売却による支出は次のとおりであります。

資産	50,855百万円
負債	△45,804百万円
非支配持分	△2,201百万円
株式売却後の投資勘定	△620百万円
持分法適用に伴う負債	2,087百万円
関係会社株式売却益	13,367百万円
株式の譲渡価格	17,684百万円
現金及び現金同等物	△24,946百万円
差引：連結の範囲の変更を伴う関係会社株式の売却による支出	△7,262百万円

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

＜借主側＞

1　ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、介護施設(建物)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
１年内	6,622百万円	7,088百万円
１年超	16,163百万円	14,881百万円
合計	22,785百万円	21,969百万円

＜貸主側＞

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
１年内	9,063百万円	9,179百万円
１年超	56百万円	28百万円
合計	9,120百万円	9,208百万円

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、保険業法・銀行法等の規定に基づく生命保険事業、損害保険事業及び銀行事業等を行っております。金融資産(生命保険事業においては、保険業法第118条第１項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定に限る)については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・株式・貸出金等の様々な投資資産を保有しております。また、金融負債については、銀行事業において個人顧客からの預金による調達が大宗を占めております。このように、当社グループは主として金利・為替等の変動リスクを伴う金融資産及び金融負債を有していることから、金利・為替変動等による不利な影響が生じないよう、資産負債の適切なバランスを保つことを目的に、各事業ごとに資産負債の総合管理(以下「ALM」)を行っております。また、リスクをコントロールする手段として、生命保険事業及び銀行事業においてはデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として有価証券、貸出金、預金及びデリバティブ取引であります。これらは金利・為替・株価等の変動により価値が変動して損失を被る市場リスク、信用供与先の財務状況等の悪化により資産の価値が減少又は消失し、損失を被る信用リスクに晒されております。また、市場の混乱等により市場において取引できなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクにも晒されております。

有価証券は主に国内外の公社債、その他にも国内外株式、組合出資金、ベンチャー企業投資に関連する株式等を保有しております。

貸出金は、生命保険事業における保険約款貸付、銀行事業における個人向けの住宅ローンが中心であります。ただし、保険約款貸付においては貸付額を解約返戻金の範囲内に制限しております。また、住宅ローンにおいては不動産担保等を設定しております。これらにより、貸出金に係るリスクの低減を図っております。

預金は、主として個人顧客からの預金による調達であり、外貨建のものを含んでおります。

生命保険事業におけるデリバティブ取引は、主として金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で為替予約取引、株価指数先物取引、株式のトータル・リターン・スワップ取引、債券先物取引等を行っており、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、外貨建債券の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして債券先物取引にヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

銀行事業におけるデリバティブ取引は、金融資産及び負債の市場リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引等を行っております。この内、貸出金、預金及び債券の金利リスクに対しては、金利スワップ取引等をヘッジ手段としてヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計においては、「金融商品に関する会計基準」等に定められた要件に基づき、ヘッジの有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は「リスク管理基本規則」を制定し、子会社の規模、特性、及び業務内容に応じたリスク管理を行っております。

当社グループのリスク管理に関する具体的な体制等は「リスク管理ガイドライン」に定めており、子会社においてそれぞれ自律的なリスク管理を行っております。当社はリスク管理統括部署によるモニタリング、リスク管理会議の開催などを通じ、子会社のリスク管理状況を把握し、取締役会へ定期的に報告を行っております。

(ⅰ)信用リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での信用リスク管理は、以下のように行っております。

① 生命保険子会社においては、リスク管理部門が、信用供与先の信用リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

② 損害保険子会社においては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を行い、リスク管理部門がその状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

③ 銀行子会社においては、信用リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、それぞれの金融資産の特性に応じた信用リスク管理を行っております。個人向け貸出金については、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、担保の設定、問題債権への対応など個人与信管理に関する体制を整備して管理しております。

法人向け貸出金・社債等については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付け、保証や担保の設定、問題債権への対応など法人与信・市場与信管理に関する体制を整備して管理しております。

更に、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引に関するカウンターパーティリスク等の市場与信リスク管理においては、時価の把握を定期的に行っております。

これらの信用リスク管理並びに与信管理は、リスク管理部門並びに審査部門が行い、その管理状況を、取締役会や経営会議に定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

④ ベンチャー企業投資に関連する株式を保有する一部の連結子会社は、ベンチャーキャピタルの特質上、そのほとんどが未上場の株式等であるため、リスク管理基本規則及び関連諸規程を整備し、投資先に係る信用リスク管理を行っております。投資事業部門が、投資対象企業の財務・業績状況を定期的にモニタリングするとともに、リスク管理部門が検証し、その状況を取締役会に定期的に報告しております。

(ⅱ)市場リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での市場リスク管理は、以下のように行っております。

① 生命保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

(a) 金利リスク

リスク管理部門が、金利リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、経営会議において対応等の協議を行い、ここで決定されたALMに関する方針に基づき、取締役会において実施状況の把握・確認を行っております。また、金融商品の金利や期間を総合的に把握し、「バリュー・アット・リスク(以下「VaR」)」を用いたリスク量の分析等によりモニタリングを行い、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(b) 為替リスク

リスク管理部門が、為替リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(c) 株式の市場価格変動リスク

リスク管理部門が、株式の市場価格変動リスクに関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

(d) デリバティブ取引

リスク管理部門が、デリバティブ取引に関するリスク管理方法や手続等の詳細を規程に明記して管理しており、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的に報告しております。

② 損害保険子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。

(a) 金利リスク

取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めております。これに基づき、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(b) 価格変動リスク

政策投資として取得した株式については、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

③ 銀行子会社においては、市場リスクであるそれぞれのリスクに対して、以下のように管理しております。いずれもリスク管理部門において行われ、また、定期的に経営陣による取締役会や経営会議において、リスク管理状況の報告を行っております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

(a) 金利・為替リスク

市場リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを管理しております。市場リスクに関する管理諸規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、取締役会にて決定されたALM及びリスク管理に関する方針に基づき、原則として１カ月に１回開催されるALM委員会及びリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応、リスクの状況等について協議を行っております。日次管理はリスク管理部門において、金融資産及び金融負債の金利や為替レート、期間等を総合的に把握し、VaRや金利感応度分析等により、モニタリング並びに規程の遵守状況等の管理を行っております。なお、金利、為替の変動リスクをヘッジするための金利スワップ、通貨スワップ、為替取引等のデリバティブ取引も行っております。

(b) 市場価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスク並びに市場与信リスクに関する管理諸規程に従い行われております。市場運用部門では外部から有価証券の購入を行っており、審査部門による事前審査、リスク管理部門による投資限度額設定・管理のほか、各部門の継続的なモニタリングを通じて、市場価格変動リスクの管理を行っております。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクに関する管理諸規程に基づき実施されております。また、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制態勢を整備しております。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

主要なリスク変数である金利リスク及び為替リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」となります。

これらの金融資産及び金融負債におけるVaRの計測にあたっては、観測期間250営業日の金利及び為替の合理的な予想変動幅を用いた当面20営業日の損益に与える影響額をヒストリカル法により算出し、金利及び為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当連結会計年度末における当該数値は、99％の信頼区間において9,072百万円(前連結会計年度末は5,104百万円)となっております。

当該影響額は、金利及び為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としております。また、金利及び為替の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。以上の市場リスク管理は、リスク管理部門を中心に行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

(ⅲ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループにおける主たる子会社での流動性リスク管理は、以下のように行っております。

① 生命保険子会社においては、「流動性リスク管理規程」に則り、各部署からの報告に基づき、経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰りの管理を行い、リスク管理部門は流動性リスクを管理しております。経理部門及びリスク管理部門は、これらの情報を取締役会及び経営会議において定期的若しくは必要に応じて報告しております。

② 損害保険子会社においては、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

③ 銀行子会社においては、流動性リスクに関する管理諸規程を整備し、同諸規程に従い、流動性リスクの管理を実施しております。まず、資金繰りリスクの管理については、資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じてフェーズ分けし、各フェーズにおける管理手法、報告方法などを定めるとともに、必要に応じて、ガイドラインなどの設定と見直しを行っております。また、市場流動性リスクの管理については、各種取扱商品に対する市場流動性の状況を把握し、必要に応じて、商品ごとのガイドラインなどの設定と見直しを行っております。これらの流動性リスク管理は、リスク管理部門が行い、また、その管理状況を、取締役会や経営会議に、定期的に報告しております。更に、内部監査部門による監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注３）参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

①レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

②レベル２の時価：レベル１以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

③レベル３の時価：重要な観察可能でないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2024年３月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託				
その他の金銭の信託	―	24,877	38,408	63,285
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債	―	187,333	―	187,333
社債	―	27,295	―	27,295
株式	25,902	―	―	25,902
その他(＊１)	364,881	3,848,789	―	4,213,671
その他有価証券				
国債・地方債	―	826,412	―	826,412
社債	―	173,705	―	173,705
株式	1,402	―	―	1,402
証券化商品	―	60,565	94,825	155,390
その他	5,940	512,634	41,437	560,012
デリバティブ取引(＊２)(＊３)(＊４)				
金利関連	―	15,385	―	15,385
通貨関連	―	11,494	―	11,494
株式関連	―	―	―	―
債券関連	―	―	―	―
資産計	398,126	5,688,493	174,670	6,261,290
デリバティブ取引(＊２)(＊３)(＊４)				
金利関連	―	6,452	―	6,452
通貨関連	―	5,663	―	5,663
株式関連	3,428	1,916	―	5,344
債券関連	―	―	―	―
負債計	3,428	14,032	―	17,460

(＊１)　主に外国証券及び国内投資信託が含まれております。

(＊２)　連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(＊３)　デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産13,236百万円、負債827百万円となります。

(＊４)　ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号　2022年３月17日)を適用しております。

当連結会計年度(2025年３月31日)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託				
その他の金銭の信託	―	21,470	18,447	39,917
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債	―	176,110	―	176,110
社債	―	19,827	―	19,827
株式	29,163	―	―	29,163
その他(＊１)	314,430	4,543,976	―	4,858,406
その他有価証券				
国債・地方債	―	710,876	―	710,876
社債	―	214,719	―	214,719
株式	681	―	―	681
証券化商品	―	59,701	51,330	111,032
その他	4,519	745,797	93,196	843,513
デリバティブ取引(＊２)(＊３)				
金利関連	―	33,803	―	33,803
通貨関連	―	7,955	―	7,955
株式関連	910	911	―	1,821
債券関連	1,286	―	―	1,286
資産計	350,991	6,535,149	162,974	7,049,116
デリバティブ取引(＊２)(＊３)				
金利関連	―	15,776	―	15,776
通貨関連	―	2,602	―	2,602
株式関連	514	―	―	514
債券関連	3,792	―	―	3,792
負債計	4,306	18,378	―	22,685

（＊１）　主に外国証券及び国内投資信託が含まれております。

（＊２）　連結貸借対照表の「その他資産」及び「その他負債」に含まれております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

（＊３）　デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産20,921百万円、負債5,285百万円となります。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年３月31日)

(単位：百万円)

	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債	－	6,348,778	－	6,348,778	6,242,368	106,409
社債	－	357,783	80,588	438,371	603,078	△164,707
証券化商品	－	－	295,864	295,864	296,277	△413
その他	－	843,194	－	843,194	1,328,481	△485,287
責任準備金対応債券						
国債・地方債	－	966,170	－	966,170	1,246,151	△279,981
社債	－	225,574	58,259	283,834	351,609	△67,774
その他	－	334,676	－	334,676	548,925	△214,249
貸出金(＊)	－	－	3,705,642	3,705,642	3,681,128	24,513
資産計	－	9,076,177	4,140,354	13,216,532	14,298,022	△1,081,490
預金	－	3,841,812	－	3,841,812	3,845,606	△3,793
借用金	－	462,776	－	462,776	467,716	△4,940
社債	－	9,931	59,897	69,828	70,000	△171
負債計	－	4,314,520	59,897	4,374,417	4,383,323	△8,906

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2025年３月31日)

（単位：百万円）

	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル１	レベル２	レベル３	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債	－	5,460,024	－	5,460,024	6,089,699	△629,674
社債	－	304,779	64,461	369,241	617,891	△248,649
証券化商品	－	－	422,059	422,059	422,184	△125
その他	－	805,068	－	805,068	1,337,582	△532,513
責任準備金対応債券						
国債・地方債	－	777,642	－	777,642	1,171,064	△393,421
社債	－	197,789	47,330	245,120	357,153	△112,033
その他	－	323,332	－	323,332	560,310	△236,977
貸出金(＊)	－	－	3,810,844	3,810,844	3,898,199	△87,355
資産計	－	7,868,638	4,344,695	12,213,333	14,454,085	△2,240,751
預金	－	4,239,252	－	4,239,252	4,243,962	△4,710
借用金	－	491,393	－	491,393	499,020	△7,626
社債	－	9,832	99,285	109,117	110,500	△1,382
負債計	－	4,740,477	99,285	4,839,763	4,853,482	△13,719

(＊)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券（債券）については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、レベル２又はレベル３に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１に分類しております。主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２に分類しております。主に国債、地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には主に基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。証券化商品等、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、クレジット・スプレッド等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３に分類しております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

貸出金

（ⅰ）銀行事業の貸出金

期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。また、一部のリスク管理債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。これらの取引につきましては、レベル３に分類しております。

（ⅱ）生命保険事業の保険約款貸付

当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル３に分類しております。

（ⅲ）一般貸付

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル３に分類しております。

預金

要求払預金は、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金は、将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。これらの取引につきましては、レベル２に分類しております。

借用金

元利金の将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル２に分類しております。

社債

市場価格のある社債は市場価格によっており、レベル２に分類しております。市場価格のない社債は将来キャッシュ・フローを評価日時点の市場利子率に自社のプレミアムを加味した利率で割り引いた現在価値を時価とし、レベル３に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所における最終価格をもって時価としており、主にレベル１に分類しております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価格をもって時価としております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合は、レベル２に分類しております。

なお、取引種別毎のデリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注２)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2024年３月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.9% ― 5.5%

当連結会計年度(2025年３月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券 その他有価証券	割引現在価値法	クレジット・スプレッド	0.8% ― 1.7%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年３月31日)

(単位：百万円)

区分	金銭の信託	有価証券		合計
	その他の金銭の信託	その他有価証券		
		証券化商品	その他	
期首残高	33,207	117,159	29,145	179,512
当期の損益又はその他の包括利益				
損益に計上(＊１)	3,190	13,907	2,019	19,117
その他の包括利益に計上(＊２)	△1,049	1,497	249	696
購入、売却、発行及び決済				
購入	6,629	12,792	30,889	50,311
売却	－	△4,679	－	△4,679
発行	－	－	－	－
決済	△3,570	△37,397	△19,379	△60,346
レベル３の時価への振替	－	－	－	－
レベル３の時価からの振替(＊３)	－	△8,455	△1,487	△9,942
期末残高	38,408	94,825	41,437	174,670
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価益	－	－	－	－

(＊１) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(＊２) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(＊３) レベル３の時価からレベル２の時価への振替であり、観察可能なデータが利用可能となったためであります。
レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

当連結会計年度(2025年３月31日)

（単位：百万円）

区分	金銭の信託	有価証券		合計
	その他の金銭の信託	その他有価証券		
		証券化商品	その他	
期首残高	38,408	94,825	41,437	174,670
当期の損益又はその他の包括利益				
損益に計上(＊１)	△1,541	△940	2,975	493
その他の包括利益に計上(＊２)	1,021	△45	△600	375
購入、売却、発行及び決済				
購入	7,121	30,906	71,251	109,279
売却	△21,133	△1,706	－	△22,839
発行	－	－	－	－
決済	△5,428	△71,708	△21,867	△99,004
レベル３の時価への振替	－	－	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－	－	－
期末残高	18,447	51,330	93,196	162,974
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価益	－	－	－	－

（＊１） 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
（＊２） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・スプレッド

クレジット・スプレッドは、基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般的に、クレジット・スプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

（注３）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
市場価格のない株式等（＊１）（＊３）	2,756	2,748
組合出資金（＊２）（＊３）	10,785	5,329
合計	13,541	8,077

（＊１）　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊３）　前連結会計年度において、市場価格のない株式等について346百万円、組合出資金について384百万円の減損処理を行っております。当連結会計年度において、組合出資金について217百万円の減損処理を行っております。

（注４）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
有価証券				
満期保有目的の債券	177,435	236,129	517,975	8,413,779
公社債	167,700	222,710	435,050	6,028,440
国債・地方債	167,700	222,410	425,050	5,440,260
社債	－	300	10,000	588,180
証券化商品	－	－	81,410	214,922
その他	9,735	13,419	1,515	2,170,416
責任準備金対応債券	－	3,220	142,130	2,512,809
公社債	－	3,220	142,130	1,472,350
国債・地方債	－	－	118,030	1,150,100
社債	－	3,220	24,100	322,250
その他	－	－	－	1,040,459
その他有価証券のうち満期があるもの	118,271	739,753	449,608	642,820
公社債	39,566	556,429	256,950	159,830
国債・地方債	10,247	416,931	251,450	159,830
社債	29,319	139,498	5,500	－
証券化商品	－	－	84,680	70,526
その他	78,705	183,324	107,978	412,463
貸出金（＊）	863	16,192	67,157	3,363,709
合計	296,570	995,295	1,176,871	14,933,119

（＊）　貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付218,771百万円及び当座貸越14,434百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2025年３月31日)

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券				
満期保有目的の債券	47,052	210,908	703,024	8,340,590
公社債	37,210	206,100	586,830	5,891,233
国債・地方債	37,210	205,800	576,830	5,286,137
社債	―	300	10,000	605,095
証券化商品	―	―	116,194	306,033
その他	9,842	4,808	―	2,143,324
責任準備金対応債券	―	3,220	191,130	2,383,321
公社債	―	3,220	191,130	1,355,850
国債・地方債	―	―	146,730	1,047,900
社債	―	3,220	44,400	307,950
その他	―	―	―	1,027,471
その他有価証券のうち満期があるもの	129,575	776,237	342,460	761,681
公社債	71,595	477,934	193,850	202,633
国債・地方債	53,975	302,456	188,150	181,477
社債	17,620	175,478	5,700	21,155
証券化商品	―	―	20,568	90,142
その他	57,980	298,303	128,042	468,905
貸出金(＊)	549	21,994	69,252	3,565,916
合計	177,177	1,012,361	1,305,867	15,051,510

(＊)　貸出金のうち、期間の定めのない保険約款貸付225,363百万円及び当座貸越15,123百万円は含めておりません。

（注５）預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
預金（＊）	3,670,566	21,087	10,655	2,132	2,433	138,730
借用金	52,616	20,000	230,000	165,100	―	―
社債	10,000	30,000	―	10,000	20,000	―
合計	3,733,183	71,087	240,655	177,232	22,433	138,730

（＊）　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（2025年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
預金（＊）	3,981,193	94,969	10,099	1,802	9,611	146,285
借用金	103,779	230,141	165,100	―	―	―
社債	30,000	―	10,000	30,000	40,500	―
合計	4,114,972	325,111	185,199	31,802	50,111	146,285

（＊）　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

※　連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権の一部を含めて記載しております。

１　売買目的有価証券

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	884,799	△2,136

２　満期保有目的の債券

前連結会計年度（2024年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	4,424,530	4,836,373	411,843
	国債・地方債	4,398,412	4,807,232	408,819
	社債	26,117	29,140	3,023
	証券化商品	158,430	158,805	375
	その他	16,977	17,102	124
	小計	4,599,938	5,012,281	412,342
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	2,420,917	1,950,776	△470,140
	国債・地方債	1,843,956	1,541,546	△302,410
	社債	576,960	409,230	△167,730
	証券化商品	137,846	137,058	△788
	その他	1,311,504	826,092	△485,412
	小計	3,870,268	2,913,927	△956,341
合計		8,470,206	7,926,208	△543,998

当連結会計年度（2025年３月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	1,671,017	1,746,075	75,058
	国債・地方債	1,646,883	1,721,199	74,316
	社債	24,134	24,876	741
	証券化商品	162,211	162,405	194
	その他	1,684	1,687	2
	小計	1,834,913	1,910,169	75,255
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	5,036,573	4,083,190	△953,382
	国債・地方債	4,442,816	3,738,825	△703,991
	社債	593,756	344,365	△249,391
	証券化商品	259,973	259,653	△319
	その他	1,335,897	803,380	△532,516
	小計	6,632,443	5,146,224	△1,486,219
合計		8,467,357	7,056,393	△1,410,963

3　責任準備金対応債券

前連結会計年度(2024年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	127,908	131,363	3,455
	国債・地方債	112,808	116,162	3,354
	社債	15,100	15,200	100
	その他	―	―	―
	小計	127,908	131,363	3,455
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,469,852	1,118,641	△351,211
	国債・地方債	1,133,343	850,007	△283,336
	社債	336,509	268,633	△67,875
	その他	548,925	334,676	△214,249
	小計	2,018,778	1,453,317	△565,460
合計		2,146,686	1,584,681	△562,005

当連結会計年度(2025年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	2,417	2,423	6
	国債・地方債	2,417	2,423	6
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	2,417	2,423	6
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,525,800	1,020,339	△505,461
	国債・地方債	1,168,646	775,219	△393,427
	社債	357,153	245,120	△112,033
	その他	560,310	323,332	△236,977
	小計	2,086,111	1,343,672	△742,439
合計		2,088,528	1,346,095	△742,432

4　その他有価証券

前連結会計年度(2024年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	592,432	559,791	32,641
	国債・地方債	556,166	523,576	32,590
	社債	36,265	36,214	50
	株式	1,402	611	790
	証券化商品	119,074	118,818	256
	その他	229,523	219,563	9,959
	小計	942,432	898,784	43,647
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	407,685	448,530	△40,845
	国債・地方債	270,245	310,385	△40,139
	社債	137,439	138,145	△706
	株式	―	―	―
	証券化商品	36,315	36,356	△41
	その他	340,196	379,854	△39,658
	小計	784,197	864,741	△80,544
合計		1,726,630	1,763,526	△36,896

当連結会計年度(2025年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	463,530	451,453	12,077
	国債・地方債	451,546	439,540	12,006
	社債	11,984	11,912	71
	株式	681	285	395
	証券化商品	89,566	89,212	353
	その他	427,052	415,508	11,544
	小計	980,831	956,459	24,371
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	462,064	487,477	△25,412
	国債・地方債	259,329	280,283	△20,954
	社債	202,735	207,193	△4,458
	株式	―	―	―
	証券化商品	21,466	21,469	△3
	その他	431,081	479,900	△48,818
	小計	914,612	988,846	△74,234
合計		1,895,443	1,945,306	△49,863

5　連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6　連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債	42,096	―	39,197
国債・地方債	42,096	―	39,197
合計	42,096	―	39,197

7　連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債	565,899	17,020	35,356
国債・地方債	533,434	17,019	35,201
社債	32,464	0	155
株式	―	―	―
証券化商品	8,150	―	27
その他	113,847	402	9,934
合計	687,897	17,423	45,318

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
公社債	266,495	1,136	39,385
国債・地方債	249,739	1,136	39,129
社債	16,756	―	255
株式	1,166	603	27
証券化商品	1,199	5	―
その他	30,171	321	7,522
合計	299,032	2,066	46,935

8　減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

前連結会計年度において、その他有価証券について1,817百万円の減損処理を行っております。当連結会計年度において、その他有価証券について減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30％以上下落した場合としております。ただし、生命保険子会社が保有する有価証券のうち、国債等については、時価の下落が発行体の信用リスクの増大に起因する場合を除き、時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合としております。

（金銭の信託関係）

1　運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2　満期保有目的及び責任準備金対応の金銭の信託

該当事項はありません。

3　その他の金銭の信託（運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外）

前連結会計年度（2024年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	63,285	64,317	△1,031	263	△1,295

（注）１．本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでおります。
２．「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度（2025年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	39,917	39,928	△10	176	△187

（注）１．本表には合同運用の金銭の信託40百万円を含んでおります。
２．「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

4　減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託において信託財産として運用している時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、減損処理を行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として時価が取得原価に比べて30％以上下落した場合としております。

（デリバティブ取引関係）

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	286,366	262,370	△1,677	△1,677
	受取変動・支払固定	285,830	284,230	4,188	4,188
	受取変動・支払変動	18,000	16,000	1	1
	金利スワップション				
	売建	286,900	286,900	△2,573	△711
	買建	43,050	43,050	272	△90
合計		－	－	211	1,710

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2025年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	475,430	417,111	△9,661	△9,661
	受取変動・支払固定	459,742	435,645	13,181	13,181
	受取変動・支払変動	24,000	23,000	△28	△28
	金利スワップション				
	売建	401,400	401,400	△3,161	△1,085
	買建	81,700	81,700	358	△181
合計		－	－	688	2,225

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	50,019	50,019	△1,195	△1,195
	為替予約				
	売建	258,978	―	△2,233	△2,233
	買建	77,227	―	1,030	1,030
	外国為替証拠金				
	売建	38,360	―	6,175	6,175
	買建	20,250	―	△1,764	△1,764
	通貨オプション				
	売建	423	―	△3	△1
	買建	473	―	4	2
	通貨先渡				
	売建	31	―	0	0
	買建	11,582	―	131	131
合計		―	―	2,144	2,144

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(2025年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	89,525	89,525	1,434	1,434
	為替予約				
	売建	191,431	―	129	129
	買建	90,887	―	△197	△197
	外国為替証拠金				
	売建	26,680	―	3,871	3,871
	買建	30,037	―	△741	△741
	通貨オプション				
	売建	345	―	△2	0
	買建	579	―	5	2
	通貨先渡				
	売建	3	―	0	0
	買建	9,774	―	46	46
合計		―	―	4,545	4,545

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株価指数先物 売建	170,241	－	△3,428	△3,428
店頭	トータル・リターン・スワップ 売建	140,227	－	△1,916	△1,916
合計		－	－	△5,344	△5,344

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。
店頭取引においては、連結会計年度末の株価等により算定しております。

当連結会計年度(2025年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株価指数先物 売建	100,237	－	396	396
店頭	トータル・リターン・スワップ 売建	124,809	－	911	911
合計		－	－	1,307	1,307

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。
店頭取引においては、連結会計年度末の株価等により算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年３月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち１年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物 売建	170,041	－	3	3
合計		－	－	3	3

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２．時価の算定
取引所取引においては、取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	貸出金	546,000	36,000	△228
	受取変動・支払固定	貸出金	50,032	50,032	609
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	169,733	119,383	8,340
金利スワップの特例処理	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	満期保有目的の債券	21,271	13,948	－
合計		－	－	－	8,722

(注) １．業種別委員会実務指針第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2025年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	貸出金	136,000	36,000	△473
	受取変動・支払固定	貸出金	43,394	43,394	716
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	517,643	495,018	17,095
金利スワップの特例処理	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	満期保有目的の債券	13,715	4,808	－
合計		－	－	－	17,338

(注) １．業種別委員会実務指針第24号に基づく繰延ヘッジによるものとヘッジ対象に係る損益を認識する方法によるものがあります。

２．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超(百万円)	時価(百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券(債券)	25,000	12,100	3,686
合計		―	―	―	3,686

(注) １．ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。
２．時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2025年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超(百万円)	時価(百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	通貨スワップ	その他有価証券(債券)	12,100	―	807
合計		―	―	―	807

(注) １．ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。
２．時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年３月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超(百万円)	時価(百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	債券先物 売建	その他有価証券(債券)	124,400	―	△2,509
合計		―	―	―	△2,509

(注) １．ヘッジ対象に係る損益を認識する方法によっております。
２．時価の算定
取引所における連結会計年度末の最終価格によっております。

（退職給付関係）

1　採用している退職給付制度の概要

生命保険子会社では、営業社員においては退職一時金制度、内務職員においては確定給付型企業年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。当社及び損害保険子会社では、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。銀行子会社及び介護事業子会社では、主に退職一時金制度を設けております。なお、当社及び一部の連結子会社は退職給付債務の計算にあたり、簡便法を採用しております。

2　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(9)に掲げられたものを除く）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
退職給付債務の期首残高	50,915百万円	53,160百万円
勤務費用	4,952百万円	4,394百万円
利息費用	502百万円	689百万円
数理計算上の差異の発生額	1,091百万円	△256百万円
退職給付の支払額	△4,076百万円	△5,708百万円
連結範囲の変更	△224百万円	－百万円
退職給付債務の期末残高	53,160百万円	52,279百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(9)に掲げられたものを除く）

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
年金資産の期首残高	21,979百万円	24,861百万円
期待運用収益	219百万円	248百万円
数理計算上の差異の発生額	2,342百万円	△715百万円
事業主からの拠出額	1,451百万円	1,448百万円
退職給付の支払額	△1,099百万円	△1,121百万円
連結範囲の変更	△31百万円	－百万円
年金資産の期末残高	24,861百万円	24,721百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 （2024年４月１日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
積立型制度の退職給付債務	14,906百万円	14,537百万円
年金資産	△24,861百万円	△24,721百万円
	△9,955百万円	△10,184百万円
非積立型制度の退職給付債務	38,521百万円	38,056百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,566百万円	27,871百万円
退職給付に係る負債	38,402百万円	38,018百万円
退職給付に係る資産	△9,836百万円	△10,146百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,566百万円	27,871百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
勤務費用	4,952百万円	4,394百万円
利息費用	502百万円	689百万円
期待運用収益	△219百万円	△248百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△488百万円	△510百万円
その他	80百万円	99百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4,827百万円	4,423百万円

（注）　簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「その他」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
数理計算上の差異	770百万円	△969百万円
合計	770百万円	△969百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
未認識数理計算上の差異	4,141百万円	3,172百万円
合計	4,141百万円	3,172百万円

(7) 年金資産に関する事項

（ⅰ）年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
債券	66%	68%
株式	31%	30%
その他	3%	2%
合計	100%	100%

（ⅱ）長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
割引率	0.8～1.4%	1.5～2.0%
長期期待運用収益率	1.0%	1.0%

(9) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自　2023年４月１日 至　2024年３月31日)	当連結会計年度 (自　2024年４月１日 至　2025年３月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	188百万円	267百万円
退職給付費用	71百万円	68百万円
退職給付の支払額	△4百万円	△35百万円
その他	10百万円	13百万円
退職給付に係る負債の期末残高	267百万円	313百万円

3　確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度410百万円、当連結会計年度426百万円です。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
事業費等	－百万円	16百万円

２　ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	当社第１回新株予約権
決議年月日	2024年１月10日
付与対象者の区分及び人数	当社特定役員（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年一月十七日号外財務省、経済産業省告示第一号）四へ(1)の意味を有する。）　１名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注１）	普通株式　16,430株
付与日	2024年７月１日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年７月１日～2034年６月30日（注２）

	当社第２回新株予約権
決議年月日	2025年１月24日
付与対象者の区分及び人数	当社社外取締役　４名 当社執行役　８名 当社従業員　22名 当社子会社業務執行取締役　８名 当社子会社従業員　202名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注１)	普通株式　11,397,491株
付与日	2025年３月14日
権利確定条件	新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。 新株予約権者が割当日において当社の社外取締役である場合には、当社の社外取締役を任期満了により退任した日(ただし、当該退任日において再任が予定されている場合を除く)の翌日以降でなければ、新株予約権を行使することができないものとする。 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の条件については、当社と各新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年３月14日～2035年３月13日(注２)

(注)　１．株式数に換算して記載しております。なお、当社は2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。
２．ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	当社第１回新株予約権	当社第２回新株予約権
権利確定前　(株)		
前連結会計年度末	―	―
付与	16,430	11,397,491
失効	―	78,864
権利確定	―	―
未確定残	16,430	11,318,627
権利確定後　(株)		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

(注)　当社は2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

② 単価情報

	当社第１回新株予約権	当社第２回新株予約権
権利行使価格	162円	178円
行使時平均株価	―	―
付与日における公正な評価単価	36円	48円

（注） 当社は2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っており、上記は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

３ ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

	当社第１回新株予約権	当社第２回新株予約権
使用した評価技法	二項モデル	ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法		
株価変動性	29.93%	33.86%
予想残存期間	10.00年	10.00年
配当利回り	4.34%	2.96%
無リスク利子率	0.61%	1.23%

４ ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2024年３月31日）	当連結会計年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（＊）	2,499百万円	2,523百万円
保険契約準備金	84,603百万円	92,133百万円
価格変動準備金	18,934百万円	1,272百万円
退職給付に係る負債	8,043百万円	8,108百万円
有価証券減損	5,495百万円	4,328百万円
その他有価証券評価差額金	30,183百万円	31,668百万円
減価償却費	3,615百万円	3,692百万円
その他	15,070百万円	14,619百万円
繰延税金資産小計	168,446百万円	158,346百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（＊）	△2,456百万円	△2,476百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,020百万円	△5,749百万円
評価性引当額小計	△10,476百万円	△8,226百万円
繰延税金資産合計	157,969百万円	150,120百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△512百万円	△131百万円
その他	△700百万円	△648百万円
繰延税金負債合計	△1,213百万円	△779百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	156,755百万円	149,340百万円

（＊）　税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2024年３月31日）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金	156	296	313	－	287	1,445	2,499 百万円
評価性引当金	△156	△296	△313	－	△287	△1,401	△2,456 百万円
繰延税金資産	－	－	－	－	－	43	43 百万円

（注）　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度（2025年３月31日）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金	300	320	－	294	470	1,136	2,523百万円
評価性引当金	△254	△320	－	△294	△470	△1,135	△2,476百万円
繰延税金資産	46	－	－	－	－	0	46百万円

（注）　税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
子会社との税率差異	△1.1	△2.2
評価性引当金の増減	0.1	△1.2
関係会社株式売却による影響	1.4	－
税率変更による影響	－	△3.1
その他	0.4	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%	25.0%

3　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号　2021年８月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和７年法律第13号)が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が4,198百万円、その他有価証券評価差額金が983百万円それぞれ増加し、法人税等調整額が3,214百万円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1　当該資産除去債務の概要

営業用不動産の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及び投資用不動産の石綿障害予防規則に基づくアスベスト除去費用等であります。

2　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～50年と見積もり、割引率は0.1～1.8％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3　当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
期首残高	2,122百万円	2,111百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	63百万円	97百万円
時の経過による調整額	9百万円	9百万円
資産除去債務の履行による減少額	△52百万円	△49百万円
連結範囲の変更に伴う減少額	△31百万円	－百万円
期末残高	2,111百万円	2,168百万円

（賃貸等不動産関係）

一部の連結子会社は、東京都その他の地域において、主に賃貸用のオフィスビルを有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,922百万円であり、前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,226百万円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

		前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
連結貸借対照表計上額			
	期首残高	71,446	71,517
	期中増減額	71	46
	期末残高	71,517	71,564
期末時価		182,841	176,573

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
２．期末時価の算定にあたっては、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づいております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社及びソニーフィナンシャルベンチャーズ株式会社を直接の子会社とする金融持株会社であり、これらの会社の経営管理等を行っております。傘下の子会社は、保険業法及び銀行法等の業種特有の規制環境の下にあり、各子会社においてそれぞれの経営戦略等を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は傘下の子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、そのうち「生命保険事業」、「損害保険事業」及び「銀行事業」の３つを報告セグメントとしております。

(1)　「生命保険事業」は、生命保険業を行っており、ソニー生命保険株式会社、ソニーライフ・コミュニケーションズ株式会社の２社で構成されております。

(2)　「損害保険事業」は、損害保険業を行っており、ソニー損害保険株式会社１社で構成されております。

(3)　「銀行事業」は、銀行業等を行っており、ソニー銀行株式会社及び持分法適用関連会社３社の合わせて４社で構成されております。

2　報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の経常収益高は、第三者間取引価格に基づいております。

３　報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他（注１）	合計
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	計		
経常収益(注２)						
(1) 外部顧客への経常収益	3,177,936	152,082	105,288	3,435,306	14,993	3,450,300
(2) セグメント間の内部経常収益	3,177	7	316	3,501	0	3,501
計	3,181,114	152,089	105,604	3,438,808	14,993	3,453,802
セグメント利益	25,190	6,479	22,891	54,561	△422	54,139
セグメント資産	16,624,946	304,869	5,353,988	22,283,803	36,130	22,319,933
その他の項目						
減価償却費(注３)	11,137	4,252	1,785	17,175	970	18,146
利息及び配当金等収入又は資金運用収益	229,549	1,483	77,895	308,928	3	308,931
支払利息又は資金調達費用	41,467	－	29,573	71,041	1,730	72,771
持分法投資利益又は損失（△）	－	－	△52	△52	－	△52
持分法適用会社への投資額	－	－	620	620	－	620
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注４)	11,270	3,963	3,337	18,571	202	18,773

(注) １．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及びベンチャーキャピタル事業であります。

２．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

３．減価償却費には長期前払費用等の償却額が含まれております。

４．有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用等の増加額が含まれております。

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他（注１）	合計
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	計		
経常収益(注２)						
(1) 外部顧客への経常収益	2,313,452	168,854	116,991	2,599,297	19,415	2,618,712
(2) セグメント間の内部経常収益	3,613	40	30	3,684	0	3,684
計	2,317,065	168,894	117,021	2,602,981	19,415	2,622,397
セグメント利益	20,615	7,200	18,881	46,696	644	47,341
セグメント資産	16,937,510	321,607	6,078,423	23,337,541	39,578	23,377,119
その他の項目						
減価償却費(注３)	11,138	4,527	1,426	17,092	1,039	18,132
利息及び配当金等収入又は資金運用収益	228,006	1,714	96,759	326,480	5	326,486
支払利息又は資金調達費用	33,617	－	44,581	78,199	1,840	80,039
持分法投資利益又は損失（△）	－	－	82	82	－	82
持分法適用会社への投資額	－	－	0	0	－	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注４)	13,383	5,464	6,964	25,812	4,039	29,852

(注) １．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及びベンチャーキャピタル事業であります。
２．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
３．減価償却費には長期前払費用等の償却額が含まれております。
４．有形固定資産及び無形固定資産の増加額には長期前払費用等の増加額が含まれております。

４　報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

（単位：百万円）

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,438,808	2,602,981
「その他」の区分の経常収益	14,993	19,415
セグメント間取引の調整額	△3,501	△3,684
連結損益計算書の経常収益	3,450,300	2,618,712

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	54,561	46,696
「その他」の区分の損益	△422	644
事業セグメントに配分していない損益(注)	219	△2,452
連結損益計算書の経常利益	54,358	44,889

(注)　主として持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る損益であります。

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	22,283,803	23,337,541
「その他」の区分の資産	36,130	39,578
セグメント間取引の調整額	△315,833	△184,160
事業セグメントに配分していない資産(注)	79,661	177,963
連結貸借対照表の資産	22,083,761	23,370,923

(注)　主として持株会社(連結財務諸表提出会社)に係る資産であります。

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	17,175	17,092	970	1,039	49	230	18,195	18,363
利息及び配当金等収入又は資金運用収益	308,928	326,480	3	5	△11	△239	308,920	326,246
支払利息又は資金調達費用	71,041	78,199	1,730	1,840	△32	△367	72,739	79,672
持分法投資利益又は損失（△）	△52	82	―	―	―	―	△52	82
持分法適用会社への投資額	620	0	―	―	―	―	620	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,571	25,812	202	4,039	939	728	19,713	30,580

【関連情報】

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

１　サービスごとの情報

（単位：百万円）

	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	その他	合計
外部顧客への 経常収益	3,177,936	152,082	105,288	14,993	3,450,300

(注)　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90％を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えているため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　サービスごとの情報

（単位：百万円）

	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	その他	合計
外部顧客への 経常収益	2,313,452	168,854	116,991	19,415	2,618,712

(注)　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90％を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えているため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	計		
減損損失	49	－	－	49	42	92

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	計		
減損損失	714	－	－	714	166	880

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	計		
当期償却額	180	－	－	180	－	180
当期末残高	2,857	－	－	2,857	－	2,857

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	生命保険事業	損害保険事業	銀行事業	計		
当期償却額	180	－	－	180	－	180
当期末残高	2,676	－	－	2,676	－	2,676

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ⅰ)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ソニーグループ㈱	東京都港区	881,356	子会社の経営管理	(被所有)直接100	出向者の受入、役員の兼任等	出向者給与の支払等	229	未払費用	14
							通算税効果額	38	未払金	38

(注) １．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ソニーグループ㈱	東京都港区	881,356	子会社の経営管理	(被所有)直接100	出向者の受入・転出、役員の兼任等	出向者給与の支払	265	未払費用	18
							出向者給与の受入	23	未収入金	1
							業務委託費用等の支払	45	未払費用	22
							映像制作費の支払	38	未払金	42
							通算税効果額	549	未収入金	549

(注) １．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 出向者給与の支払については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(2) 出向者給与の受入については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。

(3) その他の取引は、市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

(ⅱ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ⅲ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ⅳ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ｉ)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

前連結会計年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ソニーグループ㈱	東京都港区	881,356	子会社の経営管理	(被所有)直接100	ブランドロイヤリティの支払、建物の賃貸、出向者の受入等	ブランドロイヤリティの支払	2,175	その他負債(未払金等)	4,363
							建物賃貸料の受取	9,095	その他負債(前受収益)	826
							出向者給与の支払	146	その他負債(預り保証金)	4,057
							通算税効果額	5,903	その他資産(未収金等)	2,129
							その他	486		

(注) １．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 生命保険子会社は資産運用の一環として、2006年10月よりソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)に対し本社屋の賃貸を開始し、賃貸料は不動産鑑定評価に基づいて協議し決定しております。

(2) 当社及び子会社並びに関連会社の商号に用いられる「ソニー」及び「Sony」を一部に使用した商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社及び子会社並びに関連会社はソニーグループ株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。当該商号・商標使用許諾契約に基づき、ブランドロイヤリティを支払っております。

(3) 出向者給与の支払については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(4) 建物及び土地の取得価格については、不動産鑑定評価に基づいて協議し決定しております。

(5) その他の取引は、市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ソニーグループ㈱	東京都港区	881,356	子会社の経営管理	(被所有)直接100	ブランドロイヤリティの支払、建物の賃貸、出向者の受入等	ブランドロイヤリティの支払	7,408	その他負債(未払金等)	9,592
							建物賃貸料の受取	9,126	その他負債(前受収益)	840
							出向者給与の支払	140	その他負債(預り保証金)	4,098
							通算税効果額	7,834	その他資産(未収金等)	307
							その他	366		

(注) １．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 生命保険子会社は資産運用の一環として、2006年10月よりソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)に対し本社屋の賃貸を開始し、賃貸料は不動産鑑定評価に基づいて協議し決定しております。

(2) 当社及び子会社並びに関連会社の商号に用いられる「ソニー」及び「Sony」を一部に使用した商標はソニーグループ株式会社に帰属しており、かかる商標等の使用に関し、当社及び子会社並びに関連会社はソニーグループ株式会社との間で、商号・商標使用許諾契約を締結しております。当該商号・商標使用許諾契約に基づき、ブランドロイヤリティを支払っております。

(3) 出向者給与の支払については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(4) 建物及び土地の取得価格については、不動産鑑定評価に基づいて協議し決定しております。

(5) その他の取引は、市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

（ⅱ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

（ⅲ）連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	㈱フロンテッジ	東京都港区	100	広告代理店業	なし	広告媒体購入、広告制作等	広告宣伝費の支払等	8,031	その他負債（未払金等）	989

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	㈱フロンテッジ	東京都港区	100	広告代理店業	なし	広告媒体購入、広告制作等	広告宣伝費の支払等	7,612	その他負債（未払金等）	993

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格や一般の取引条件を参考として決定しております。

（ⅳ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

該当事項はありません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソニーグループ株式会社（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所（米国）に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
１株当たり純資産額	83円09銭	93円68銭
１株当たり当期純利益	5円76銭	11円02銭

(注) １．前連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．当連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

３．当社は2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

４．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	41,176	78,791
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	41,176	78,791
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,149,358	7,149,358

５．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年３月31日)	当連結会計年度 (2025年３月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	594,008	669,754
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	－	16
（うち新株予約権)(百万円)	－	16
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	594,008	669,738
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	7,149,358	7,149,358
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	新株予約権２種類 なお、概要は「第４　提出会社の状況　１株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（親会社の異動）

当社の親会社であるソニーグループ株式会社（以下「SGC」）は、2025年５月14日開催の同社取締役会において、2025年９月初旬の同社取締役会に当社のパーシャル・スピンオフ（以下「本スピンオフ」）の実行を付議する方針を決定いたしました。本スピンオフは、SGCが保有する当社の普通株式（以下「当社株式」）の80％超をSGC株主に現物配当により分配するものであり、本スピンオフの実行により、SGCは当社の親会社に該当しないこととなり、当社はSGCの持分法適用関連会社となる予定であります。

なお、本スピンオフの実行は、当社株式の東京証券取引所（以下「東証」）プライム市場への上場を前提としており、当社は2025年５月８日に新規上場に向けた東証への予備申請を行いました。今後本スピンオフ実行前に新規上場に向けた本申請を行う予定であり、東証からの当社株式の上場承認の取得その他の関係当局の承認や認定、許認可等の取得を本スピンオフ実行の条件としております。

また当社は、2025年４月28日開催の当社取締役会において、本スピンオフによる上場後の当社株式の需給状況に対する影響を緩和することや、上場後の当社における資本効率の向上を図ることを目的として、上場後から2027年３月末までの期間に、1,000億円を目途として自己株式取得を行う方針を決定しており、更に、2025年８月８日開催の当社取締役会において、2025年９月29日から2026年８月８日までの期間で1,000億円を上限とした自己株式取得枠を設定しております。

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

（親会社でなくなるもの）

① 名称　　ソニーグループ株式会社

② 住所　　東京都港区港南１丁目７番１号

③ 代表者の氏名　　代表執行役　十時裕樹

④ 資本金の額　　881,356百万円

⑤ 事業の内容　　子会社の経営管理

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

① 所有議決権の数

異動前：435,100,266個

異動後：未定

② 総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.00％

異動後：未定※

※異動後の当該親会社の所有に係る当社の議決権の当社の総株主等の議決権に対する割合は20％未満となる予定です。

(3) 当該異動の年月日

2025年10月１日（予定）

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき、同日付で株式分割を実施し、発行可能株式総数に係る定款変更を行っております。また、2025年６月20日開催の定時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

本スピンオフの実行により、SGCが2025年９月30日を基準日として、同日のSGC株主名簿に記録された株主の保有するSGC株式１株につき、当社株式１株の割合で現物配当を行うことを目的として、当社は、株式分割を実施するとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2025年８月８日を基準日として、同日最終の当社の株主名簿に記載又は記録されている株主の有する普通株式を、435,100,266株につき7,149,358,214株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	435,100,266株
今回の分割により増加する株式数	6,714,257,948株
株式分割後の発行済株式総数	7,149,358,214株
株式分割後の発行可能株式総数	25,000,000,000株

なお、当社は、発行可能株式総数に係る定款変更を行い、2025年８月８日付で発行可能株式総数は、23,400,000,000株増加し、25,000,000,000株といたしました。

③ 株式分割の効力発生日

基準日　　：2025年８月８日

効力発生日　：2025年８月８日

④ １株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

当社は、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数は100株といたしました。

⑤ 【連結附属明細表】(2025年３月31日現在)

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第４回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2018年 ２月26日	10,000 (10,000)	―	年0.220%	なし	2025年 ２月26日
当社	第５回無担保社債	2022年 ７月22日	10,000	10,000	年0.380%	なし	2027年 ７月22日
ソニー銀行㈱	第２回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2021年 １月28日	20,000	20,000 (20,000)	年0.200%	なし	2026年 １月28日
ソニー銀行㈱	第３回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2022年 ５月９日	10,000	10,000 (10,000)	年0.230%	なし	2025年 ５月９日
ソニー銀行㈱	第４回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2024年 ２月13日	20,000	20,000	年0.708%	なし	2029年 ２月13日
ソニー銀行㈱	第５回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2024年 10月30日	―	18,500	年0.968%	なし	2029年 10月30日
ソニー銀行㈱	第６回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2024年 12月10日	―	10,000	年1.089%	なし	2029年 12月10日
ソニー銀行㈱	第７回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2024年 12月18日	―	10,000	年1.038%	なし	2028年 12月18日
ソニー銀行㈱	第８回無担保社債 (適格機関投資家限定)	2025年 ２月28日	―	12,000	年1.475%	なし	2030年 ２月28日
合計	―	―	70,000 (10,000)	110,500 (30,000)	―	―	―

(注) １．「当期末残高」欄の(内書)は、１年以内償還予定の金額であります。

２．連結決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内 (百万円)	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
30,000	―	10,000	30,000	40,500

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	13,816	83,779	0.1	―
１年以内に返済予定の長期借入金	38,800	20,000	0.0	―
１年以内に返済予定のリース債務	590	644	6.8	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く)	415,100	395,241	0.0	2026年～2028年
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く)	21,968	25,195	7.2	2026年～2054年
その他有利子負債	―	―	―	―
合計	490,276	524,860	―	―

(注) １．「平均利率」については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金、リース債務(１年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後５年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
長期借入金	230,141	165,100	―	―
リース債務	639	657	684	713

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益	(百万円)	1,283,779	2,618,712
税金等調整前中間(当期)純利益	(百万円)	23,581	105,082
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益	(百万円)	17,805	78,791
１株当たり中間(当期)純利益		2円49銭	11円02銭

(注) 当社は2025年８月８日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。
当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,488	※1 173,628
コールローン	※1 50,000	―
未収入金	※1 1,347	※1 1,565
未収還付法人税等	17,306	25
その他	6	※1 189
流動資産合計	78,149	175,408
固定資産		
有形固定資産		
建物	111	168
工具、器具及び備品	32	110
建設仮勘定	7	17
有形固定資産合計	151	296
無形固定資産		
特許権	0	0
ソフトウエア	921	775
ソフトウエア仮勘定	10	505
その他	0	0
無形固定資産合計	933	1,281
投資その他の資産		
投資有価証券	300	350
関係会社株式	242,800	243,038
繰延税金資産	681	737
その他	238	235
投資その他の資産合計	244,020	244,361
固定資産合計	245,105	245,940
資産合計	323,254	421,349

（単位：百万円）

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
負債の部		
流動負債		
未払金	※1　140	※1　173
未払費用	※1　561	※1　785
未払法人税等	36	―
未払配当金	5	2
賞与引当金	383	420
役員賞与引当金	53	57
1年内償還予定の社債	10,000	―
その他	※1　203	※1　147
流動負債合計	11,385	1,587
固定負債		
社債	10,000	10,000
退職給付引当金	186	202
債務保証損失引当金	2,060	2,060
資産除去債務	32	38
その他	8	43
固定負債合計	12,287	12,344
負債合計	23,673	13,932
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,029	20,029
資本剰余金		
資本準備金	195,406	5,406
その他資本剰余金	―	190,000
資本剰余金合計	195,406	195,406
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	84,145	191,965
利益剰余金合計	84,145	191,965
株主資本合計	299,581	407,400
新株予約権	―	16
純資産合計	299,581	407,417
負債純資産合計	323,254	421,349

② 【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業収益		
関係会社受入手数料	4,076	2,780
関係会社受取配当金	84,984	109,628
営業収益合計	※1　89,061	※1　112,408
営業費用		
販売費及び一般管理費		
役員報酬及び給料手当	2,080	2,541
賃借料	182	252
旅費及び交通費	30	67
業務委託費	920	1,341
法務費	93	201
租税公課	32	16
減価償却費	49	230
支払手数料	3	4
その他	429	581
営業費用合計	※1　3,822	※1　5,237
営業利益	85,238	107,171
営業外収益		
受取利息	1	64
雑収入	30	38
営業外収益合計	※1　32	※1　103
営業外費用		
社債利息	59	57
その他	0	0
営業外費用合計	60	58
経常利益	85,211	107,216
特別損失		
債務保証損失引当金繰入額	※2　2,060	－
特別損失合計	2,060	－
税引前当期純利益	83,151	107,216
法人税、住民税及び事業税	99	△547
法人税等調整額	△472	△56
法人税等合計	△372	△603
当期純利益	83,524	107,819

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	20,029	195,406	195,406	50,658	50,658	266,093	266,093
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△50,036	△50,036	△50,036	△50,036
当期純利益	－	－	－	83,524	83,524	83,524	83,524
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	33,487	33,487	33,487	33,487
当期末残高	20,029	195,406	195,406	84,145	84,145	299,581	299,581

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	20,029	195,406	－	195,406	84,145	84,145	299,581	－	299,581
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	－	107,819	107,819	107,819	－	107,819
資本準備金からその他資本剰余金への振替	－	△190,000	190,000	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	16	16
当期変動額合計	－	△190,000	190,000	－	107,819	107,819	107,819	16	107,835
当期末残高	20,029	5,406	190,000	195,406	191,965	191,965	407,400	16	407,417

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

１　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券（市場価格のない株式等）

移動平均法による原価法

２　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～50年

工具、器具及び備品　２～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。

３　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社の借入金及び当座借越に対する債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

当事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

1　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券(市場価格のない株式等)

移動平均法による原価法

2　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～50年

工具、器具及び備品　２～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、利用可能期間(５年)に基づく定額法により償却しております。

3　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金は退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計算しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社の借入金及び当座借越に対する債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当社は、ソニーグループ株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
短期金銭債権	51,347百万円	173,101百万円
短期金銭債務	204百万円	240百万円

２　保証債務

次の関係会社の金融機関からの借入金及び当座借越に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
プラウドライフ株式会社	1,756百万円	1,719百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引高

	前事業年度 （自　2023年４月１日 至　2024年３月31日）	当事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）
営業取引による取引高		
営業収益	89,061百万円	112,408百万円
営業費用	485百万円	737百万円
営業取引以外による取引高	2,086百万円	100百万円

※２　前事業年度における債務保証損失引当金繰入額は、当社の連結子会社であるプラウドライフ株式会社の財政状態等を勘案し、同社の銀行借入及び当座借越に対する債務保証につき、損失負担見込額を計上したものであります。

（有価証券関係）

前事業年度末（2024年３月31日）において、保有している子会社株式（貸借対照表計上額　242,800百万円）は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当事業年度末（2025年３月31日）において、保有している子会社株式（貸借対照表計上額　243,038百万円）は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	－百万円	128百万円
関係会社株式評価損	2,176百万円	2,240百万円
賞与引当金	117百万円	128百万円
未払事業税	7百万円	－百万円
退職給付引当金	57百万円	64百万円
減価償却費	6百万円	8百万円
株式報酬費用	6百万円	17百万円
減損損失	17百万円	14百万円
債務保証損失引当金	630百万円	649百万円
その他	5百万円	47百万円
繰延税金資産小計	3,025百万円	3,299百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円	△128百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,343百万円	△2,417百万円
評価性引当額小計	△2,343百万円	△2,545百万円
繰延税金資産合計	681百万円	753百万円
繰延税金負債		
その他	－百万円	△15百万円
繰延税金負債合計	－百万円	△15百万円
繰延税金資産の純額	681百万円	737百万円

2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
受取配当金益金不算入	△31.3	△31.3
その他	0.2	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.4	△0.7

3　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立し、2026年４月１日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が22百万円増加し、法人税等調整額が22百万円減少しております。

（重要な後発事象）

前事業年度（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】(2025年３月31日現在)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	111	79	―	23	168	172
工具、器具及び備品	32	95	―	17	110	144
建設仮勘定	7	23	12	―	17	―
有形固定資産計	151	198	12	40	296	316
無形固定資産						
特許権	0	0	―	0	0	―
ソフトウエア	921	47	2	190	775	―
ソフトウエア仮勘定	10	541	47	―	505	―
その他	0	0	0	0	0	―
無形固定資産計	933	588	49	190	1,281	―

(注) ソフトウエア仮勘定の増加は、主に自社利用ソフトウエアの開発によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	383	420	383	420
役員賞与引当金	53	57	53	57
退職給付引当金	186	43	27	202
債務保証損失引当金	2,060	―	―	2,060

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2025年３月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３ヵ月以内
基準日	毎年３月31日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年３月31日又は９月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	―
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは、次のとおりです。 https://www.sonyfg.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．上記に記載した基準日のほか、別途基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

２．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めています。

①　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

②　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

③　株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の７第１項の適用がありません。

２　【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	
事業年度(第20期)(自　2023年４月１日　至　2024年３月31日)	2024年６月25日関東財務局長に提出
事業年度(第21期)(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)	2025年６月16日関東財務局長に提出
(2) 半期報告書及び確認書	
事業年度(第21期中)(自　2024年４月１日　至　2024年９月30日)	2024年11月22日関東財務局長に提出
(3) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類	2024年10月24日関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２(新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書	2025年１月24日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号(財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書	2025年２月12日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号(親会社の異動)の規定に基づく臨時報告書	2025年５月14日関東財務局長に提出
(5) 訂正発行登録書(普通社債)	2025年１月24日関東財務局長に提出
	2025年２月12日関東財務局長に提出
	2025年５月14日関東財務局長に提出

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部　【特別情報】

第１　【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部　【株式公開情報】

第１　【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2024年７月１日	2025年３月14日
種類	第１回新株予約権 （ストック・オプション）	第２回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式　16,430株	普通株式　11,397,491株
発行価格	162円　（注）３、５	178円　（注）３、５
資本組入額	81円　（注）５	89円　（注）５
発行価額の総額	2,650,000円	2,018,667,000円
資本組入額の総額	1,325,000円	1,009,333,500円
発行方法	2024年１月10日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2025年１月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２	（注）２

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」）の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」）第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年３月31日であります。

２．同施行規則第272条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	１株につき162円　（注）５	１株につき178円　（注）５
行使期間	2024年７月１日から 2034年６月30日まで ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。	2025年３月14日から 2035年３月13日まで ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
行使の条件	「第一部　企業情報　第４提出会社の状況（2）新株予約権等の状況　①ストックオプション制度の内容」に記載しております。	「第一部　企業情報　第４提出会社の状況（2）新株予約権等の状況　①ストックオプション制度の内容」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

（注）　新株予約権②について、新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（当社子会社業務執行取締役１名及び当社子会社従業員２名）により、発行数は11,201,974株、発行価格の総数は1,984,038,000円、資本組入額の総数は992,019,000円となっております。

５．2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき、同日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の割合で株式分割を行っております。これにより、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割による調整後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
遠藤　俊英	―	会社役員	16,430	2,650,000 (162)	特別利害関係者等(当社取締役 代表執行役 社長 CEO)

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
遠藤　俊英	―	会社役員	435,395	77,115,000 (178)	特別利害関係者等(当社取締役 代表執行役 社長 CEO)
山田　和宏	―	会社役員	207,018	36,666,000 (178)	特別利害関係者等(当社取締役 執行役 CFO)
池内　省五	―	会社役員	23,002	4,074,000 (178)	特別利害関係者等(当社社外取締役)
吉澤　和弘	―	会社役員	23,002	4,074,000 (178)	特別利害関係者等(当社社外取締役)
早瀬　保行	―	会社役員	23,002	4,074,000 (178)	特別利害関係者等(当社社外取締役)
丹生谷　美穂	―	会社役員	23,002	4,074,000 (178)	特別利害関係者等(当社社外取締役)
髙橋　薫	―	会社役員	284,239	50,343,000 (178)	特別利害関係者等(当社執行役)
坪田　博行	―	会社役員	225,091	39,867,000 (178)	特別利害関係者等(当社執行役)
南　啓二	―	会社役員	225,091	39,867,000 (178)	特別利害関係者等(当社執行役)
伊藤　浩気	―	会社役員	180,730	32,010,000 (178)	特別利害関係者等(当社執行役)
鈴木　隆行	―	会社役員	208,661	36,957,000 (178)	特別利害関係者等(当社執行役)
大坪　治	―	会社役員	136,369	24,153,000 (178)	特別利害関係者等(当社執行役)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
長谷川　樹生	―	会社役員	129,797	22,989,000 (178)	特別利害関係者等 (当社子会社業務執行取締役)
浅沼　裕治	―	会社役員	129,797	22,989,000 (178)	特別利害関係者等 (当社子会社業務執行取締役)
出井　学	―	会社役員	129,797	22,989,000 (178)	特別利害関係者等 (当社子会社業務執行取締役)
清宮　裕晶	―	会社役員	116,653	20,661,000 (178)	特別利害関係者等 (当社子会社業務執行取締役)
渡邉　尚史	―	会社役員	116,653	20,661,000 (178)	特別利害関係者等 (当社子会社業務執行取締役)
峰山　正樹	―	会社役員	39,432	6,984,000 (178)	特別利害関係者等 (当社子会社業務執行取締役)
昆　雅樹	―	会社役員	19,716	3,492,000 (178)	特別利害関係者等 (当社子会社業務執行取締役)

(注) 1．上記のほか、当社従業員22名及び当社子会社従業員200名が新株予約権の取得者であり、総数8,525,527株が割り当てられております。
2．退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
3．2025年８月８日開催の取締役会決議に基づき、同日付で普通株式435,100,266株につき7,149,358,214株の株式分割を行っております。これにより、上記「割当株数」は、当該株式分割後の「割当株数」を記載しております。

3　【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３　【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ソニーグループ株式会社　※１	東京都港区港南１－７－１	7,149,358,214	99.84
遠藤　俊英　※２	－	451,825 (451,825)	0.01 (0.01)
髙橋　薫　※４	－	284,239 (284,239)	0.00 (0.00)
坪田　博行　※４	－	225,091 (225,091)	0.00 (0.00)
南　啓二　※４	－	225,091 (225,091)	0.00 (0.00)
鈴木　隆行　※４	－	208,661 (208,661)	0.00 (0.00)
山田　和宏　※４	－	207,018 (207,018)	0.00 (0.00)
伊藤　浩気　※４	－	180,730 (180,730)	0.00 (0.00)
大坪　治　※４	－	136,369 (136,369)	0.00 (0.00)
長谷川　樹生　※５	－	129,797 (129,797)	0.00 (0.00)
浅沼　裕治　※５	－	129,797 (129,797)	0.00 (0.00)
出井　学　※５	－	129,797 (129,797)	0.00 (0.00)
清宮　裕晶　※５	－	116,653 (116,653)	0.00 (0.00)
渡邉　尚史　※５	－	116,653 (116,653)	0.00 (0.00)
※７	－	116,653 (116,653)	0.00 (0.00)
※７	－	116,653 (116,653)	0.00 (0.00)
※７	－	116,653 (116,653)	0.00 (0.00)
原　佳子　※５	－	96,937 (96,937)	0.00 (0.00)
※７	－	96,937 (96,937)	0.00 (0.00)
※７	－	96,937 (96,937)	0.00 (0.00)
※７	－	96,937 (96,937)	0.00 (0.00)
山下　奈保子　※４	－	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
田部井　大作　※６	－	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※７	－	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※７	－	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	—	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
※7	―	78,864 (78,864)	0.00 (0.00)
峰山　正樹　※5	―	39,432 (39,432)	0.00 (0.00)
池内　省五　※3	―	23,002 (23,002)	0.00 (0.00)
吉澤　和弘　※3	―	23,002 (23,002)	0.00 (0.00)
早瀬　保行　※3	―	23,002 (23,002)	0.00 (0.00)
丹生谷　美穂　※3	―	23,002 (23,002)	0.00 (0.00)
昆　雅樹　※5	―	19,716 (19,716)	0.00 (0.00)
その他　175名　※7	―	4,633,260 (4,633,260)	0.06 (0.06)
計	―	7,160,576,618 (11,218,404)	100.00 (0.16)

(注) 1．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次の通り株主の属性を示します。
※1　特別利害関係者等(大株主上位10名)
※2　特別利害関係者等(当社取締役 代表執行役 社長 CEO)
※3　特別利害関係者等(当社社外取締役)
※4　特別利害関係者等(当社執行役)
※5　特別利害関係者等(当社子会社業務執行取締役)
※6　特別利害関係者等(当社子会社監査役)
※7　当社又は当社子会社の従業員
2．(　)内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3．株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

独立監査人の監査報告書

2025年8月29日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林尚明
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原田優子
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石橋武昭

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 210 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニーフィナンシャルグループ株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の重要な会計上の見積り注記に記載のとおり、会社の連結貸借対照表に計上されている有価証券(2024年3月期残高16,801,560百万円)には、レベル3の時価に分類される証券化商品(2024年3月期残高391,102百万円)が含まれている。 当該証券化商品の時価の算定にあたっては、重要な観察できないインプットとしてクレジット・スプレッドが用いられている。会社は、当該証券化商品について、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて評価を行っている。 当該証券化商品は、連結財務諸表における金額的重要性が高く、時価の算定にあたり重要な観察できないインプットであるクレジット・スプレッドが仮定として用いられていることから、見積りの不確実性が高い。また、監査手続の実施においては専門的な技能及び知識が必要となることから、当監査法人は、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、レベル3の時価に分類される証券化商品の時価の見積りに関して、主に以下の監査手続を実施した。 ・時価の妥当性を検証するために経営者が構築した内部統制の整備・運用評価手続を実施した。 ・経営者が利用する取引金融機関等以外の第三者から時価が入手できるものについては、その第三者から直接時価を入手し、経営者が用いた時価との差異の合理性を検討した。 ・経営者が利用する取引金融機関等以外の第三者から時価が入手できないものについては、金融商品評価の専門家を利用して、証券化商品の性質に応じて、当監査法人が独自に入手したクレジット・スプレッドを用いて時価を算出し、経営者が用いた時価と比較することで、経営者が利用する取引金融機関等の第三者の使用した仮定及び時価の算定方法の妥当性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場

合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2025年8月29日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林尚明

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原田優子

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石橋武昭

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 210 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニーフィナンシャルグループ株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルグループ株式会社及び連結子会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

レベル3の時価に分類される証券化商品の時価評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の重要な会計上の見積り注記に記載のとおり、会社の連結貸借対照表に計上されている有価証券(2025年3月期残高17,528,295百万円)には、レベル3の時価に分類される証券化商品(2025年3月期残高473,514百万円)が含まれている。 会社は、当該証券化商品について、取引金融機関等の第三者から入手した価格を用いて評価を行っている。当該証券化商品の時価の算定にあたっては、重要な観察できないインプットとしてクレジット・スプレッドが用いられている。 当該証券化商品は、連結財務諸表における金額的重要性が高く、時価の算定にあたり重要な観察できないインプットであるクレジット・スプレッドが仮定として用いられていることから、見積りの不確実性が高い。また、監査手続の実施においては専門的な技能及び知識が必要となることから、当監査法人は、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、レベル3の時価に分類される証券化商品の時価の見積りに関して、主に以下の監査手続を実施した。 ・時価の妥当性を検証するために経営者が構築した内部統制の整備・運用評価手続を実施した。 ・経営者が利用する取引金融機関等以外の第三者から時価が入手できるものについては、その第三者から直接時価を入手し、経営者が用いた時価との差異の合理性を検討した。 ・経営者が利用する取引金融機関等以外の第三者から時価が入手できないものについては、金融商品評価の専門家を利用して、証券化商品の性質に応じて、当監査法人が独自に入手したクレジット・スプレッドを用いて時価を算出し、経営者が用いた時価と比較することで、経営者が利用する取引金融機関等の第三者の使用した仮定及び時価の算定方法の妥当性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）の第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場

合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2025年8月29日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小林尚明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原田優子

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石橋武昭

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 210 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニーフィナンシャルグループ株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 20 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表の有価証券関係注記に記載のとおり、会社は、2024年3月31日現在、関係会社株式242,800百万円を貸借対照表に計上しており、全てが市場価格のない子会社株式である。当該金額は総資産額の75.11%に相当する。 市場価格のない子会社株式について財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がある。ただし、実質価額が著しく下落した場合においても、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。 市場価格のない子会社株式は、財務諸表における金額的重要性が高く、実質価額の著しい下落により減損処理が行われると、財務諸表全体に与える金額的影響が大きくなる可能性がある。したがって、当監査法人は、市場価格のない子会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、市場価格のない子会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・監査上重要と判断した会議体の議事録の閲覧及び経営者等への質問を通じて子会社の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する子会社の有無を検討した。 ・実質価額を各子会社の財務数値より再計算し、帳簿価額との比較に際して用いた実質価額の正確性、及び帳簿価額に対する実質価額の著しい下落が生じた子会社株式の有無について、経営者の判断の妥当性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸

表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2025年8月29日

ソニーフィナンシャルグループ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林尚明

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原田優子

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石橋武昭

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 210 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソニーフィナンシャルグループ株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソニーフィナンシャルグループ株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない子会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
財務諸表の有価証券関係注記に記載のとおり、会社は、2025 年 3 月 31 日現在、関係会社株式 243,038 百万円を貸借対照表に計上しており、全てが市場価格のない子会社株式である。当該金額は総資産額の 57.68%に相当する。 市場価格のない子会社株式について財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がある。ただし、実質価額が著しく下落した場合においても、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。 市場価格のない子会社株式は、財務諸表における金額的重要性が高く、実質価額の著しい下落により減損処理が行われると、財務諸表全体に大きな金額的影響を与える可能性がある。したがって、当監査法人は、市場価格のない子会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、市場価格のない子会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・監査上重要と判断した子会社について、会議体の議事録の閲覧及び経営者等への質問を通じて子会社の経営環境を理解し、財政状態が悪化している子会社の有無を検討した。 ・監査上重要と判断した子会社について、株式の実質価額を各子会社の財務数値に基づいて再計算し、帳簿価額との比較に際して用いた実質価額の正確性について経営者の計算結果の妥当性を評価するとともに帳簿価額に対する実質価額の著しい下落が生じた子会社株式の有無について、経営者の判断の妥当性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）の第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸

表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上